

運営委員会における検討事項に関する参考資料

※ 数字は各頁右下のページ番号です

運営委員会における検討事項について . . . (表 2)

学生募集時期等の確認事項関連資料

1-① 学生募集時期に関する確認事項の変更について (H21. 5. 29)	. . . 1
1-② 高大・高専接続の全体イメージ (大阪)	. . . 5
1-③ 高大接続改革対応特別委員会「最終報告書」(大阪府専各連)	. . . 7
1-④ 各都道府県における学生募集時期の申し合わせに関するアンケート	. . . 32
1-⑤ 各都道府県における学生募集時期の申し合わせに関するアンケート (まとめ)	. . . 35
1-⑥ 学生募集時期見直し案【たたき台】	. . . 41

高等教育段階の負担軽減(大学等における修学の支援)関連資料

2-① 修学支援_政令・省令案に関するパブリックコメント実施について	. . . 42
2-② 修学支援_政令案の概要	. . . 44
2-③ 修学支援_省令案の概要	. . . 51
2-④ Q & A (令和元年5月16日版)	. . . 89
2-⑤ 機関要件の確認事務に関する指針(2019年度版)(案)	. . . 111

東京都予算の編成に関する要望関連資料

3-① 平成31年度東京都予算の編成に関する要望について	. . . 162
------------------------------	-----------

留学生に対する支援等関連資料

4-① 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(概要)	. . . 170
4-② 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	. . . 171
4-③ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策_東専各協会パブリックコメント	. . . 204

運営委員会における検討事項について

公益社団法人東京都専修学校各種学校協会（以下「当協会」という。）は、設立 58 年を迎え、専門職教育制度として、平成 26 年 4 月職業実践専門課程制度、平成 31 年 4 月専門職大学短期大学制度がそれぞれ創設される中、長年の懸案であった専門学校に対する運営費補助が、東京都において、平成 30 年度から職業実践専門課程を対象にその予算化が実現しました。

しかしながら、専修学校・各種学校においては、学校教育法第 1 条校との行政支援での格差是正、質の保証・向上、社会人の学び直しへの人材養成機能の向上、外国人留学生の就職機会の拡大など、今なお多くの重要課題を抱えています。

当協会では、会員校の皆様のご支援、ご指導をいただきながら、これらの課題の解決に向け、専門職教育の魅力発信、健全な学校運営の確保、教育活動の情報公開等公益性の高い事業について、当協会を挙げて一層の充実を図るための事業を積極的に展開する必要があると考えています。

そのため、運営委員会の進め方について業務執行理事会などで検討を行ってまいりました。その中で、運営委員会には、当協会の事業運営等に関する検討すべき喫緊の課題についてご意見を伺いつつ、運営委員会の有機的な運営方法についてもご相談してはどうかという結論となりました。

つきましては、令和元年 5 月 30 日開催の運営委員会においては、下記に記載の当面の課題への当協会の対応について運営委員各位のご意見を承りたく、別添付資料を添えてご連絡いたします。宜しくご審議くださるようお願い申し上げます。

記

1 学生募集時期等の確認事項について

当協会では、募集時期に関して別紙資料 1-①の確認事項により適切に入試を実施するよう申し合わせてきています。一方、大学入試においては、高等学校教育改革、高大接続推進により、選考方法時期が見直されています。当協会における今後の対応について、これまで、業務執行理事会等において別紙資料 1-⑥のようにたたき台を作成しております。

2 高等教育段階の負担軽減(大学等における修学の支援)について

標記事項について、法案が可決され、現在、資料 2-①～③にあるように、具体的な内容が省令案として提出されパブリックコメントの募集がなされています。今後、都道府県において申請手続きが行われることとなります。

3 東京都予算の編成に関する要望について

専修学校各種学校への支援の主体は各都道府県であり、東京都でも従来から資料 3-①のように予算要求を東京都及び都議会あて行っています。令和 2 年度予算編成に関する要望についても今後検討してまいります。

4 留学生に対する支援等について

留学生に対する支援対策は、受入れ、教育、就職と広範囲にわたります。外国人材の受入れでは、在留する外国人の増加に基づき資料 4-①, ②のような総合的対応策が示されています。

当協会では、特に、生活者としての外国人に対する支援のうち (5) 留学生の就職等の支援について資料 4-③で示したように取り組む必要があると考え、パブリックコメントにおいて意見書を提出しました。

以上

社東専各第142号
平成21年5月29日

専修学校各種学校
理事長 殿
校長 殿

社団法人東京都専修学校各種学校協会
会長 小林光俊
(公印略)

「専門学校版AO入試」導入と学生募集時期に関する
確認事項の変更についてのお願い

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本協会の事業運営につきましては、何かとご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、学生募集については平成18年12月18日付文書（社東専各第430号）をもってお願いいたしました「専門学校版AO入試導入と入学願書受付時期に関する確認事項」により行ってまいりましたが、このたび、文部科学省から平成23年度大学入学者選抜に関する変更に関する通知（平成21年3月31日付・20高大振第89号）がございました。その中でAO入試（アドミッション・オフィス）の願書受付時期の開始に関する事項がございました。本協会としても検討の結果、大学に準じて変更することといたしました。AO入試（アドミッション・オフィス）対応は、同じ高等教育機関である専門学校としても重要な課題と認識しております。出願者自身の人物像を学校側の求める学生像（アドミッション・ポリシー）と照らし合わせて合否を決める入試方法は、むしろ専門学校の特徴を活かした入試制度とも言えるものであります。つきましては、以下のとおりとさせていただくことになりましたので、このたびの趣旨をご理解いただき、学生募集が混乱なく行われますようにご理解とご協力のほどお願いいたします。

なお、文部科学省高等教育局文書（平成21年3月31日付・20高大振第89号）にあるとおり、大学においては、入学者選抜実施要綱の変更に伴い、平成22年度入学者選抜から願書の受付を8月1日以降にすることが望ましいとの指導がなされたので、本運用基準も22年度からの実施も可能といたします。

記

平成23年4月以降入学者の入学願書受付に関する確認事項

1. 一般入学願書の受付については、11月1日以降とする
2. 推薦入学願書の受付については、10月1日以降とする
3. 社会人入学願書の受付については、9月1日以降とする
4. AO入試の登録開始については、6月1日以降とする
5. AO入試の事務手続き開始については、8月1日以降とする
6. AO入試、推薦入学、社会人枠入学の受入れ総数は募集定員の70%以内とする
7. 一般入学の合否発表・手続開始は11月1日以降とする
8. 推薦入学の合否発表・手続開始は10月15日以降とする
9. 社会人・大学生枠の入学の合否発表・手続開始は9月15日以降とする

「専門学校版AO入試」の条件

1. 「専門学校版AO入試」は、内定後から入学までの期間、入学予定者に対して継続的課題を課すことを必須とする。
2. 「専門学校版AO入試」導入に当たっては、「AO入試実施規定」を策定し公開する
3. 「専門学校版AO入試に関する運用基準」を順守すること

※ 下線部分は変更箇所

平成23年度入試選抜に関する専門学校版AO入試に関する運用基準

(平成21年5月27日)

1. 5月31日以前

(1) 専門学校版AO入試実施要綱作成

アドミッションポリシー（学生像）、主な選考方式・過程の解説
継続的指導の内容、登録用紙（エントリーシート）の作成

(2) 専門学校版AO入試実施要綱の公開

アドミッションポリシー（学生像）、主な選考方式・過程の解説
継続的指導の内容、

2. 6月1日以降に可能な事項

(1) 登録確認

登録用紙の受付、面接等日程表の配布

(2) 本人の意思確認（※ 口頭も可）

(3) AO入試申し込み書類受領（※ 担任または保護者の確認署名を求める）

(4) アドミッションポリシーによる選考

面接、実習、課題提出、作品提出などによる

(5) AO入試の結果伝達（書面、Eメール、口頭）

AO入試の結果発表、追加選考の有無、AO入試結果内定書の交付
高等学校への連絡（※連絡に際しては本人の同意を得る）

(6) 継続的指導

課題に関する支援・指導・助言、体験授業、聴講、Eラーニング

3. 8月1日以降に可能な事項

(1) 必要書類受領

入学願書、成績表など

(2) 入学選考料受領

(3) 最終選考

(4) 合格通知

(5) 入学納付金納入

(6) 入学許可証発行

(7) 継続的指導

課題に関する支援・指導・助言、体験事業、聴講、Eラーニング

4. 実態の把握

- (1) AO入試実施校の要綱収集
- (2) AO入試総合相談窓口の開設
内容説明、違反学校へのクレーム処理
- (3) ホームページ開設
- (4) 関係機関・関連団体との連携
- (5) 他の教育機関（大学、短期大学）の状況に関する情報収集

5. 違反校への処置

本基準に違反した場合は、東京都専修学校各種学校倫理運用委員会に付託する

※ ただし、文部科学省高等教育局文書（平成 21 年 3 月 31 日付・20 高大振第 89 号）にあるとおり、大学においては、入学者選抜実施要綱の変更に伴い、平成 22 年度入学者選抜から願書の受付を 8 月 1 日以降にすることが望ましいとの指導がなされましたので、本運用基準も 22 年度からの実施も可能といたします。

実施時期の見直し

多面的・総合的な選考に向けた時期の明確化

		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
A O 入 試	現状	出願 (8/1以降)	発表 (設定無し、10月 以前が42%)							
	改善案		出願 (9/1以降)		発表 (11/1以降)					
推 薦 入 試	現状				出願 発表 (11/1以降) (設定無し、11月 以前が42%)					
	改善案				出願 (11/1以降)	発表 (12/1以降)				
一 般 入 試	現状							試験(注) (2/1-4/15以降)	発表(注) (~4/25)	
	改善案				※小論文、プレゼン、口頭 試問、実技などは、2/1 以前の実施可能を明確化		試験(注) (2/1~3/25)	試験 (2/1-4/15以降)	発表 (~3/31)	

大学入学共通テスト

(注)AO入試・推薦入試でも、教科・科目に係るテストを課す場合は同様

引用：文部科学省「高大接続改革の進捗状況について」より、「高大接続改革の実施方針等の策定について」に基づきリクルート進学総研加筆

大阪府の対応

専門学校の願書受付始期の見直し

		6月	7月	8月	9月	10月
A O 入 試	現状	エントリー受付 (6月1日以降)	結果内定	出願・合格発表 (8月1日以降)		
	改善案	エントリー受付 (6月1日以降)	丁寧な出願要件の確認・通知		出願・合格発表 (9月1日以降)	
推 薦 入 試	現状					出願・合格発表 (10月1日以降)
	改善案					出願・合格発表 (10月1日以降)
一 般 入 試	現状					出願・合格発表 (10月1日以降)
	改善案					出願・合格発表 (10月1日以降)

高大接続改革の全体イメージ

高等学校教育

● 教育内容の見直し
次期学習指導要領の改訂など
[H26.11～教育課程企画特別部会で審議中]

- ・学習指導要領等の基本的な考え方を明確化
- ・育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直し

● 学習・指導方法の改善と教員の指導力向上
教員の養成・採用・研修の見直し
[H27～教員養成部会で審議中]

● 多面的な評価の推進
学習評価の改善
[H27年度から、高大接続システム改革会議評価検討ワーキンググループで検討予定]

多様な学習成果を測定するツールの充実

- ・高等学校基礎学力テスト(仮称)の導入
- ・農・工・商などの検定試験や英語などの民間検定の利活用の促進

大学入学者選抜

個別選抜の改革
ポリシーに合った選抜

各大学において、入学受入れ方針に基づき、例えば下記の方法からどのような比重で活用するのかが等々決定・公開

ア. 大学入学希望者学力評価テスト(仮)
イ. 記述・論文式問題
ウ. 高校時代の学習・活動歴
エ. エッセイ
オ. 入学希望理由書、学修計画書
カ. 面接、集団討論、プレゼン

◆調査書の改善

大学教育

各大学教育理念に基づく三つの方針の一体的な策定を法令上位置づけ、ガイドラインを策定

入学受入れ方針
(アドミッション・ポリシー)

二つの方針を受け、以下の三要素について各大学でどのような能力をどのよう方法で評価するのが明確化。

教育課程編成・実施方針
(カリキュラム・ポリシー)

各大学において、それぞれの卒業認定・学位授与の方針の達成のためにどのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかが明確化

卒業認定・学位授与方針
(ディプロマ・ポリシー)

各大学において、どのような能力を身に付けた者の卒業を認定し、学位を授与するのかが明確化

① 知識・技能
② 思考力・判断力・表現力
③ 主体性・多様性・協働性

●カリキュラムの体系化

- ・初年次教育の充実
- ・教養教育と専門教育の充実
- ・履修・学修支援の充実

●卒業に必要な要件の明確化と厳格な卒業認定・学位授与

●卒業後を見据えた社会との連携強化

◆FD, SDの充実、◆認証評価制度の改善

引用：文部科学省「高大接続システム改革会議最終報告」に基づきリクルート進学総研作成（一部節略）

高・専接続推進の全体イメージ

高等学校教育

○ 教育内容の見直し
次期学習指導要領の改訂など

- ・学習指導要領等の基本的な考え方を明確化
- ・育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直し

○ 学習・指導方法の改善と教員の指導力向上
教員の養成・採用・研修の見直し

○ 多面的な評価の推進
学習評価の改善
多様な学習成果を測定するツールの充実

- ・高校生のための学びの基礎診断の導入
- ・キャリア・パスポート
- ・農・工・商などの検定試験や英語などの民間検定の利活用の促進

◆普通科以外の専門学科、総合学科や定時制・通信制課程などの特色に応じた学習成果

◆専修学校高等課程での学習成果

専門学校入試

各校入試の充実・改革
ポリシーに合った入試

各校において、募集方針に基づき、例えば下記の方法からどのような比重で実施するのかが等々決定・公開

ア. 活動報告書、入学希望理由書、学修計画書
イ. 面接、小論文、プレゼンテーション、実技、資格・検定試験の成績
ウ. 各種大会や顕彰等の記録、探究的な学習の成果等に関する資料やその面談
エ. 当該分野を学ぶための基礎学力試験
オ. 職業キャリア教育（F A C E）の成果

【学力の三要素】

①知識・技能
②思考力・判断力・表現力
③主体性・多様性・協働性

専門学校教育

2020年度入試(2021年度入学対象者)から

各校教育理念等に基づく三つのポリシーの一体的な策定を奨励

募集方針

到達目標、教育目標を受け、各校がどのような生徒を受け入れたいのか、そのためにどのような方法で入試を実施するのか（高等学校での学び、特に学力の3要素をどのように評価するか、もしくは評価しないことも含めて）明確化する

教育目標

各校において、到達目標達成のためにどのような教育内容を設定し、実施、評価するのかが明確化する

- 教育課程編成委員会の議論を経たカリキュラムの体系化
- シラバス、コマシラバスの作成
- 定められた期間において、何ができるようになるのかの見える化

到達目標

各校において、卒業時にどのような能力を身につけさせ社会に輩出するのかが明確にする

- 全学生を分母とする関連分野就職率
- 受験者数/合格者数を明示した資格取得率
- 卒業認定に関わる作品、研究の公開等

卒業後を見据えた社会との連携強化

◆学校関係者評価の充実

◆情報公開の推進

高大接続改革対応特別委員会 「最終報告」

平成31年（2019年）3月4日

一般社団法人 大阪府専修学校各種学校連合会
高大接続改革対応特別委員会

文責／一般社団法人 大阪府専修学校各種学校連合会
高大接続改革対応特別委員 重里徳太

目次

I	検討の背景	1
II	検討の経緯	2
	(1) 高大接続改革対応特別委員会について	2
	ア. 設立時の考え方.....	2
	イ. 委員会の開催.....	3
	(2) 検討すべき課題と背景.....	4
	ア. 大学の入試区分変更.....	4
	イ. 大学の願書受付始期・入試実施時期変更.....	4
	ウ. 大学の入試内容変更.....	5
III	検討すべき課題に対する外部からの意見	5
	ア. 入試区分変更への対応.....	6
	イ. 願書受付始期・入試実施時期変更への対応.....	6
	ウ. 入試内容への対応.....	7
	エ. その他.....	7
IV	会員・非会員校基礎調査アンケートの結果概要	9
	(1) 実施概要	9
	(2) アンケート集計結果.....	9
V	大専各としての対応方針	15
	(1) 入試区分について	15
	ア. AO入試.....	16
	イ. 推薦入試.....	16
	ウ. 一般入試.....	16
	(2) 願書受付始期・入試実施時期について.....	16
	ア. AO入試.....	17
	イ. 推薦入試.....	18
	ウ. 一般入試.....	18
	エ. その他.....	18
	(3) 入試内容について.....	18
	ア. 三つのポリシー設定・公表（募集方針・教育目標・到達目標）	19
	イ. 入試の評価方法.....	19
VI	その他の課題	20
	(1) JAPAN e-Portfolio への対応について	21
	(2) インターネット出願について.....	21
	(3) 入学前教育について	22
	(4) 今後の対応について.....	22

I 検討の背景

- 近年、国によって高大接続改革の議論が進み、平成28年3月に「高大接続システム会議」によって最終報告がまとめられ、その後、「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」の場における検討結果によって、文部科学省より、平成29年7月「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」の公表、さらには平成30年10月「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正」が公表された。
- この最終報告によれば、これらの背景には、新たな時代に向けて国内外に大きな社会変動が起こり、将来の予見が不確実な中で、先行きの不透明な時代であるからこそ、多様な人々と協力しながら主体性を持って人生を切り開いていく力が重要になるということ。また、知識の量だけでなく、混とんとした状況の中に問題を発見し、答えを生み出し、新たな価値を創造していくための資質や能力が重要になるということから、こうした資質・能力を育むことができるよう、抜本的な教育改革を進める必要があること。そして、この教育改革を進めるに当たり、身に付けるべき力として特に重視すべきは、(1)十分な知識・技能、(2)それらを基盤にして答えが一つに定まらない問題に自ら解を見いだしていく思考力・判断力・表現力等の能力、そして(3)これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度であり、これからの教育は、この(1)～(3)を「学力の3要素」として、学力の定義の中に、知識・技能以外の要素として位置づけられたことは、大学と異なり偏差値で志望校選択がなされない専門学校にとって、大いに評価できるものである。
- しかしながら、最終報告には、この教育改革が、幕末から明治にかけての教育の変革に匹敵する大きな改革であり、それが成就できるかどうか我が国の命運を左右すると言っても過言ではないとされながらも、高大接続システムの名の通り、高等学校新卒者の16%、数にして約17万人(平成30年度文部科学省学校基本調査による)が進学する専門学校への接続視点はほとんど語られていない。また、職業教育という観点から、専門学校が分野に関わらず教育に力点を置いてきたのは、まさに「実務力養成を通じた思考力・判断力・表現力や、これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」であり、高等学校教育の延長線上に専門学校進学もあることが欠如していることは、大学進学か専門学校進学かを検討する高校生にとっても、不利益になりかねない。さらには、高大だけの接続という限定的な表現は、進路指導にあたる高校教員にも混乱を招き、専門学校の学生募集についても少なからず影響が生じることは明白である。
- これらの状況を鑑み、一般社団法人大阪府専修学校各種学校連合会(以下、大専各と呼ぶ)では、それらの問題への対応について、平成30年7月の全国専修学校各種学校総連合会近畿ブロック協議会大阪大会にて提起。協議の結果、以下が総意として決議された。
 1. 文部科学省および全国専修学校各種学校総連合会において、高大接続改革の情報を、会員校に周知、共有を図ることを促進
 2. 願書受付始期および入試実施時期の統一検討
- 上記の決議を受け、「願書受付始期および入試実施時期の統一検討」においては、大阪はもとより、近畿ブロックでの統一を目指し協議をしていく機関として、平成30年9月、大専各内に「高大接続改革対応特別委員会」を設置することとした。本来であれば、大学と同様に文部科学省からの要項の発令や、許認可元である都道府県による指導を待ちたいところで

はあるが、制度上困難である状況から、大専各が自主的に取り組むことも専門学校への信頼向上に寄与するものと位置づけ議論を開始した。

Ⅱ 検討の経緯

(1) 高大接続改革対応特別委員会について

ア. 設立時の考え方

- 名称 本来的には、高専接続に寄与するための方向性を導く委員会であるが、高等学校から高等教育への導線が大学だけであるかのような高大接続という名称に対し一石を投じるという観点から、敢えて高大接続改革対応特別委員会(以下、委員会と呼ぶ)という名称を付した。
- 期間 2018年9月～2019年3月(基本的には月1回程度)
- 委員構成 5名
清水尚道(大専各理事長、森ノ宮医療学園専門学校 理事長)
重里徳太(大専各副理事長、日本分析化学専門学校 総長)
藤井静児(大専各副理事長、ル・トーア東亜美容専門学校 理事長)
福田益和(大専各理事、大阪工業技術専門学校 理事長)
高田直樹(大専各広報委員長、ホスピタリティーツーリズム専門学校大阪 校長)
- オブザーバー・近畿各府県専各 各2名程度(オブザーバー)
・その他オブザーバー参加を希望する都道府県専各役員、事務局等
- 審議題 1. 入試名
2. 願書受付始期
3. 入試実施時期
4. 上記変更に伴う必要なガイドライン策定等
5. 審議結果の周知方法等
- 経費概算
会場借上 14,000円×5回= 70,000円
意見発表者謝金 7,000円×2人= 14,000円
意見発表者交通費 28,900円×2人= 57,800円
会員校アンケート、その他雑費 50,000円
合計 191,800円
- 意見聴取 1. 近畿高等学校進路指導連絡協議会(大阪府高等学校進路指導研究会)公私立団体代表者 各1名
2. リクルート進学総研 代表者
3. ベネッセ教育総合研究所 代表者
4. その他
- 聴取内容 1. 高大接続改革に対するそれぞれの立場からみた現状や課題
2. 高校現場や大学の改革への対応状況
3. 上記に対する専門学校へ考えられる影響
4. 入試名、願書受付始期、入試実施時期に対する専門学校への意見
5. 専門学校の入試内容の現状考察と今後の対応への意見

6. その他

- その他 まずは近畿ブロックでの統一をめざしつつ、必要に応じ、審議経過は全国専修学校各種学校総連合会、東京都専修学校各種学校協会や近畿以外の各ブロックと情報共有し、条件が整えば広範な統一を図ることを目標にする。

イ. 委員会の開催

- 第1回 2018年(平成30年)10月9日(火)大阪私学会館308

出席者/委員 : 清水尚道、重里徳太、藤井静児、福田益和、高田直樹
意見聴取者 : 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ
リクルート進学総研 所長
リクルート「カレッジマネジメント」編集長 小林 浩
オブザーバー : 影山弘典(京都専各)、丸山博久、福岡壯治、中垣義則(以上、兵庫専各)、森川和哉(香川専各)

議 題/ 1. 高大接続改革への対応についての意見聴取
2. 質疑応答

- 第2回 2018年(平成30年)10月22日(月)大阪私学会館308

出席者/委員 : 清水尚道、重里徳太、藤井静児、福田益和、高田直樹
意見聴取者 : 株式会社ベネッセコーポレーション
ベネッセ教育総合研究所 副所長 小林一木
ベネッセ教育総合研究所 研究員 佐藤昭宏
オブザーバー : 外池和彦、長良秀昭(以上、滋賀専各)、竹本雅信(京都専各)、丸山博久、福岡壯治、中垣義則(以上、兵庫専各)、前鼻英蔵(北海道専各)、森川和哉(香川専各)

議 題/ 1. 高大接続改革への対応についての意見聴取
2. 質疑応答

- 第3回 2018年(平成30年)12月5日(水)大阪私学会館401

出席者/委員 : 清水尚道、重里徳太、藤井静児、福田益和、高田直樹
意見聴取者 : 大阪府高等学校進路指導研究会 山本倫生、松本太郎
大阪市立高等学校教育研究会 藤本顕
大阪私立高等学校進路指導研究会 中間茂治、西田哲也
兵庫県高等学校進路指導研究会 永安伸吉
奈良県高等学校等進路指導研究協議会 松本浩幸
近畿高等学校進路指導連絡協議会事務局
兼 和歌山県高等学校進路指導研究会 北崎政樹
オブザーバー : 三田清栄(京都専各)、丸山博久、中垣義則(以上、兵庫専各)、前鼻英蔵(北海道専各)、木村公直(香川専各)

議 題/ 1. 高大接続改革への対応についての意見聴取

2. 質疑応答

3. その他

○第4回 2019年(平成31年)1月25日(金)大阪私学会館308

出席者/委員 : 清水尚道、重里徳太、藤井静児、福田益和

オブザーバー : 太田 賢(京都専各)、丸山博久、中垣義則(以上、兵庫
専各)、前鼻英蔵(北海道専各)、森川和哉(香川専各)

議 題/ 1. 高大接続に対応するための基礎調査アンケート集計結果について
2. 外部意見聴取(3回)とアンケート集計結果からの論点整理
3. 今後めざす方向性について

○第5回 2019年(平成31年)2月25日(月)大阪私学会館308

出席者/委員 : 清水尚道、重里徳太、藤井静児、福田益和、高田直樹

オブザーバー : 加藤俊明(京都専各)、丸山博久、福岡壯治、中垣義則
(以上、兵庫専各)、亀本浩史(香川専各)

議 題/ 1. 高大接続改革対応特別委員会 最終報告案について
2. 近畿統一に向けた今後の進め方について
3. 次年度の対応について

(2) 検討すべき課題と背景

ア. 大学の入試区分変更

多面的・総合的な評価の観点からの改善を図りつつ、各々の入学者選抜としての特性をより明確にする観点から、大学が以下の通り入試名を変更することに対し、専門学校としてどのように対応すべきか。

○「AO入試」⇒「総合型選抜」

○「推薦入試」⇒「学校推薦型選抜」

○「一般入試」⇒「一般選抜」

イ. 大学の願書受付始期・入試実施時期変更

現行のAO入試・推薦入試については、本来の趣旨・目的に沿った丁寧な選抜が行われていなかったり、早期に合格が決定されることにより高等学校教育や本人の学習意欲に悪影響を及ぼしたり、その後の大学教育への円滑な接続に繋がっていないなどの問題。および本来的には教育課程に基づく学習を終える近い時期に、出願・合格発表が行われることが適当であるなど、高等学校教育への影響等を考慮する観点から、大学は入学者選抜のプロセス(出願時期、実施時期、合格発表時期)について、以下の通り新たに基準を設定することに対し、専門学校としてどのように対応すべきか。

○「総合型選抜」(現行、AO入試)

学力の3要素を多面的・総合的に評価するために必要な期間を考慮するとともに、高等学校教育や本人の学習意欲への影響等の観点から、教育上、より適切な出願時期とすることや、学校推薦型選抜の出願時期も考慮し設定。

・出願時期 : 9月以降(現行8月以降)

・合格発表時期 : 11月以降(現行設定無し)

○「学校推薦型選抜」(現行、推薦入試)

高等学校の推薦を踏まえ、学力の3要素を多面的・総合的に評価するために必要な期間と総合型選抜との関係も考慮し設定。

- ・出願時期： 11月以降（現行通り）
- ・合格発表時期： 12月以降（現行設定無し）

○「一般選抜」（現行、一般入試）および教科・科目に係るテストの実施時期
実施および合格発表時期は、学年暦との関係も踏まえ変更。

- ・出願時期： 2月1日～3月25日まで（現行、2月1日～4月15日まで）
- ・合格発表時期： 3月31日まで（現行、4月20日まで）

※学校推薦型選抜は一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で「大学入学共通テスト」を活用する場合は、前日までのなるべく早い期日）に発表する。

ウ. 大学の入試内容変更

現行のAO入試や推薦入試について、「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力」を問わない性格のものとして受け取られ、本来の趣旨・目的に沿ったものとなっていない面があり、入学後の大学教育に円滑につながられていない。また、現行の一般入試については、筆記試験に加え「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」をより積極的に評価する必要があるとし、各入試区分において学力の3要素を多面的・総合的に評価するため、以下の通りの改善方策が実施されることに対し、専門学校として相応しい評価がどうあるべきか議論する。

○「総合型選抜」（現行、AO入試）

本人の記載する資料（活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書等）を積極的に活用。

○「学校推薦型選抜」（現行、推薦入試）

推薦書に、本人の学習歴や活動歴を踏まえた「学力の3要素」に関する評価を記載すること、および大学が選抜でこれらを活用することを必須化。

○「総合型・学校推薦型選抜共通」

調査書等の出願書類だけでなく、各大学が実施する評価方法等（例えば、自らの考えに基づき論を立てて記述させる評価方法【小論文等】、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績など）または「大学入学共通テスト」のうち、少なくともいずれか一つの活用を必須化。

○「一般選抜」（現行、一般入試）

調査書や志願者本人が記載する資料等（エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談など）を積極的に活用。

また、各大学の入学者受入れの方針に基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、各大学の募集要項等に明記。

Ⅲ 検討すべき課題に対する外部からの意見

- 上述した「(2) 検討すべき課題と背景」に対し、第1回から第3回までの委員会におい

て、「イ. 委員会の開催」で記載した聴取者から意見をうかがった。

論点ごとの意見は以下の通り。

ア. 入試区分変更への対応

- ・高校生をメインで募集するのであれば、高校の進路指導へのわかりやすさから大学と同様にしたほうがよい。
- ・学生募集各社のサイトを見ても、入試区分別に整理されているケースが多い。
- ・高校入学時から専門学校専願で考えている生徒は多くない、進路変更層にもわかりやすい対応が必要。
- ・大学と異なる入試名称を付けるのであれば、専門学校として統一しメッセージのある名称にしないと理解、浸透がすまない。
- ・基本的には名称は統一したほうが、高校生や高校教員が混乱せずよいのではないかと。ただ、すべての名称を同じにしないで、「AO入試」は別の名前にする等の違いがあってもよいだろう。重要なのは、専門学校が入試で何を測るかの設定と開示。名称はその内容に応じてつけばよい。
- ・入試名称について、生徒の分かりやすさを考えると、大学と同様にさせていただく方がよい。
- ・入試名称についてだけ言えば、外枠だけの話になるので何であっても特に問題ではない。
- ・入試名については、大学と同様にさせていただく方が混乱は少ないと考える。

イ. 願書受付始期・入試実施時期変更への対応

- ・高校の視点から言うと、大学と同じ時期で統一した方がよいと思うが、校種が異なるため必ずしも同じである必要はない。ただし、その場合はなぜその時期にその願書受付始期があるのかという根拠（ストーリー）は必要。
- ・大学が後ろにずれる理由は、合格が決まると高校で勉強しないから。合格が決まった後も学校で学ぶ仕組みがあれば問題ない。
- ・少なくとも、この機に全国で時期を統一する検討はすべきである（この機を逃すと統一する理由がなくなる）。その上で、きちんとした根拠を示したメッセージを発信してこことは、専門学校の価値を高めることにつながるのではないかと。
- ・大学が後ろ倒している中、専門学校だけが変わらないとなると今まで以上に悪い印象をもつ高校教員が増える可能性がある。願書の受付、入試については合わせて後ろ倒しが良いだろう。ただ、生徒と接触する時期は前倒しすべき。予算の問題はあるかもしれないが、大学進学と比較して専門学校進学を進路の選択肢として検討できるようにもっと低学年（高1の夏休み以降～高2の前半から）イベントなど接触機会を複数設けるべき。
- ・「総合型選抜（現AO入試）」願書の受付始期について、現行は8月だが、調査書作成の観点からも考えて9月に合わせていただきたいと考える。
- ・受付始期に関しては、6月のエントリーで決定してしまうような有様は何とかしていただきたい。そのような状況で、形だけの調査書を8月に提出するのはどうかと思うし、そもそも調査書の作成に適した時期ではないため、納得のいくものが作成できない。また、生徒集めに重点を置きすぎた行為は専門学校全体の質として見られてしまうため、この状況を団体として何とかしていただきたい。
- ・基本的には現場としては遅いほど良い

- ・願書受付始期については、大学と同様にさせていただく方が混乱は少ないと考える。

ウ. 入試内容変更への対応

- ・重要なのは、職業・キャリア教育を推進する専門学校として、高校までの学び（知識・活動履歴・意欲）をどのように接続していくかのメッセージ（将来的には、高校が「探究型学習」に変わっていく）。
- ・高専接続で考えると、学ぶためにどのような準備が必要なのかを明示し、そこから入試を組み立てること（カレッジ・レディネス）。本校で学ぶためには、こんな準備をしてきてね、ということが重要。
- ・単に面接だけでなく、入学後に何をしたいかの「志願理由書」や「エッセイ」、必要であれば「教科の試験」、「検定の結果」等を活用。そして、入学後の教育成果を可視化して、社会に発信する。先生や保護者に成長をフィードバックすることが重要。
- ・将来的には、WEB出願、eポートフォリオの活用も検討課題に。
- ・厳しい意見だが、おそらく高校側は専門学校の面接を入試としてそこまで評価していない。結果、進路指導も手厚くない。実際に現在の面接では、学生の何をどう評価しているかが見えにくい。専門学校は分野によって求められる資質・能力や適性は異なるはず。面接だけですべて評価できないが、専門学校の入試が機能していると世に発信するため、何を評価しているかの公開と入学する学生をどのように評価するかの明確化が必要。
- ・大学と同様、高校で蓄積される「調査書」、「ポートフォリオ」＋（参考値として）「学びの基礎診断」の結果（※選抜利用は不可）を活用することが、専門学校としても情報を入手しやすく、また高校側も進路指導をしやすいのではないかと感じる。ただ、同じリソースを使用するとしても、専門学校は何をどのように評価するのか（活用する情報、組み合わせや重要度や入試における比重）分野別に明確にし、開示する必要があるのではないかと感じる。
- ・高校教員は「オープンキャンパスに行く＝AO入試合格」という風に考えている生徒が多いと感じているのが現状である。今後の入試制度については、生徒が落ち着いて他の専門学校と比較したうえで、単に職種での選択だけでなく、納得して進学できる入試制度にしていただきたい。
- ・専門学校は入試に関して学力検査を課さないところが多いと感じる。何らかの学力試験は実施してもらいたい。
- ・やはり、AO入試では「出願＝合格」というのがあまりにも多いと聞く。それならエントリーの合格（内定）は出願ができるという意味であり、出願後も必ず試験で選考をする、ということを実施してもらいたい。
- ・本来のAO入試は、その学校にとってどのような生徒が相応しいか、またその生徒が必要としている人材かを判断する入試が行われるべきだと考えるが、現状では、生徒が進学先を早く決めるために受験する入試だというイメージが付いてしまっているのではないかと感じる。
- ・出願後に何らかの試験をしたうえで合否を判定すべき。

エ. その他

- ・大阪の私立高校からの専門学校への進学率は上がっていることから、専門学校への期待とともに強い要望がある。以前も申し上げたが、大専各に加盟していない学校の行為も問題であるし、大学においても改正後の入試選抜実施要項も守られるのか不安。
- ・基本的には現場としては遅いほど良いので、改正後の要項に併せて運用いただければよい

と思うが、やはり一番問題なのは要項を守らない学校に対してどう対処していくか、だと考える。

- ・調査書に関しては、工業系の高校では8月中旬には仕上がっている所以对応は可能だが、2学期制の学校や、兵庫県には多部制高校という形態の高校があるので、そういった学校が存在することも、知っておいていただけたら。
- ・募集要項等を守らない専門学校に対して、大専各の加盟校でない学校について、訴える場所がない。直接その学校に訴えても、「それなら受験しなければよい」というような返答であるため、対応に困る。
- ・ミスマッチを無くすためにも、入試を遅らせることによって、生徒に自身の進路について今一度考える時間を作ってほしい。
- ・就職率や就職先だけでその学校の成果としている専門学校が多いと感じる。学びの内容を可視化して、教育成果としてほしい。
- ・看護学校の入試について、1次試験の発表当日に2次試験の実施がある（具体的には1次試験10時結果発表→合格者は2次試験の面接に14時集合）。せめて中1日空けて欲しい。
- ・同じく看護学校の入試について、平日実施している学校がある。例えば高校の期末試験を受験せずに看護学校の入試を受験して合格すれば良いが、不合格だった場合、その期末試験未受験を前提とした成績がつくと、志望校選択の条件が変わり本人の将来にもかかわってくる。看護学校はこのような入試形態が多いため、変更してもらえるよう、強く要望したい。
- ・教育の可視化について、送り出した生徒が専門学校を卒業した後どうなっているのかの情報してほしいのと、もっと言えば「継続率」が分かれば更に良い。
- ・各専門学校で実施される成果発表会を教育成果の可視化としてうまく利用できれば良い。
- ・大学でもそうだが、特にAO入試は性質として学力より面接重視とされている。ただ、看護系に関して最近の事例で、専門学校のAO入試・推薦入試が受からない生徒が、大学の一般入試で受かる場合が出てきている。これをどう見るかはまた難しいと思うが新しい事例だと感じている。
- ・近年、就職希望者は少なくなっている。就職した生徒の中にも本当は進学を希望していたため、就職先で続かなかつたりということも出てきている。
- ・看護学校では卒業後、系列の病院等で何年か働くことで学費に対する優遇などがある、という制度が昔からよくあるが、最近では看護学校以外でもそのような制度を実施している専門学校があるようなので、このような制度がある専門学校の一覧などがあれば、経済状況が厳しい生徒にも進学を提案できると考える。
- ・自校の生徒の進路についてはお聞きすれば大体教えて頂けるが、そうではなく、個人的な意見としては、AO入試、推薦入試などそれぞれで、どれぐらいの人数が入学し、その人数からどのようなどころへどれぐらいの人数が就職、進学へ進んでいったのか、全体数をお聞きしたいと思う。資格取得など、受験者の全体数が分からない状態や、在籍者のうちのどれぐらいが受験できたか、などが分からないと本当の成果として受け止められない。
- ・大学と比べて2年、もしくは3年で社会に必要な力を付けて出ていけるというのは、非常にメリットがあると思うが、中には奨学金等で進学する生徒もいるので、それだけの価値があると判断するための資料は必要だと考える。

- ・オープンキャンパス等に行った後、専門学校担当者とのSNSを通してのやりとりで、かなり頻繁に入学を促す連絡が来るのが困るという報告がある。
- ・エントリーや出願に関して、生徒の不安を煽るような言葉（時期が遅くなった場合は募集を締め切ってしまうなど）で急かす行為はやめてほしい。
- ・団体として、加盟校している専門学校の入試に関しては、定めておられる規定などを守っているかをもう少し監視できないか。
- ・退学者数や、資格取得者の率について全体が見えない為、本来の数字であるかが分かりづらい。実際にその業界を目指した生徒の内のどれだけが本当に先へ進めているのか分かるように数値化してほしい。

IV 会員・非会員校基礎調査アンケートの結果概要

- 専門学校が実施する入試については、ガイドラインに基づく適切な運用が実施されているかを確認するために、大専各事務局が毎年一回各校募集要項をチェックする以外に、その実態は団体としてほとんど把握していない。

「Ⅲ 検討すべき課題に対する外部からの意見」と併せて、今後の議論に必要な情報と判断し、委員会では「高大接続改革(大学入学者選抜)に対応するための基礎調査アンケート（以下、基礎調査アンケートと呼ぶ）」を、会員校・非会員校問わず以下の通り実施した。

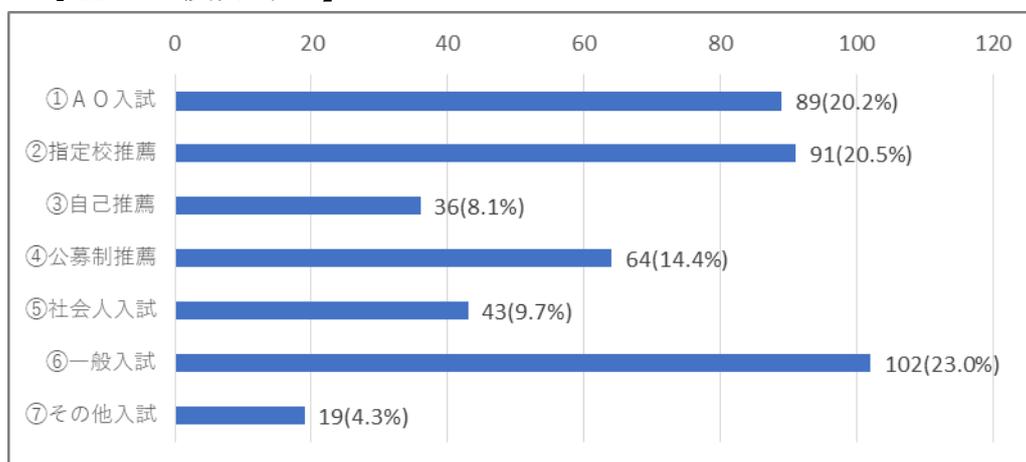
(1) 実施概要

- 実施日 送付日：2018年（平成30年）12月11日
回答締切：2019年（平成31年）1月11日
- 送付先 大阪府認可専修学校のうち、専門課程設置校209校（非会員校含む）
- 回答率 49.8%（回答数104件）

(2) アンケート集計結果（以下は一部抜粋）

- 以下の入試制度のうち実施しているものすべてに○をご記入ください

【選択式・複数回答可】

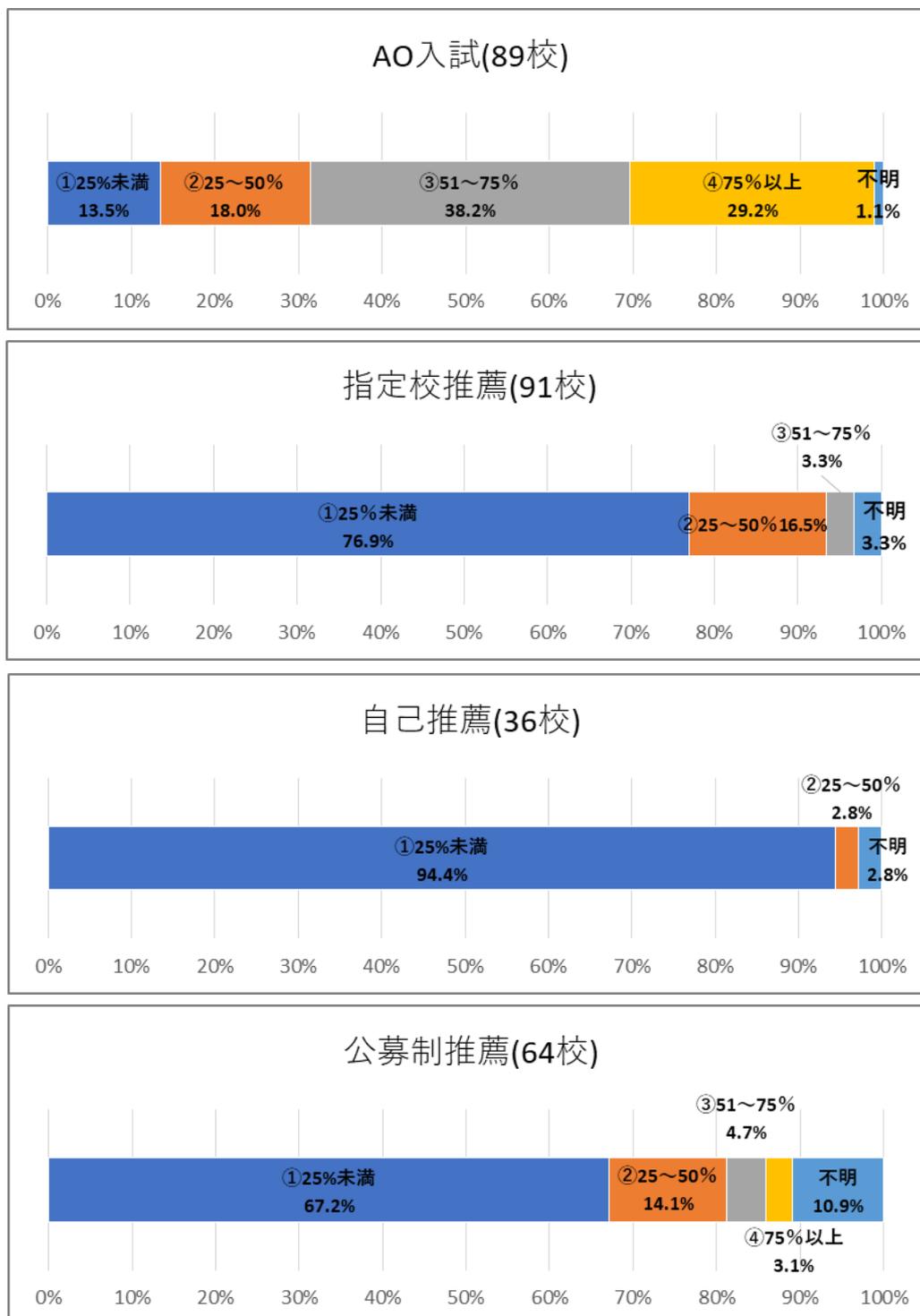


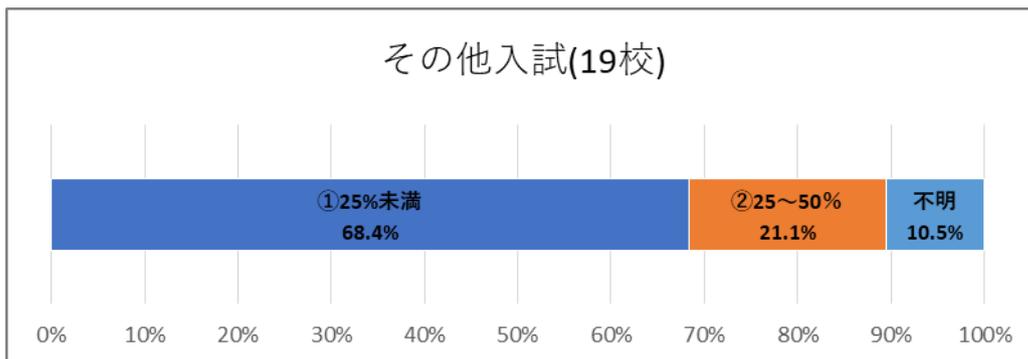
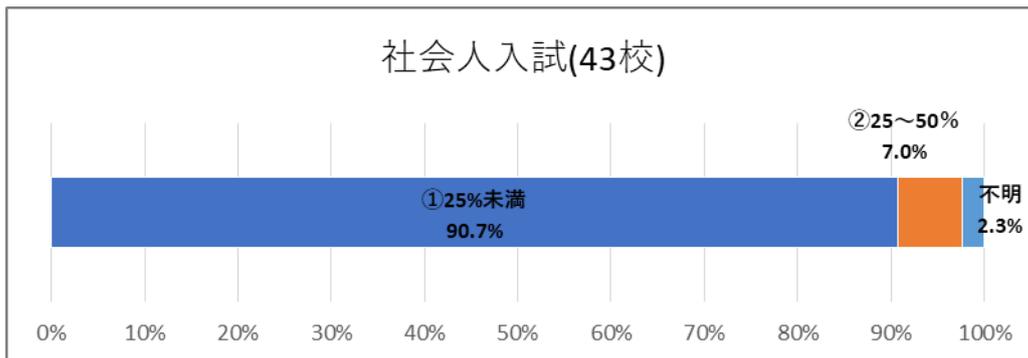
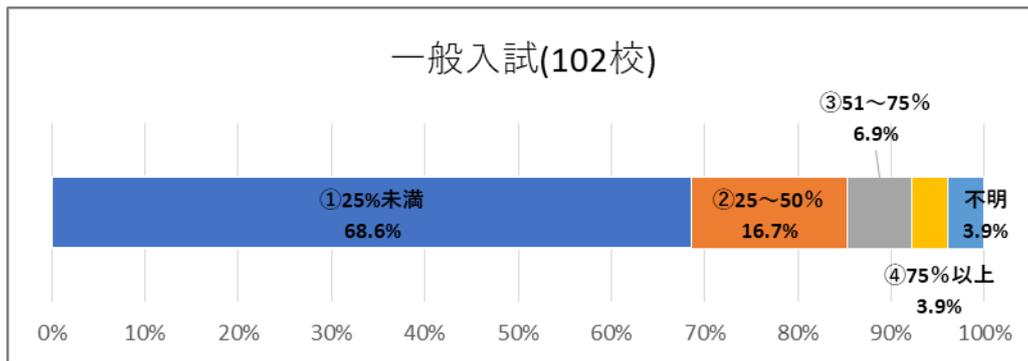
【その他入試】●特待生入試
●企業推薦・卒業生推薦
●大・短・専からの再進学入試
●スポーツ推薦・学院特別推薦等
●編入学
●留学生入試 など

- ・ 選択肢の中で、大体同じ比率で実施されている入試は①AO入試(20%)、②指定校推薦(20.5%)、⑥一般入試(23%)という結果であった。

○貴校が実施している入試毎の入学率比率で、該当するもの一つに○をご記入ください

【選択式】

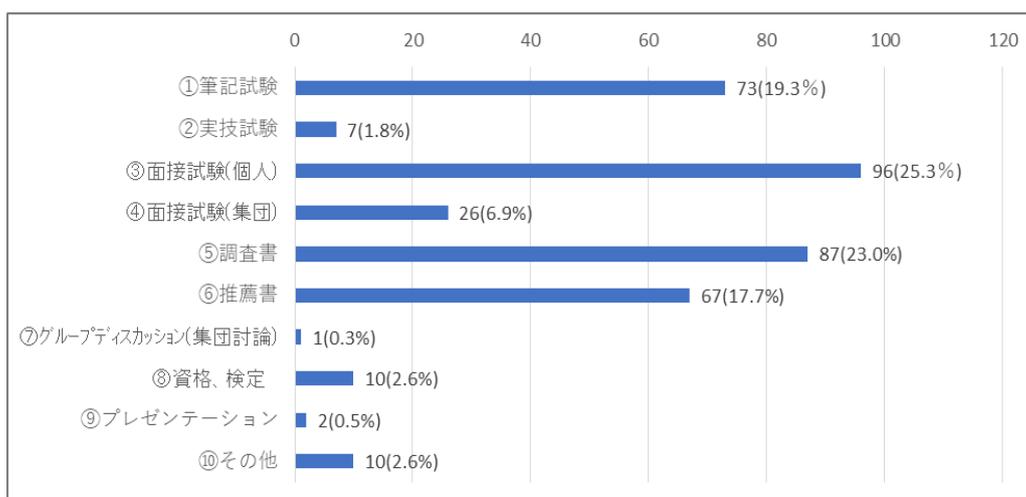




- ・ AO入試実施校（89校）においては「③51~75%」「④75%以上」と答えた数を合わせると半分以上が該当入試を利用して入学者を獲得していると回答したが、指定校推薦、自己推薦、公募制推薦、社会人入試、一般入試、その他入試ではいずれも「①25%未満」と答えた学校が多かった。

○各入試において貴校が評価として採用しているものすべてに○をご記入ください

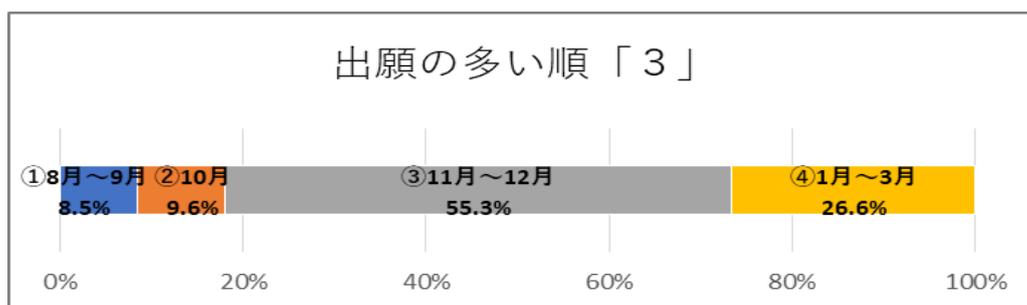
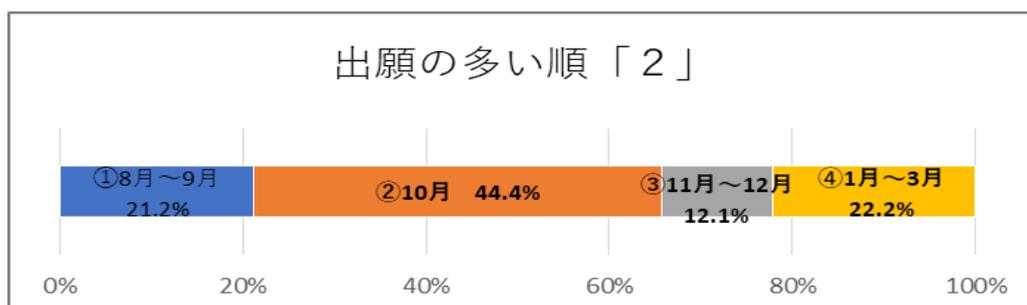
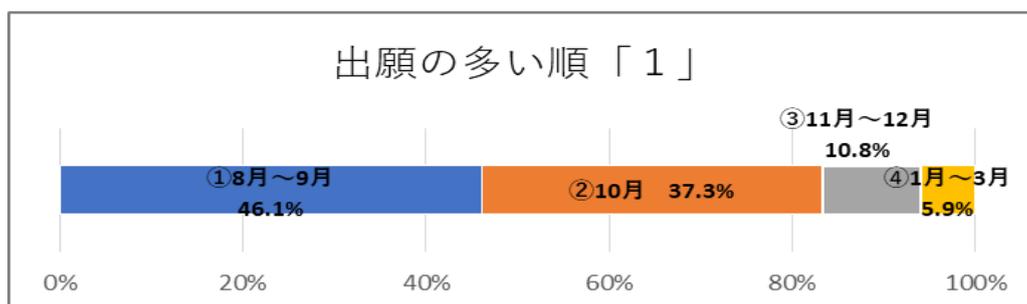
【選択式・複数可】

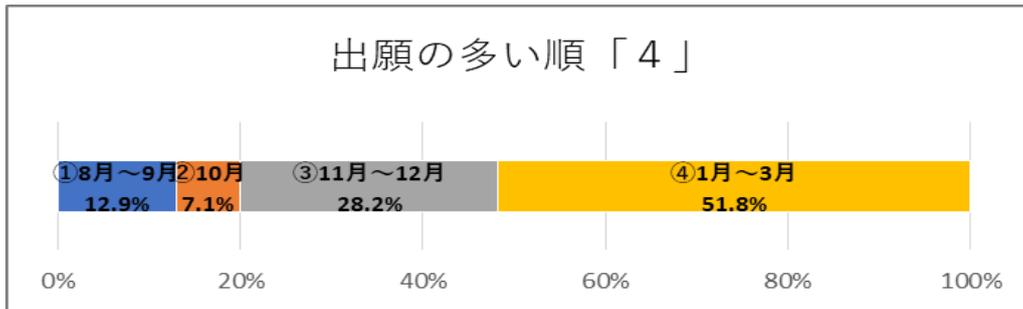


・各学校の入試における評価方法として一番多かったのは「③面接試験（個人）」であり、次に「⑤調査書」、その次に「①筆記試験」「⑥推薦書」という順となった。

○貴校全体の出願状況について、出願の多い順に数字（1～4）をご記入ください

【記述式】

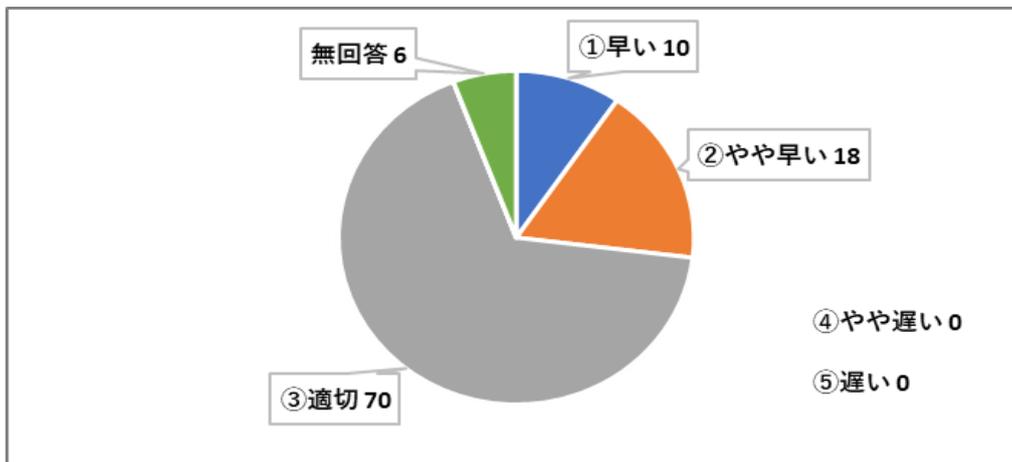




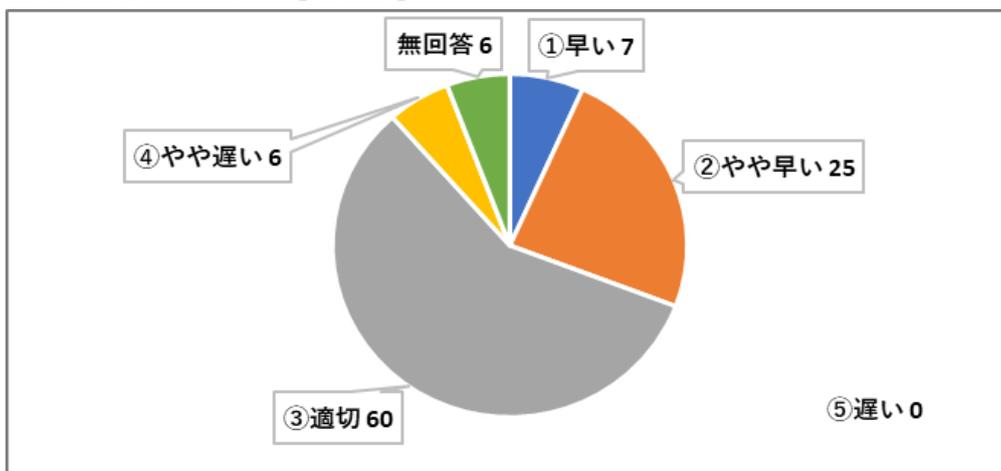
- ・出願の多い時期は、「①8月～9月」→「②10月」→「③11月～12月」→「④1月～3月」の順であり、各学校において比較的早い時期に多くの出願を受付けていることが分かった。

※本項目においては、未回答や、1～4の数字で回答していない（1と2しか記入がない、1つだけに「○」で回答しているなど）状況が多く見られた。

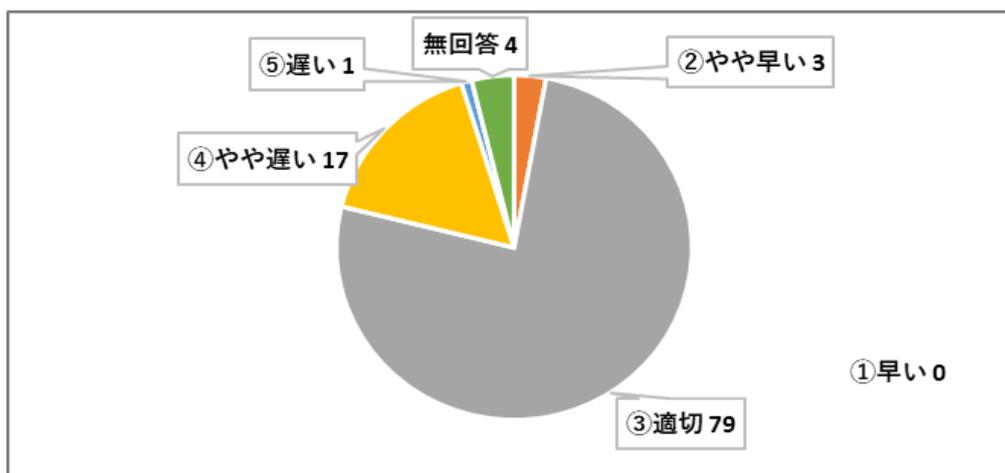
- 現行AOエントリー制度(6月～)についてどうお考えか、該当するもの一つに○をご記入ください【選択式】



- 現行AO入試の願書受付始期について(8月～)どうお考えか、該当するもの一つに○をご記入ください【選択式】

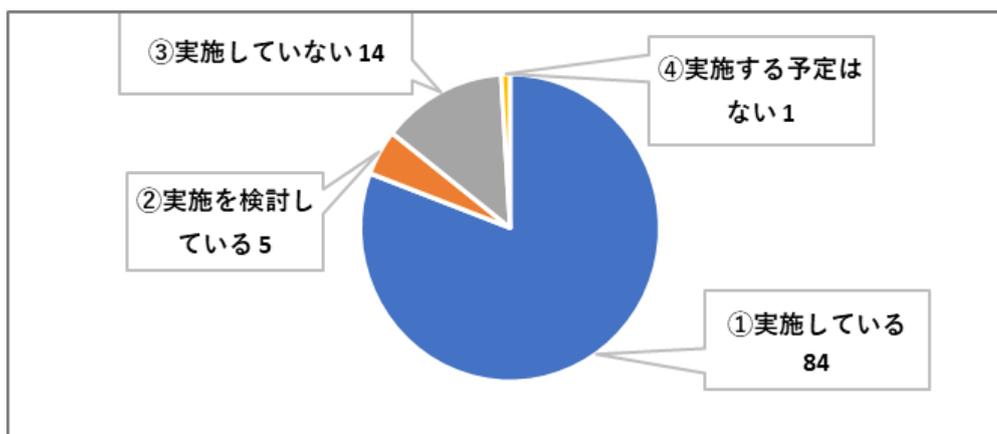


○AO入試以外の現行入試制度の願書受付始期(10月～)についてどうお考えか、該当するもの一つに○をご記入ください【選択式】



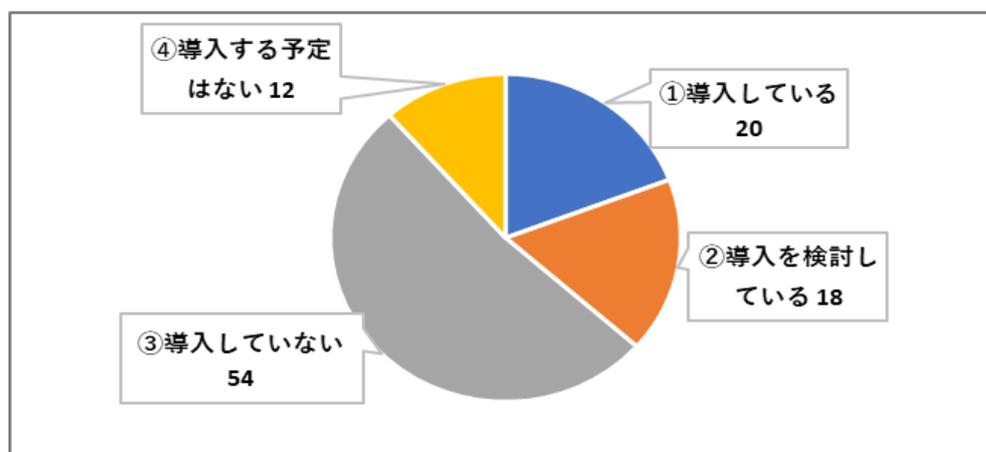
- ・上記3つの質問について、結果として「③適切」との回答が一番多かったが、「①早い」および「②やや早い」という回答も、一定数あった。また、無回答の多くは、AO入試を実施していない学校である。

○合格後の入学前教育について、該当するもの一つに○をご記入ください【選択式】



- ・「①実施している」との回答が80%程度を占めており、入学前教育は比較的实施されていることが分かった。

○インターネット出願システムの導入状況について、該当するもの一つに○をご記入ください【選択式】



・今回「①導入している」と答えたのは104校中20校。この比率から言っても、まだインターネット出願の導入は進んでいないことが伺える。

V 大専各としての対応方針

○ 3回にわたる外部からの意見聴取および基礎調査アンケートの結果を元に委員会で議論した結果、以下を2020年度・高専接続入試（2021年度入学対象者）における大専各の方針とする。

(1) 入試区分について

- 大学は、多面的・総合的な評価への改善を図ること、各々の入学者選抜としての特性をより明確にする観点から、前述の通り入試名を変更するに至ったのであるが、まず、専門学校教育が多様な分野に亘っていることから、画一的な多面的・総合的な評価より、それぞれの分野特性で判断することが適切であると言える。
- もちろん、高等学校教育の延長線上で専門学校教育を実施する学校も存在するが、必ずしも高等学校教育と直結しない教育が主体となる学校もある。このような状況を鑑みれば、大学と入試名を合わせることは、高等学校における進路指導としての分かりやすさという視点を差し引いたとしても、大学に追随することは専門学校入試を分かりにくくする要因にもなりかねない。
- さらに、どの校種、学校を受験するか、第一義的には受験者が学校を選抜するのであって、選抜された学校が選抜という言葉を用いることに違和感を覚えることから、専門学校は従来通り入試という名称を使用する。
- 以上のことを踏まえ、入試区分は現行のままとし、各々の理由は以下の通りとする。

現行区分	新区分（専門学校）	新区分（大学）
AO入試	AO入試	総合型選抜
推薦入試	推薦入試	学校推薦型選抜
一般入試	一般入試	一般選抜

ア. AO入試

- ・本来のAO入試の目的である「学力検査に偏ることなく、詳細な書類審査と時間を掛けた丁寧な面接等を組み合わせることによって、受験生の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定しようとするきめ細かな選抜方法の一つ（旧・大学審『大学入試の改善について』＜2000年11月＞の一部要約）」とする入試制度は、職業への目的意識や就業意欲を重要視する専門学校にとって、最も相応しい制度と言える。
- ・一方、職業教育を実施する専門学校にとって、高等学校教育で培った学力を前提とするか、それをどの程度評価するかは分野によっても異なり、さらに教育の目的を異にする大学とは自ずと受験生に求めるものが異なることも当然である。
- ・上記の観点から、専門学校としては総合型選抜という名称を用いず、本来の主旨や学校群として求めたいものが最も明確に示されているAO入試の名称を継続して使用するものとする。

イ. 推薦入試

- ・学校推薦型選抜という名称は、その名の通り、高等学校からの推薦を前提としたものと捉えられ、専門学校の入試においても、指定校推薦を始めとして、高等学校学校長からの推薦を求める形式のものは存在する。
- ・一方、基礎調査アンケートによると、企業推薦や卒業生推薦など、専門学校への推薦は高等学校学校長に留まらず多岐に亘っている。
- ・以上のことから、学校推薦型選抜という名称は、専門学校の推薦入試としては、その実態と合致しないと判断し、推薦入試の名称を継続して使用するものとする。

ウ. 一般入試

- ・一般入試の名称を継続して使用する。

(2) 願書受付始期・入試実施時期について

- 大学における現行のAO入試・推薦入試の問題点として、早期に合格が決定されることにより、高等学校教育や本人の学習意欲に悪影響を及ぼしたり、その後の大学教育への円滑な接続に繋がっていないなどが挙げられている。
- 一方で早期に職業観を持つことが、学習意欲の向上につながっているという研究も存在する（13歳のハローワーク公式サイト しごと観育成研究会「高校生の“しごと観”と“進路選択”に関する調査」より）。そもそも専門学校への進路選択は職業選択であるという観点からすれば、早期に合格が決定することは決して悪いこととは言えない。むしろ、上級学校の合格決定が高等学校教育や本人の学習意欲に悪影響があるとすれば、それは別の問題が存在しているのではないかと推察する。
- しかし、調査書等、高校生の学習評価を作成する高校教員の立場で考えると、一部生徒の評価のみ先行して作成するのではなく、全生徒を同時期に評価し、見比べながら作成することは、重要なプロセスであることから、一定の配慮は必要である。
- 以上のことから、専門学校は各入試のプロセス（願書受付始期、入試実施時期、合格発表時期）について、以下の通り新たに基準を設定する。

ア. AO入試

- ・AO入試が徐々にその本来の目的から逸脱し、青田買いと呼ばれる状況は、そもそも文部科学省が通知した「平成23年度大学入学選抜実施要項」に遡る。この際に、これまで開始時期の制限がなかったAO入試の入学願書受付の開始を平成22（2010）年8月1日以降と定められた。
- ・しかしながら、平成21年度AO入試において、平成20年7月31日以前に願書受付を締め切った大学は、国立3大学、私立21大学（旺文社調べ）であったことから、この開始時期については、規制ではなく緩和、つまり募集早期化の要因になったことは明白であり、結果、現在のAO入試の実施率は全大学の73.8%に至っている（2017年度入試・旺文社調べ）。
- ・「平成23年度大学入学選抜実施要項」を入手した大専各は、これらの対応を公益社団法人東京都専修学校各種学校協会と協議。当時、大専各でも募集早期化には危惧を抱きつつも、高等学校の進路指導への配慮や専門学校全体の募集への影響を鑑み、10月1日願書受付開始を、急遽、大学と合わせ8月1日を願書受付と改定し、現在に至っている。
- ・以上の経緯および今回の「平成33年度大学入学選抜実施要項の見直しに係る予告の改正」においても、常に専門学校へ事前に情報共有を図られることはなく、決定後、社会情勢として把握する状況が続いている。それは言い換えれば、専門学校の独自性を認められているものと同義と捉えられる。
- ・その独自性とは職業教育そのものであり、職業教育を受けて社会に貢献する若者を一人でも多く養成することを希求する専門学校においては、早期に職業観を持ち、自らの意思で職業を選択すること、つまり早期に進学したい分野や専門学校進学を決定することは最も望まれることである。また、合否発表についても、受験した高校生や保護者の心情も踏まえ検討した。
- ・また、高校進路指導団体からの意見では、早期出願への配慮を求められる声もあるが、専門学校のAO入試においては、むしろ6月のエントリーが実質出願になり、8月出願が形骸化していること。つまり運用面への批判が多い。
- ・これらの状況および高等学校の進路指導にも配慮し、また、運用面の是正を図りつつ、以下の通り設定する。
 - エントリー開始：6月以降（現行6月以降）
 - ※エントリーとは、出願要件を満たしているか否かの確認を言う
 - 出願時期：9月以降（現行8月以降）
 - 合格発表時期：9月以降（現行設定無し）
- ・運用面の主な改定は以下の通りとする。（大専各 平成31年度入試選抜に関する専門学校版AO入試に関する運用基準より抜粋）
 - 6月1日以降に可能な事項
 - (1) エントリー登録（※担任または保護者の確認署名を求める）
登録用紙の受付、出願要件確認日程表の配布
 - (2) 本人の登録意思確認（※口頭も可）
 - ~~(3) AO入試申し込み書類受領~~（※担任または保護者の確認署名を求める）

(3) アドミッションポリシーによる出願要件確認選考

面接、実習、課題提出、作品提出、小論文、資格・検定の成績などによる

(4) 出願要件可否A〇入試の結果伝達（書面、Eメール、~~口頭~~）

~~A〇入試の結果発表~~、追加選考の有無、出願要件確認票A〇入試結果内定書の交付

高等学校への連絡（※連絡に際しては本人の同意を得る）

(5) 入学前教育等の継続的指導

課題に関する支援・指導・助言、体験授業・Eラーニングの実施

- ・出願時期については、高等学校教育や調査書等の作成時期を鑑み、現行より一ヶ月遅い9月以降とするものの、アドミッションポリシーに基づいた出願要件の確認については時間をかける必要があると判断し、エントリーの登録開始については現行通り6月以降とする。但し、出願要件が可としても、それは合格（内定含む）ではなく、9月出願以降に入試を実施し、それにより合否判定を行うものとする。

イ. 推薦入試

- ・現行の10月1日出願開始について、高校進路指導団体から特段見直しに関する意見はなく、以下現行通りとする。

○出願時期 : 10月以降（現行10月以降）

○合格発表時期 : 10月以降（現行設定無し）

ウ. 一般入試

- ・現行の10月1日出願開始について、高校進路指導団体から特段見直しに関する意見はなく、以下現行通りとする。

○出願時期 : 10月以降（現行10月以降）

○合格発表時期 : 10月以降（現行設定無し）

エ. その他

- ・社会人等、高校過年度卒業者については、現行通り特段定める必要なしと判断する。

(3) 入試内容について

- 外部からの意見聴取の際に指摘されたように、専門学校の入試に対する評価は決して高くない。そのことによって、高等学校の進路指導に際し、専門学校が敬遠されがちであることも否定できない。
- また、各専門学校がどのような学生を求めたいのかを不明確なまま募集していることが、単に青田買いのような印象を持たれ、さらには少子化の流れによる学校間の募集競争の加熱により、行き過ぎた勧誘になっている事実も指摘されている。
- 特に非会員校において、平日に入試が実施されるなど、高等学校教育や当該生徒の将来に悪影響を及ぼし、ひいては専門学校全体にとってマイナスイメージを持たれることは避けなければならない。
- 一方で、今回の高大接続改革への対応検討は、上記のような指摘を改善し、専門学校業界として、本質的な価値を問うチャンスと捉えることもできる。このような観点から、個別専門学校入試の在り方として、以下を奨励する。

ア. 三つのポリシー設定・公表（募集方針・教育目標・到達目標）

- ・外部からの意見にもあった通り、入試も高等学校や高校生に対する専門学校からのメッセージであり、どんな人材を求め、何を評価しているのかを明確化するため、以下3つのポリシーを設定し公表すること。分野が複数の場合は、学科ごとに設定しても良い。

○募集方針 : 到達目標、教育目標を受け、各校がどのような生徒を受け入れた
いのか、そのためにどのような方法で入試を実施するのか（高等
学校での学び、特に学力の3要素をどのように評価するか、もし
くは評価しないことも含めて）を明確にする。

○教育目標 : 各校において、到達目標達成のために、どのような教育内容を設
定し、実施、評価するのかを明確にする。

○到達目標 : 各校において、卒業時にどのような能力を身につけさせ社会に輩
出するのかを明確にする。

イ. 入試の評価方法

- ・まず前提として、先に述べた学力の三要素の育成に対して、高等学校教育がどのように変化していくのか、個別専門学校においても情報収集や研究は必須である。例えば、高等学校の教育改革としては、学習指導要領の抜本的な見直し、学習・指導方法の改善、多面的な評価の推進がすでに始まっている。さらにこれらの評価として、高校生のための学びの基礎診断の導入、実施が決定している。

- ・入試の実施主体は、あくまで各専門学校であるが、上記のような高等学校の教育改革に対応するためのさまざまな入試手法が大学では新たに設定されており、まずは、以下大学での実施内容を参照し、各校で導入するか否かを含めて検討することが望ましい。

○「総合型選抜」（現行、AO入試）

本人の記載する資料（活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書等）を積極的に活用。

○「学校推薦型選抜」（現行、推薦入試）

推薦書に、本人の学習歴や活動歴を踏まえた「学力の3要素」に関する評価を記載すること、および大学が選抜でこれらを活用することを必須化。

○「総合型・学校推薦型選抜共通」

調査書等の出願書類だけでなく、各大学が実施する評価方法等（例えば、自らの考えに基づき論を立てて記述させる評価方法【小論文等】、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績など）または「大学入学共通テスト」のうち、少なくともいずれか一つの活用を必須化。

○「一般選抜」（現行、一般入試）

調査書や志願者本人が記載する資料等（その他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談など）を積極的に活用。

また、各大学の入学者受入れの方針に基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、各大学の募集要項等に明記。

- ・上記は大学の事例であるが、専門学校独自の評価指標に活用できるツールとして、「職業

キャリア教育・FACE（以下、FACEと呼ぶ）」を挙げたい。FACEは、平成23年度文部科学省から大専各へ委託された、東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業である「被災地学生の就業力向上を入学前から支援する教育システムの構築」の成果物として開発を行った。開発当時の状況は以下の通り。

○開発の背景

AO入試における入学前用キャリア教材をとして想定。専門学校への入学が決定した生徒に対して実施。

○位置づけ

高等学校におけるキャリア教育の実践を支援する教育プログラムで、職業キャリアに関する基礎知識や基本用語を概観できる教材。

○構成

- ①ムック教材（A4判16頁）
- ②確認テスト（章別）
- ③教材 Web コンテンツ（ムック教材準拠）
- ④検定（1～3級）

○実績（2014年度当時）

- ①個人 累計登録者数 189名、検定合格者数 51名（1級47名、2級4名）
 - ②団体 累計登録者数 3校620名、検定合格者数 242名（1級162名、2級18名、3級62名）
- ・本来は、高校生がFACE学習後に検定を受検し、合格者には専門学校AO入試の出願資格要件を授与するというシステムを想定し、これを開発の後には、合格者の入学前教育としてのプログラム開発に着手する予定であったが、本委託事業終了という状況もあり、現状は前者の開発に留まった。
 - ・現在は数校の専門学校が入学前教育に活用し、大阪のみならず全国への展開を想定し、大阪以外の46都道府県については、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団が教材提供をする旨、2016年度に契約を締結している。
 - ・FACEはそもそも、専門学校学生として分野横断的に求めたい資質であるキャリア・マインド（職業意識）、ラーニング・スキル（学習力）、ソーシャル・スキル（対人作法）を育成、判定するプログラムであり、特にラーニング・スキルでは、考える力（思考・計画）、行う力（実行・継続）、律する力（意欲・管理）の向上を企図していたことから、学力の三要素とも親和性が高い。
 - ・以上のことから、分野を問わず専門学校入学を志す高校生に対し、その能力育成や評価指標となる可能性は高いと考えられることから、引き続きFACEの質向上と普及に取り組みたい。

VI その他の課題

- これまで述べてきたことのみならず、専門学校の業界全体として、また個別の専門学校として対応すべき課題は存在する。現時点で顕在化しているその他の課題を以下にまとめる。

(1) JAPAN e-Portfolio への対応について

- JAPAN e-Portfolio の概要について、以下ホームページより抜粋する。

「高大接続ポータルサイト「JAPAN e-Portfolio」とは、文部科学省 大学入学者選抜改革推進委託事業（主体性等分野）で構築・運営する、高校 e ポートフォリオ、大学出願ポータルサイトです。高等学校では、生徒の学校内外の活動を e ポートフォリオとして記録し、生徒の振り返りを高校教員が確認できます。」
- さらに具体的に述べると、学校の授業や行事、部活動などでの学びや取得した資格・検定、学校以外の活動成果等を高校生自らが記録し、積み上げていくことで、ポートフォリオとして情報が蓄積され、このデータを個別大学の出願時に利用できるというもの。また、高校教員は、生徒一人一人の入力した内容を生徒とともに確認し、振り返ることで、主体的な学びに向けた指導に役立てることができるというもの。
- 2020年度入試において、JAPAN e-Portfolio を活用するとしている大学数は111（2018年11月30日現在、JAPAN e-Portfolio ホームページより）に上っており、今後はさらに増加が見込まれる。
- このシステムに対し、民間企業が独自に開発した e ポートフォリオからの接続も可能であり、高校生は手元のスマートフォン等により、民間の e ポートフォリオに日常的に情報を入力できる。また、民間企業はこの普及に注力している。
- しかしながら、JAPAN e-Portfolio からの出願は大学のみ限定され、現時点で専門学校の入試には活用できない。例えば、1年生からデータを蓄積してきた高校生が、3年生の段階で専門学校へ志望したとしても、これらのデータは活用できないことになる。
- 主体性を測ることは、職業教育上、専門学校にとってもウエイトは大きいこと。さらには、高校1年次、2年次では、大学か専門学校かの進学を迷っている生徒も多いことを加味すれば、専門学校への出願段階になってこれらの蓄積が活用できないことは、高校生自身にとっても不利益と言える。
- 文部科学省による大学入学者選抜改革推進委託事業における「JAPAN e-Portfolio」は、2019年3月31日に事業期間が終了し、2019年4月1日より、「JAPAN e-portfolio」 参画大学等により構成される一般社団法人において運営される予定である。
- 現時点の事業主体の代表である関西学院大学からは、「一つの示唆として、次期運営主体に引き継ぐ」との回答を得ているが（2018年11月12日 大専各重里副理事長からの質問に対する関西学院大学アドミッション・オフィサー 文部科学省 大学入学者選抜改革推進委託事業（主体性分野）担当 学長特命 尾木 義久 氏へのメールによる回答）、引き続き、専門学校でも活用可能な状況に向けての運動展開は必要である。

(2) インターネット出願について

- インターネット出願（以下、ネット出願）については、私立大学での導入はすでに過半数を越え、国公立大学では2018年入試で倍増、2019年入試ではさらに導入が加速し、全体の約46%が導入をしている（2018年9月 旺文社調べ）。他方、専門学校におけるネット出願は、大専各の基礎調査結果では、回答104校中20校しか導入しておらず、進んでいると言える状況ではない。
- 大学を志願する場合、第一志望から段階的に志望を検討し、併願出願するケースが多い。

また、その志望大学の決定においては、偏差値という指標によって選択するケースも多い。このような状況下において、大学が受験生を募る手段として、競合大学と同じ出願手法を講じるなど、出願の容易さも募集上の重要な要素である。

- 一方、専門学校は一度も来校せず出願されることを歓迎しない。高等学校の進路指導においても、専門学校は必ず自分の目で確認することを奨励している。また、分野にもよるが、併願の出願は大学のそれよりも多いとは言えない。つまり、ネット出願の導入状況は、大学と専門学校の学生募集手法の違いから生じている側面も存在する。
- しかしながら、高等学校の調査書が枚数無制限になることも含め、出願に必要な情報は増加する傾向にあり、と同時に、高等学校教員の負担も増加が予想される。こうした背景により負担軽減の観点からデジタル調査書の導入検討や、先に述べた JAPAN e-Portfolio など、紙媒体を減少させた上で、ネット出願につなげるという動きも加速している。
- このように、ネット面でも高大接続が進む一方、専門学校は紙媒体で出願するという状況が続くことは、出願の容易さなど、受験生のニーズという観点からも一考する必要がある。
- ネット出願については、主に大学を対象とした民間業者によるシステムは複数あるが、大専各としては、専門学校に特化したシステムであるキャリア教育共済協同組合の協賛事業である「ネット出願システム」を推奨する（利用は全国専修学校各種学校総連合会会員校に限られ、事業収益の一部は一般財団法人職業教育キャリア教育財団の運用に活用される）。

(3) 入学前教育について

- 「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」では、特に12月以前の入学手続者に対しては、入学前教育を積極的に講ずること。学校推薦型選抜の場合、合格決定後も、高等学校の指導の下に、例えば、入学予定者に対して大学入学までの学習計画を立てさせ、その取組状況等を高等学校を通じ大学に報告させるなど、高大連携した取組を行うことが望ましいとされている。
- これらは早期に合格が決定した後の学習意欲の継続が主旨であることから、専門学校としても同様に扱う必要があると認識する。すでに基礎調査アンケートでは、104校中84校が合格後の入学前教育を実施しているが、さらにその推進を図る観点からも、FACEの充実を図りたい。

(4) 今後の対応について

- 本報告から実際にこれに基づく入試が実施される2020年度まで、少なくとも諸課題等に対応するための窓口として、当委員会は当面継続することとする。但し、2019年度より「高・専接続推進特別委員会」と名称を変更する。
- 本報告に記載した事項について、全国統一が望ましいという観点では、大専各でも可能な限り他の都道府県専各への情報共有は惜しまないが、前述した JAPAN e-Portfolio への対応など、全国規模で対処することは今後さらに増えると確信する。
- さらには、高大接続改革ということ自体から、専門学校を含む他の高等教育機関への影響が考慮されていないこと、言い換えれば高校生への情報不足などと言った、別の観点か

らの格差が生じかねないことを鑑みると、全国専修学校各種学校総連合会や、専門学校特有の課題として学校法人立専門学校協会における国への積極対応として、常置委員会での対応も強く求めたい。

以上

35	山口	○	7	1						中国地区申し合わせ。									1			
36	徳島	○	8	1															1			
37	香川	再fax済	8																			
38	愛媛	○	8	1					9	1			6	1					1			
39	高知	○	8	1															1			
40	福岡	○	9	1					10	1			8	1						1		
41	佐賀	○	9	1					10	1									1			
42	長崎	○	9	1					10	1									1			
43	熊本	○	9	1					10	1									1			
44	大分	再tel済	9																			
45	宮崎	○	9	1					10	1			10	1					1			
46	鹿児島	○	9	1					10	1			8	1					1			
47	沖縄	○	9	1					10	1									1			

理事会と広報委員会にて継続審議中。
5/30役員研修会にて日本分析化学、重
里先生の講演を予定している。

紳士協定のため特に規程は設
けていないが協会発行の専門
学校案内は申し合わせ以前の
日程の記載はご遠慮いただい
ている。

申し合わせを決定する以前は
口頭注意していましたが、申し
合わせをして期日を決めてから
は特に目立ったことはないの
今は対応なしです。

何も対応はしておりません。

特別な対応はしていません。

申し合わせ違反に至った経緯を
聴取、見直しを依頼。

特に罰則等は設けていないが、
現時点で会員校は10/1願書受
付開始を遵守している。

会員校におい
ては特にな
し。

紳士協定として実
施している。

紳士協定として実
施している。

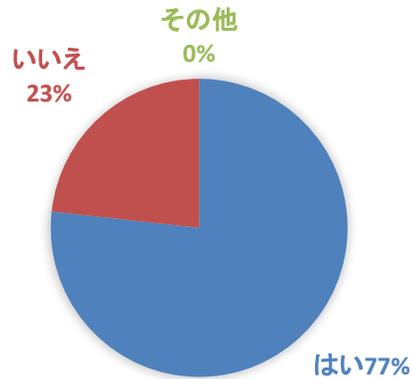
各道府県協会における学生募集時期の 申し合わせに関するアンケート（まとめ）

アンケート回答数 43（回収率：93%）

① 会員校における学生募集方法・時期に関する申し合わせを行っているか

①会員校における学生募集方法・時期に関する申し合わせを行っているか

はい	33
いいえ	10
その他	0



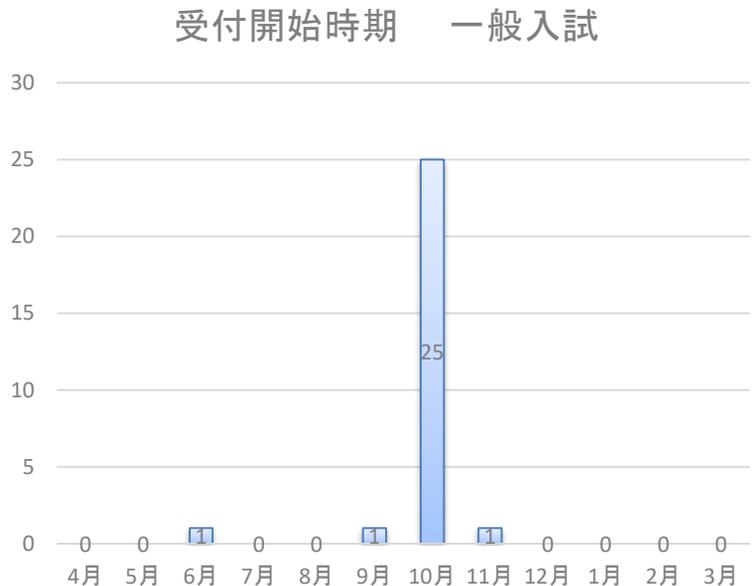
その他内容

- ・一般・推薦については期日のみ。AOについては運用基準を制定。
- ・AO入試のみガイドラインを策定しました。
- ・大専各の示した時期に合わせて各校が決めている。
- ・近畿高進協からの申し合わせに基づいて行っている。

② 受付開始時期

1. 一般入試

4月	0
5月	0
6月	1
7月	0
8月	0
9月	1
10月	25
11月	1
12月	0
1月	0
2月	0
3月	0

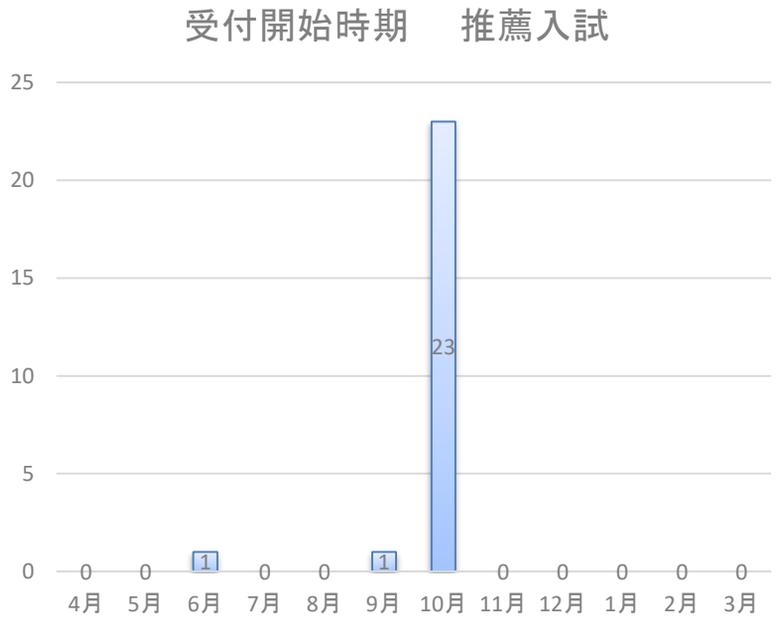


備考

- ・具体的な日程は各校による。
- ・中国地区申し合わせ。
- ・紳士協定として実施している。
- ・本年はまだ申し合わせがありません。

2.推薦入試

4月	0
5月	0
6月	1
7月	0
8月	0
9月	1
10月	23
11月	0
12月	0
1月	0
2月	0
3月	0

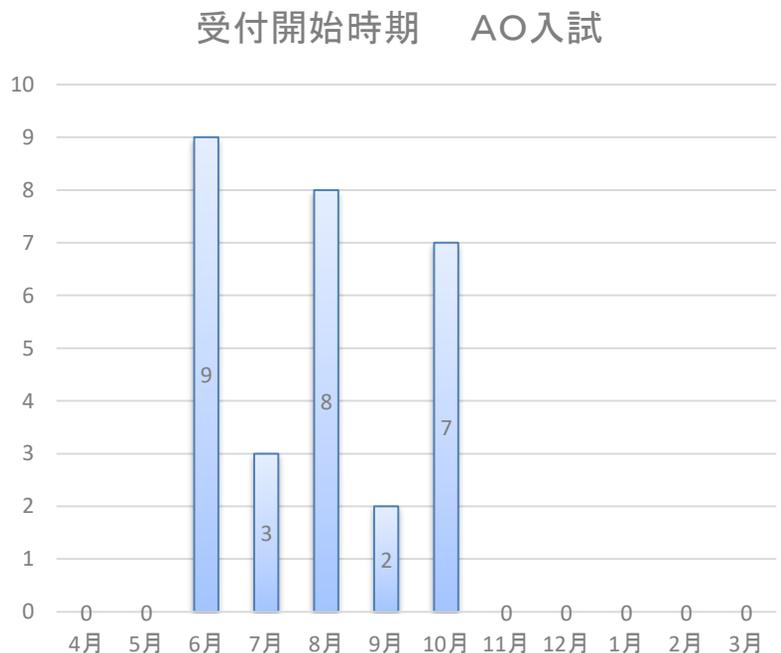


備考

- ・具体的な日程は各校による。
- ・紳士協定として実施している。
- ・本年はまだ申し合わせがありません。

3.AO入試

4月	0
5月	0
6月	9
7月	3
8月	8
9月	2
10月	7
11月	0
12月	0
1月	0
2月	0
3月	0



備考

- ・6/1エントリー開始
- ・具体的な日程は各校による。
- ・10/1までは交流期間(入試期間)とし「内定・合格」等の通知(口頭含)は行わない。

- ・エントリー受付開始は6/1。
- ・(文書添付有)
- ・エントリーシート受付は7/1。
- ・中国地区申し合わせ。
- ・登録開始は7/1以降。
- ・特に決めていません。
- ・登録開始7/1以降、合否発表10/1以降。
- ・本年はまだ申し合わせがありません。
- ・エントリー開始は7/1以降。
- ・内定結果の通知は8/1以降。高校へも連絡する。

4.その他

4月	0
5月	0
6月	0
7月	0
8月	0
9月	1
10月	0
11月	0
12月	0
1月	0
2月	0
3月	0

備考

- ・社会人・大学生(一般入学・推薦入学)
- ・社会人・高校過年度卒業者は特段設けていない。
- ・本年はまだ申し合わせがありません。
- ・会員校においては特になし。

5.申し合わせに反した学校への対応

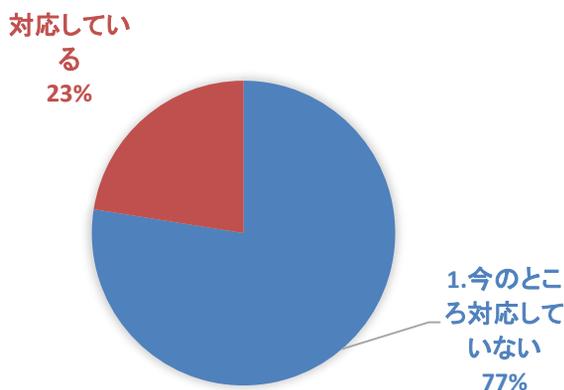
- ・担当役員と協議の上、違反校に是正を指導している。違反防止や事例を記した通知を会員校に発出している。通知で「違反した場合審議の上、所要の措置を講ずることがある」ことを明記。
- ・協会の理事会で対応を協議。必要に応じ、高校校長協会とも連携(協議)のうえ当該校に対応する。
- ・事務局より改善の申し入れを行う。(これまでに2,3例がある)
- ・文書による指導。
- ・協会から対象校に申し入れ。
- ・口頭にて変更の依頼をしている。
- ・ガイドラインを示し理解を求めているがなかなか統一されない。
- ・遵守状況を把握していない。対応した事例はない。

- ・改善していただくようお願いしている。
- ・特に対応を行っていない。
- ・違反は現在までありません。
- ・本基準に違反した場合は、愛媛県専修学校各種学校連合会倫理運用委員会に付託する。
- ・紳士協定のため特に規程は設けていないが協会発行の専門学校案内は申し合わせ以前の日程の記載はご遠慮いただいている。
- ・申し合わせを決定する以前は口頭注意していましたが、申し合わせをして期日を決めてからは特に目立ったことはないのも今は対応なしです。
- ・何も対応はしておりません。
- ・申し合わせ違反に至った経緯を聴取、見直しを依頼。
- ・特に罰則等は設けていないが、現時点で会員校は10/1願書受付開始を遵守している。
- ・反している学校はないので、今のところは特に対応はしていない。反した場合はまずは口頭にて指導します。
- ・協会より運用基準等をお送りし、再度確認いただき守っていただくようお願いする。
- ・特に行っておりません。
- ・会員に遵守の指導を行うとともに、事案について所掌委員会に付託する。
- ・特別な対応はしていません。
- ・是正勧告、改善が認められない学校の校名公表。

③ 高大接続改革にあたる対応

③ 高大接続改革にあたる対応

今のところ対応していない	31
対応している	9



対応しているの内容

- ・今後の対応方向について会員校等にアンケート調査実施済み。道内高校にアンケート調査を実施済み。高校の進路指導員と意見交換を実施。
- ・協議中。

- ・報告書有。
- ・近畿ブロック協議会において大専各を中心に検討委員会が示した内容をもとに会員校と検討する予定である。
- ・研修会の開催。「高大接続改革の専門学校への影響と対応」をテーマ。
- ・理事会と広報委員会にて継続審議中。5/30役員研修会にて日本分析化学、重里先生の講演を予定している。
- ・本年度のブロック会議(7/5京都)の中で入試のあり方、専門学校としてポリシーに沿ったしくみ等を明確化するなど、他府県と情報共有し協議していく予定である。
- ・大専各の高大接続改革対応特別委員会の最終報告書(案)(H31.3.4)における入試改革に対する対応方針について会員に周知する。
- ・高大接続改革に関する講義等の実施。

その他

- ・今後研修会などを検討中です。
- ・今後検討したい。

学生募集時期見直し案【たたき台】

(東京都／専門学校)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
AO入試	現 状	6月1日 エントリー 受付		8月1日 出願・ 合格発表					
	改正案	6月1日 エントリー 受付		9月1日 出願・ 合格発表					
推薦入試	現 状				10月1日 出願	10月15日 合格発表			
	改正案				10月1日 出願・合格発表				
一般入試	現 状					11月1日 出願・ 合格発表			
	改正案					11月1日 出願・ 合格発表			

【参考】

大学入学選抜改革

※平成33年度（令和3年度）から

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
総合型選抜	改革後			9月1日 出願		11月1日 合格発表			
学校推薦型 選抜	改革後					11月1日 出願	12月1日 合格発表		
一般選抜	改革後								2月1日 試験

大学等における修学の支援に関する法律に基づく政令・省令案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

令和元年5月10日

高等教育局高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

第198回通常国会で成立した「大学等における修学の支援に関する法律」では、真に支援が必要な低所得者世帯の学生等に対する大学等における修学支援策として、大学等の授業料等減免制度を創設するとともに、独立行政法人日本学生支援機構の行う学資支給金（給付型奨学金）を拡充することとしています。

これに伴い、「大学等における修学の支援に関する法律施行令」（仮称）及び「大学等における修学の支援に関する法律施行規則」（仮称）の制定、並びに「大学等における修学の支援に関する法律」に係る関係政令・省令の整備を予定しています。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基づき、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

→【別添】参照

【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 令和元年6月8日（土） 必着
- (3) 宛先
住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省高等教育局 高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム 宛
FAX番号：03-6734-3391
電子メールアドレス：shugakushien-pc@mext.go.jp
(判別のため、件名は【大学等における修学の支援に関する法律に基づく政令・省令案への意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

【3. 意見提出様式】

「大学等における修学の支援に関する法律に基づく政令・省令案への意見」

- ・氏名
 - ・性別、年齢
 - ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习する学校段階を表記。）
 - ・住所
 - ・電話番号
 - ・意見
- ※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(高等教育局高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム)

大学等における修学の支援に関する法律に基づく政令案の概要

大学等における修学の支援に関する法律（以下「法」という。）では、授業料等減免や学資支給金の額、減免や支給を行う期間等について政令で定めることとしています。このため、制度の実施に必要な事項を定めるために、大学等における修学の支援に関する法律施行令（仮称）を制定するとともに、独立行政法人日本学生支援機構法施行令等を改正することとします。

1. 大学等における修学の支援に関する法律施行令案（仮称）について

大学等における修学の支援に関する法律施行令案（仮称）として、以下の内容を定めることとする。

(1) 取消しの処分を受けた設置者に準ずる者として確認申請ができない大学等の設置者等（法第7条第2項第3号関係）

大学等の設置者が授業料等減免を行おうとする際に必要となる文部科学大臣等の確認について、過去に確認の取消しの処分を受けた設置者に「準ずる者」として当該確認の申請を行うことができない者及びその期間（3年）の起算点となる日は、以下の通りとする。

- ① 法第15条第1項の規定により確認を取り消された大学等の設置者が法人である場合において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知（以下「聴聞通知」という。）があった日前60日以内にその役員であった者 当該確認の取消しの日
- ② 法第15条第1項の規定による確認の取消しの処分に係る聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。） 当該確認の辞退の日
- ③ 法第13条第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として文部科学省令で定めるところにより文部科学大臣等がその者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日。以下同じ。）までの間に、確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。） 当該確認の辞退の日
- ④ ②に規定する期間内に確認を辞退した大学等の設置者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）が法人である場合において、聴聞通知の日前60日以内にその役員であった者 当該確認の辞退の日
- ⑤ 大学等の設置者又はその役員であって、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者 当該違反行為をした日
- ⑥ ⑤のほか、大学等の設置者又はその役員であって、確認又は減免費用の支弁に関し不正な行為をした者 当該行為をした日

- (2) 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者に準ずる者として確認を受ける大学等の設置者の役員になれない者等（法第7条第2項第4号関係）

法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者に準ずる者として確認を受ける大学等の設置者の役員になれない者及びその期間（3年）の起算点となる日は、以下の通りとする。

- ① 確認を取り消された大学等の設置者（個人に限る。） 当該確認の取消の日
② （1）①から⑥まで（（1）⑤にあつては、大学等の設置者の役員に係る部分を除く。）に掲げる者（個人に限る。） （1）①から⑥までに定める日

- (3) 授業料等減免の額（法第8条第2項関係）

授業料等減免の額は、授業料等減免の対象となる学生等（以下「授業料等減免対象者」という。）の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額を上限として、当該授業料等減免対象者に係る授業料及び入学金の額とする。

上限とする額は、授業料等減免対象者本人及びその生計維持者について基準式（市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額））に基づき算定された額（零を下回る場合には零とし、100円未満の端数がある場合には切り捨てる。）を合算した額が、

- A 100円未満の場合は、表1及び表2の額
B 100円以上25,600円未満の場合は、表1及び表2の額の3分の2の額
C 25,600円以上51,300円未満の場合は、表1及び表2の額の3分の1の額
（B、Cの場合の額に100円未満の端数がある場合には100円に切り上げる。）

とする。

（※算定について）

- ・ 授業料等減免が行われる月の属する年度（その月が4月から9月までであるときは、その前年度）分のもので算定
- ・ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、上記の（調整控除の額＋税額調整額）に4分の3を乗じた額とする。
- ・ 地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、上記基準式に基づき算定された額は零とする。
- ・ 市町村民税の所得割の賦課期日において国内に住所を有しない者等については、上記基準式によらず別に文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

(表 1)

<授業料 (年額) >

		昼間	夜間
大学	国公立	535,800 円	267,900 円
	私立	700,000 円	360,000 円
短期大学	国公立	390,000 円	195,000 円
	私立	620,000 円	360,000 円
高等専門学校	国公立	234,600 円	—
	私立	700,000 円	—
専修学校	国公立	166,800 円	83,400 円
	私立	590,000 円	390,000 円
※大学、短期大学及び専修学校の通信課程は 130,000 円			

(※) この表において以下の通りとする。

- ・大学には、大学院、別科及び専攻科を含まない。(以下同じ。)
 - ・短期大学には、別科及び専攻科(大学の学部にあらずるものとして文部科学省令で定める短期大学の専攻科を除く。)を含まない。(以下同じ。)
 - ・高等専門学校は、第4学年及び第5学年に限る。(ただし、大学の学部にあらずるものとして文部科学省令で定める専攻科を含む。)(以下同じ。)
 - ・専修学校は、専門課程に限る。(以下同じ。)
- 独立行政法人、地方独立行政法人が設置する専修学校は、「私立」に含まず、「国公立」に含むものとする。(以下同じ。)
- ・夜間とは、夜間において授業を行うものをいう。(ただし、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うものは夜間から除き、昼間に含む。)(以下同じ。)

(表 2)

<入学金>

		昼間	夜間
大学	国公立	282,000 円	141,000 円
	私立	260,000 円	140,000 円
短期大学	国公立	169,200 円	84,600 円
	私立	250,000 円	170,000 円
高等専門学校	国公立	84,600 円	—
	私立	130,000 円	—
専修学校	国公立	70,000 円	35,000 円
	私立	160,000 円	140,000 円
※大学、短期大学及び専修学校の通信課程は 30,000 円			

(4) 授業料の減免を行う期間等（法第8条第3項関係）

確認大学等の設置者は、以下①又は②に該当する授業料等減免対象者に対して、それぞれ①又は②の月数を限度として、授業料の減免を行うものとする。

① 過去に法による授業料の減免を受けたことがない者

授業料等減免対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（※）

② 過去に法による授業料の減免を受けたことがある者のうち編入学した者その他の文部科学省令で定める者

授業料等減免対象者がその在学する学校等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（※）

ただし、その月数と過去に法による授業料の減免を受けた期間の月数とを合算した月数が72ヵ月を超える場合には、72ヵ月から当該過去に授業料の減免を受けた期間の月数を控除した月数

（※） 大学の学部にあらずるものとして文部科学省令で定める短期大学の専攻科及び高等専門学校専攻科については、授業料等減免対象者が正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が24ヵ月を超える場合には、24ヵ月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数

専修学校については、授業料等減免対象者が正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が48ヵ月を超える場合には、48ヵ月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数

また、確認大学等の設置者は、過去に法による入学金の減免を受けたことがない授業料等減免対象者に対して、入学金の減免を行うものとする。

(5) 私立の専修学校に係る減免費用の国の負担（法第11条関係）

私立の専修学校に対し都道府県が支弁する減免費用についての国の2分の1の負担は毎年度行うものとする。

(6) 設置者自らが費用負担して減免を実施すべき場合（法第16条ただし書関係）

大学等の設置者が確認又は減免費用の支弁に関する不正を行ったことにより授業料等減免に係る確認を取り消された場合に準ずる場合は、①又は②の期間に確認を辞退した場合（当該確認の辞退について相当の理由がある場合を除く。）とする。

① 法第15条第1項の規定による取消しの処分に係る聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間

② 法第13条第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間

2. 独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正について

独立行政法人日本学生支援機構法施行令について、下記の内容を定めるための改正を行うこととする。

(1) 学資支給金の額（改正後の独立行政法人日本学生支援機構法（以下「改正機構法」という。）第17条の2第2項関係）

学資支給金の額は、学資支給金の支給の対象となる学生等（以下「支給対象者」という。）の在学する学校の種類、設置者等の別に応じ、以下の額とする。

支給対象者本人及びその生計維持者について基準式（市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額））に基づき算定された額（零を下回る場合には零とし、100円未満の端数がある場合には切り捨てる。）を合算した額が、

A 100円未満の場合は、表3の額

B 100円以上25,600円未満の場合は、表3の額の3分の2の額

C 25,600円以上51,300円未満の場合は、表3の額の3分の1の額

（B、Cの場合の額に100円未満の端数がある場合には100円に切り上げる。）とする。

（※算定について）

- ・学資支給金の支給が行われる月の属する年度（その月が4月から9月までであるときは、その前年度）分のもので算定
- ・政令指定都市に市民税を納税している場合は、上記の（調整控除の額＋税額調整額）に4分の3を乗じた額とする。
- ・地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、上記基準式に基づき算定された額は零とする。
- ・市町村民税の所得割の賦課期日において国内に住所を有しない者等については、上記基準式によらず別に文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

（表3）

		（月額）	
		自宅通学	自宅外通学
大学	国公立	29,200円	66,700円
	私立	38,300円	75,800円
短期大学			
専修学校			
高等専門学校	国公立	17,500円	34,200円
	私立	26,700円	43,300円
※大学、短期大学及び専修学校の通信課程は年額51,000円			

ただし、通信課程以外の場合は、以下の①又は②の場合であって、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められる支給対象者に対する学資支給金の額は、以下の額とする。（上記 B、C の場合に該当するときは、以下の額の 3 分の 2 又は 3 分の 1 の額（100 円未満の端数がある場合には 100 円に切り上げる。）とする。）

- ① 支給対象者の生計維持者が生活保護を受けている場合
- ② 支給対象者が満 18 歳となる日の前日において里親に委託されていた又は児童養護施設に入所していたなどの場合

・国公立の大学	33,300 円
・私立の大学	42,500 円
・国公立の短期大学	33,300 円
・私立の短期大学	42,500 円
・国公立の高等専門学校	25,800 円
・私立の高等専門学校	35,000 円
・国公立の専修学校	33,300 円
・私立の専修学校	42,500 円

支給対象者が、他の法令に基づく大学等の学資に係る給付等であって学資支給金の額を調整する必要があるものとして文部科学省令に定めるものを受けた場合は、当該支給対象者に係る学資支給金の額は、上記に関わらず、文部科学省令で定める算式により算定された額とする。

(2) 学資支給金の支給の期間（改正機構法第 17 条の 2 第 3 項関係）

機構は、以下①又は②に該当する支給対象者に対して、それぞれ①又は②の月数を限度として、学資支給金の支給を行うものとする。

- ① 過去に学資支給金の支給を受けたことがない者
支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（※）
- ② 過去に学資支給金の支給を受けたことがある者のうち編入学した者その他の文部科学省令で定める者
支給対象者がその在学する学校等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（※）
ただし、その月数と過去に学資支給金の支給を受けた期間の月数とを合算した月数が 72 ヶ月を超える場合には、72 ヶ月から当該過去に学資支給金の支給を受けた期間の月数を控除した月数

（※）大学の学部にあらずるものとして文部科学省令で定める短期大学の専攻科及び高等専門学校の専攻科については、支給対象者が正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が 24 ヶ月を超える場合には、24 ヶ月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数

専修学校については、支給対象者が正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が 48 ヶ月を超える場合には、48 ヶ月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数

(3) 支給対象者に第一種学資貸与金（無利子奨学金）が貸与される場合の貸与額（改正機構法第 14 条第 4 項関係）

支給対象者に第一種学資貸与金が貸与される場合の貸与額は、第一種学資貸与金の貸与可能上限額から、授業料の減免についての 1. (3) 表 1 の額（※ 1）及び当該支給対象者が受けることができる学資支給金の額（※ 2）との合計額を控除した額を上限とする。（年額、月額を揃えて算定）

（※ 1）当該支給対象者について、1. (3) の基準式に基づく算定により 3 分の 2 又は 3 分の 1 の適用を受ける場合には、それぞれ 1. (3) 表 1 の額の 3 分の 2 又は 3 分の 1 の額（その額に 100 円未満の端数がある場合には 100 円に切り上げる。）

（※ 2）2. (1) で他の法令に基づく給付との調整が行われる場合には、その調整を行わなかった場合の 2. (1) の額

3. その他の関係政令の一部改正等について

(1) 学資支給基金の残余の額の国庫納付に係る規定（法附則第 6 条第 4 項関係）等
法による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法に基づき行われた給付型奨学金（以下「旧学資支給金」という。）に関して、旧学資支給金に充てるために独立行政法人日本学生支援機構に設けられた「学資支給基金」について、旧学資支給金の支給終了後に基金の残余の額を国庫納付するための手続について定めるなど、法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

(2) 関係政令の整備

地方税法施行令等の関係政令について、法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

4. 施行期日

施行期日は、法の施行の日とする。

大学等における修学の支援に関する法律に基づく省令案の概要

大学等における修学の支援に関する法律（以下「法」という。）及び独立行政法人日本学生支援機構法（以下「機構法」という。）に基づき、制定又は改正が必要となる省令は、学資支給に関するものは「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」で、授業料等減免に関するものは「大学等における修学の支援に関する法律施行規則（仮称）」であり、これらの省令で定める事項は、以下のとおりです。

※以下の用語の定義は、それぞれ次のとおりです。

- ・ 「支援措置」とは、法第三条の「学資支給及び授業料等減免」をいう。
- ・ 「学生等」とは、法第二条第二項の「大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部にあつては、その専攻科に限る。）並びに高等専門学校の学科（第四学年及び第五学年に限る。）及び専攻科（大学の学部にあつては、その専攻科に限る。）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒」をいう。

（１）支援措置の対象となる学生等の認定要件（別紙１参照）

- 法第八条第一項及び機構法第十七条の二第一項の「特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるもの」の認定基準として、以下の事項を定める。
 - ・ 学生等及びその生計維持者の収入・資産額に関すること
 - ・ 学生等の学業成績・学修意欲に関すること
 - ・ 学生等の国籍及び在留資格に関すること
 - ・ 高等学校卒業後又は高等学校卒業程度認定試験受験資格取得後から大学等への進学までの期間等に関すること

（２）（１）の認定要件を満たす学生等が支援措置を受けられる大学等の確認要件（別紙２参照）

- 法第七条第二項の「社会で自立活躍できる豊かな人間性を備えた創造的な人材育成に関する基準」（第一号）及び「大学等の継続的・安定的な経営に関する基準」（第二号）として、以下の事項を定める。
 - ・ 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（４年制大学の場合、１２４単位）の１割以上、配置されていること
 - ・ 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること
 - ・ 厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること
 - ・ 財務諸表等の情報・教育活動に係る情報を開示していること
 - ・ 大学等の経営基盤・収容定員の充足率に関すること

※なお、一部の基準について、2019年度の特例を設けることとする。

（３）（１）の認定要件を満たす学生等が支援措置を受けられる短期大学及び高等専門学校の専攻科

- 支援措置の対象となる短期大学及び高等専門学校の専攻科は、学位規則第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科とすることについて定める。

(4) 支援措置の対象となる学生等の認定に関する手続（別紙3参照）

- 支援措置を受けようとする者は、学資支給（給付型奨学金の支給）については独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に、授業料等減免については（2）の確認を受けた大学等（以下「確認大学等」という。）に対し、それぞれ申込を行うことについて定める。
- 学生等からの申込を受けて、学資支給については機構が、授業料等減免については確認大学等が、（1）の認定要件に基づき選考を行うことについて定める。
- 機構及び確認大学等は、（1）の認定要件に基づく選考の結果を学生等に通知することについて定める。
- 学資支給の対象者として機構の認定を受けた学生等については、授業料等減免の対象者として認定を受けることができる者とみなすことを定める。

(5) 支援措置の対象となる大学等の確認に関する手続（確認スケジュール：別紙4参照）

- 確認を受けようとする大学等の設置者は、五月初日から六月末日までに、法第七条第一項に規定する文部科学大臣等に対し、省令で定める申請書（別紙5参照）を提出することについて定める。（2019年度においては、申請書の提出期間は文部科学大臣等が定める日とする。）
- 文部科学大臣等は、大学等の設置者からの申請書の提出を受けて、その大学等が（2）の確認要件を満たしていることを確認したときは、確認大学等の名称・所在地及びその設置者の名称・主たる事務所の所在地を公表するとともに、確認した旨をその設置者に通知することについて定める。
- 文部科学大臣等が確認した旨の通知を受けた確認大学等の設置者は、その申請書をインターネットの利用により公表することについて定める。
- 確認大学等の設置者は、毎年六月末日までに、申請書の記載内容を更新し、文部科学大臣等に提出することについて定める。
- 確認大学等の設置者は、①確認要件を満たさなくなったとき、②確認を辞退しようとするとき、③確認大学等の名称・所在地及びその設置者の名称・主たる事務所の所在地に変更があったときは、その旨を文部科学大臣等に届け出ることとし、①及び③については遅滞なく、②については一年前に届け出ることについて定める。
- 文部科学大臣等は、法第十五条の規定により確認大学等に係る確認を取り消したときは、その旨をその大学等に通知することについて定める。

(6) 支援措置の実施に関する手続等（別紙6参照）

- 支援対象者は、各学年において継続して支援措置を受けようとするときは、学資支給については毎年一回、授業料減免については毎年二回、それぞれ申込を行うことについて定めるとともに、申込を行わない場合は支援措置を打ち切る（支援対象者の認定を取り消す）ことについて定める。
- 機構及び確認大学等は、毎年一回、支援措置の対象者が学業成績・学修意欲（以下「学業成績等」という。）に関する基準及び収入・資産額に関する基準に適合するかどうかの判定（以下「適格認定」という。）を行う（高等専門学校及び修業年限が二年以下の確認大学等は、学業成績等に関する適格認定を毎年二回行う）ことについて定める。
- 収入・資産額に関する適格認定において、機構がその基準に適合することの判定を行った学生等については、確認大学等がその基準に適合することの判定を行った者とみなすこ

とについて定める。

- 機構及び確認大学等は、適格認定の判定の結果、支援措置を見直す必要があるときは、毎年四月又は十月に、支援措置の廃止、停止又は額の変更を行うことについて定める。
- 機構及び確認大学等は、適格認定の結果、支援対象者の学業成績・学修意欲がその基準に照らして警告区分に該当するときは、その支援対象者に学業成績等が不振である旨の警告を行うことについて定める。
- 偽りその他不正の手段により支援措置を受けた場合、確認大学等から退学・無期又は三か月以上の停学の懲戒処分を受けた場合等における支援措置の打ち切りについて定める。
- 確認大学等から休学を認められた場合、三か月未満の停学の懲戒処分を受けた場合等においては支援措置を停止することとし、復学時に（１）の認定要件を満たす場合、学生等からの申込に基づき、支援措置を再開することについて定める。
- 機構及び確認大学等は、支援措置の打ち切り又は額の変更を行うときは、あらかじめ、その支援対象者に通知することについて定める。
- 確認大学等は、学業成績・学修意欲に関する適格認定の判定の結果を機構に通知するとともに、支援対象者に対する懲戒処分、休学の認定等について機構に通知することについて定める。
- 確認大学等の設置者は、授業料等減免の対象者の認定を取り消したときは、遅滞なく、取消しの年月日、人数、減免の額等を（２）の確認をした文部科学大臣等に届け出なければならないことについて定める。
- 機構法第十三条第一項第一号の業務の実施に当たり、その対象となる学生等及びその生計を維持する者のマイナンバー（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）の提出を求めることについて定める。

（７）他法令に基づく同様の支援を受ける場合の学資支給の併給調整（別紙７参照）

- 他法令に基づく同様の支援を受ける場合の学資支給の額について定める。

（８）新制度実施後の現行給付型奨学金の受給者の特例

- 現行給付型奨学金（旧制度の給付型奨学金）の受給者が、法の施行後も継続して旧制度の給付型奨学金を受給するときは、その者は、法に基づく新制度の給付型奨学金を併給できないことについて定める。

（９）施行日

- 法の施行の日（ただし、制度の実施に必要な事項については、公布日施行）

※ なお、以下の事項については、引き続き文部科学省において検討し、追って省令で規定することを予定。

- ・ 減免費用の交付に関すること
- ・ 不正対応に関すること
- ・ 家計急変時の支援対象者の認定に関すること
- ・ 支援対象者の学業成績が下位四分の一に属するときに警告を連続で受ける場合（別紙６参照）における「斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例」に関すること
- ・ その他制度の適正な実施に必要な事項に関すること

支援措置の対象となる学生等の認定要件について

(省令)別紙1

1. 家計の経済状況に関する要件

【所得】 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること

(算式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)※

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

(基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満(市町村民税所得割が非課税となる者※を含む。)

※税額控除により市町村民税所得割が非課税となる場合は、必ずしも第Ⅰ区分に該当しない場合がある。

第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満

第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満

【資産】 学生等及びその生計維持者の保有する資産※の合計額が、以下の基準額に該当すること

(基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満

生計維持者が1人の場合 1,250万円未満

※ 対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額(不動産は対象としない)

2. 学業成績・学修意欲に関する要件(採用時)

※ 認定後は、適格認定の基準(資料6参照)により学業成績等を確認し、これに基づき支援の継続の可否を判定する

予約採用

高校3年生

申請時期：入学前年度

高校2年次(申込時)までの評定平均値が、

3.5以上 … 進路指導等において学修意欲を見る。

3.5未満 … レポート又は面談により学修意欲を確認する。

〔高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとする者については、高卒認定試験の受験・合格をもって、学修意欲があるものとみなす。〕

在学採用

1年生

申請時期：入学年 4月※

(1) 進学前の評定平均値が算出できる場合

次の①か②のいずれかに該当すること

① 高校の評定平均値が3.5以上であること

② 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

(2) 進学前の評定平均値が算出できない場合

次の①から③のいずれかに該当すること

① 入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること

② 高卒認定試験の合格者であること

③ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ 秋季入学の場合の申請時期については検討中。

3. 国籍・在留資格に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 同表の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずる者とその者が在学する学校の長が認めたもの(＝将来永住する意思があると認められた者)

4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

次により大学等へ進学した者を1度に限り支援の対象とする。

- ① 高校等を卒業後2年の間に入学が認められ進学した者
- ② 高卒認定試験合格者等については、当該試験を受けることができる者となった日の属する年次から5年を経過していない間に当該試験の合格者となり、合格後2年の間に入学が認められ進学した者(5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における修学意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。)
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、上記の要件に準じて20歳以下で大学等へ進学した者

在学する大学等における学業成績について、GPA(平均成績)等が上位1/2以上であること

または

次のいずれにも該当すること

① 修得単位数が標準単位数※以上であること

※ 標準単位数＝卒業必要単位数/修業年限×申請者の在学年数

② 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準(資料6参照)において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。

○ 法第7条第2項第1号の「大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができ豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準」は、次のとおりとする。

1. 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、配置されていること。

※ 例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど、実践的教育が行われる授業科目を含む。

※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない合理的な理由を説明・公表することが必要。

2. 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。

3. 授業計画（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 法令に則り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

○ 法第7条第2項第2号の「大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準」は、次のとおりとする。

・ 次のいずれにも該当する大学等でないこと（国立大学法人及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（公立大学法人及び地方独立行政法人を含む。）が設置者である大学等を除く。）

① 直前の3年度のすべての収支計算書において「経常収支差額」がマイナス

② 直前の年度の貸借対照表において「運用資産と外部負債の差額」がマイナス

③ 直近3年度のすべての収容定員充足率が8割未満

※ これらの基準の専門学校への適用に際し、③の収容定員充足率については「8割未満」の基準を引き下げる経過措置を設ける。（一定期間の経過措置であり、2019年度は「6割未満」とする。）

※ 以上の内容の詳細は「機関要件の確認への対応のポイント」(次ページ以降)参照。2019年度の特例も含めて記載。

高等教育段階の教育費負担軽減新制度 機関要件の確認への対応のポイント

(2019年第2版)

本資料は、現時点での考え方を整理したものであり、
今後、内容が変更され得ることに留意願います。

【要件1】実務経験のある教員による授業科目の配置

- 各学校種の設置基準により、卒業に修得が必要となる単位数の1割以上、実務経験のある教員による授業科目が配置され、学生がそれらを履修し得る環境が整っていること。

(例：4年制大学：124単位→13単位以上、2年制短期大学：62単位→7単位以上、

専門学校（昼間学科）：修業年限n年×800時間→80n時間)

- 必修科目か、選択科目かは問わない。また、学部等共通科目でも可。

- 「実務経験のある教員による授業科目」とは、担当する授業科目に関連した実務経験を有している者が、その実務経験を十分に授業に活かしつつ、実践的教育を行っている授業科目を指す。必ずしも実務経験のある教員が直接の担当でなくとも、例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目でも可。

- 全ての学部等が要件を満たすことが必要であるが、学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない合理的な理由を説明・公表することで要件を満たすものとする。

※ 「やむを得ない理由」としては、財政的・時間的な理由ではなく、学問分野の特性等を示しながら合理的な理由を具体的に示すことが必要だが、初年度（2019年度）の確認手続に限り、2019年度の教育課程で間に合わない場合でも、その理由と2020年度から要件を満たす方向性について説明・公表することで要件を満たすものとする。

＜大学等における留意事項＞

○ どの授業科目が「実務経験のある教員による授業科目」であるかを授業計画（シラバス）等で学生等に対し明らかにすることが必要であり、明らかにしている授業科目を計上する。

→ 2019年度のシラバス等に、どのような実務経験を持つ担当教員が、どのような授業を行うのかを明記しておくことが必要。

※シラバスに明記している授業科目を計上することを基本とするが、初年度（2019年度）の確認手続きに限り、シラバスへの記載が間に合わなかった場合には、シラバスとは別途の資料（一覧表等）により学生に対して補足説明をしている授業科目についても計上することも可。

【要件2】 外部人材の理事への任命

- 国立大学法人（理事の員数が3名以下の場合を除く。）、独立行政法人国立高等専門学校機構、公立大学法人及び学校法人の業務執行において重要な役割を有する「理事」に、任命の際現に当該大学等を設置する法人の役員や職員でない産業界等の外部人材を複数任命していること。

＜大学等における留意事項＞

- 「多様な分野における経験や有意義な知見を大学の運営に生かし、自律的な運営を促進する」という要件設定の趣旨に照らし、当該外部人材の理事に期待する役割を明らかにした上で、それにふさわしい人材を任命することが必要。
 - **外部人材の理事が複数配置されていない場合には人選・任命が必要。**
- 初年度（2019年度）の確認手続に限り、申請時点において要件を満たしていない場合であっても、2020年4月1日までに要件を満たすことについて申請者（大学等の設置者）の誓約がある場合には要件を満たすものとする。

<理事が置かれられない場合等（国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、公立大学法人及び学校法人以外の場合）の特例>

○ 次の場合には、理事への外部人材の任命に代えて、社会や産業界のニーズを踏まえた意見を学校運営に反映させられる組織や体制に、複数の外部人材が参画していることを求める。

- ①理事が置かれられない場合（地方公共団体が直接設置する公立大学、個人立の専門学校等）
- ②学校の設置・運営を直接の目的としない法人（医療法人等）が運営している場合

具体的には、教育課程の編成などの学校運営についてその意見を反映させ得る組織（※）として置かれていることを求めるものとする。

- ・当該組織を置くことの根拠が学則等において確認できること。
- ・当該組織の審議事項について定められていること。
- ・構成員に関する規定（その選任に係る規定を含む。）があること。
- ・「外部人材」として当該学校の教職員以外の者が複数参画していること。

※（例）学校運営会議、教育課程編成委員会、学校関係者評価委員会（評価の実施のみならず、評価結果や意見を学校運営に反映させる仕組みがある場合に限る。）など

○ 理事の場合と同様、初年度（2019年度）の確認手続に限り、申請者の誓約があれば2020年4月までに要件を満たすことと可とする。

【要件3】厳格な成績管理の実施・公表

- 以下の取組を通じ、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
 - ・ 各授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画（シラバス）の作成・公表
 - ・ 学習意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法による学修成果の厳格かつ適正な評価、単位授与
 - ・ GPAなどの成績評価に係る客観的な指標の設定・公表、成績の分布状況の把握をはじめ適切な実施
 - ・ 卒業の認定に関する方針の策定・公表、適切な実施
- **支援対象者の要件（単位修得率やGPA等の下位4分の1などの場合の警告等）を適正に機能させるための前提となる。必要に応じ学内の体制や諸規定の整備。**
- 支援対象者への成績要件の適用により、警告を受けたり、支給しないこととされた学生の数やその事由については、大学等ごとに公表する。

<大学等における留意事項>

(授業計画の作成・公表)

- 授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法・基準などについて、申請に当たり概要を記載すること。また、要件1のため、実務経験のある教員による授業科目については、どのような実務経験のある教員がどのような教育を行うのかを記載すること。

(厳格かつ適正な評価を通じた単位又は履修の認定)

- 各授業科目において、試験やレポートの内容、学習への意欲などを、どのように学修成果として評価し、単位を与え、又は履修を認定しているのかをあらかじめ設定し、シラバス等により明らかにしていること。

(成績評価に係る指標の設定・公表と適切な実施)

- GPAなどの成績評価に係る指標の算定方法を定め、公表すること。

また、成績の下位4分の1に属する学生等に対する「警告」の仕組みを踏まえ、各大学等は、支援を受けている学生等の成績の相対的な位置を知るため、学生の成績の分布状況を把握していることが必要。申請に当たり、学部等ごとに学生の成績がどのように分布し、下位4分の1が全体のどの範囲かを示す資料（グラフや表）の添付を求めること。

(卒業の認定に関する方針の設定・公表と適切な実施)

- 各大学や学部等の教育理念に基づき、社会におけるニーズを踏まえ、卒業の認定に関する基本的な方針を定め、公表するとともに、適切に実施すること。方針は、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化するものとともに、どのような学修成果を挙げれば卒業を認定し、学位を授与するのかを記述すること。

【要件4】財務・経営情報の公表

<財務諸表等について>

- 国立大学法人、公立大学法人、国立高等専門学校機構及び学校法人にあっては、各法において準用する独立行政法人通則法や、私立学校法によって作成が義務づけられている財務諸表等を公表していることを要件とする。

<教育活動に係る情報について>

- 学生が安心して質の高い教育を受けられる環境を確保する観点から、大学等の経営情報の一環として、卒業の認定に関する方針、教育課程の編集及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針（三つの方針）や、定員充足状況（収容定員や在 student 数）、進学・就職の状況などの教育活動に係る情報を公表していることを要件とする。

- 大学及び高等専門学校については、学校教育法第109条に基づく自己点検・評価の結果及び同法施行規則第172条の2に定める教育研究活動等の情報について公表していることが必要であり、申請に当たっては、教育活動に係る情報の概要について、所定の様式に従って記載して提出することを要件とする。

<公表の方法>

- インターネットの利用等により、一般に公表していることを要件とする。

【要件4】財務・経営情報の公表（専門学校についての特例）

＜財務諸表等について＞

○ 専門学校を設置する学校法人以外の法人についても、それぞれの法令に則り作成する財務諸表等について学校法人に準じて公表していることを要件とする。

なお、貸借対照表・損益（収支）計算書の作成について法令に定めのない法人類型（健康保険組合、宗教法人等）があるが、財務・経営面での透明性を確保する観点から、これらの法人についても貸借対照表・損益（収支）計算書を作成・公表していることを要件とする。

○ 設置者が個人である場合は、確定申告の際の添付書類として作成する書類の例を踏まえ、貸借対照表・損益（収支）計算書に相当するものを作成・公表していることを要件とする。

＜教育活動に係る情報について＞

○ 専門学校については「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン（平成25年3月文部科学省生涯学習政策局）」を踏まえた共通様式による情報の公表を行っていることが必要であり、申請に当たっては、これらの情報の概要を所定の様式に従って記載して提出することを要件とする。

○ また、教育活動に係る情報の一環として、外部者が参画した学校評価（学校関係者評価）を実施し、その結果を公表していることが必要。なお、初年度（2019年度）の確認手続に限り、申請までに学校関係者評価の実施方法・体制が決められていれば、評価の実施は2020年度（2019年度に係る評価）であつても要件を満たすものとする。この場合、2020年度の申請書の更新版の提出時に、評価結果を公表していることを確認する予定。

→ **学校関係者評価（自己評価と一体的に実施）の実施に向けた早急な準備が必要。**

○法人類型ごとに公表を要する財務諸表等の種類（主な法人類型）

財務諸表等	国立大学 法人	公立大学 法人	学校法人	一般社団 法人	医療法人	社会福祉 法人	株式会社	個人
①貸借対照表	○	○	○	○	○	○	○	○
②収支計算書 又は損益計算書	○	○	○	○	○	○	○	○
③財産目録	—	—	○	—	○	○	—	—
④事業報告書	○	○	○	○	○	○	○	—
⑤監査報告書	○	○	○	○ (監事を置 く場合)	○	○	○	—

（備考）

- ・法人類型ごとの関係法令の規定に基づき、財務諸表等を作成すること
- ・ただし、上記の財務諸表等のうち「①貸借対照表」及び「②収支計算書又は損益計算書」の作成に関し、関係法令の規定がない場合は、①及び②を作成すること
- ・財務諸表等については、インターネットの利用等により、一般に公表すること

【経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い】

【財務状況及び定員充足率に関する機要件の設定について】

教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされることがないよう、財務状況及び定員充足率に関する機要件を設定する。具体的には、次のいずれにも該当する大学等でないことを基準とする。

- ① 法人の貸借対照表の「運用資産^(注1) - 外部負債^(注2)」が直近の決算でマイナス
- ② 法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額^(注3)」が直近3カ年の決算で連続マイナス
- ③ 直近3カ年において連続して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割未満

(注1) 運用資産：すぐに換金可能な資産。学校法人会計基準第35条第七号様式における、固定資産のうちの特定資産及び有価証券、流動資産のうちの現金預金及び有価証券の合計

(注2) 外部負債：外部から返済を求められる負債。学校法人会計基準第35条第七号様式における、固定負債のうちの長期借入金、学校債及び長期未払金、流動負債のうちの短期借入金、1年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金の合計

(注3) 経常収支差額：資産の売却など臨時的な要素となる特別収支を除いた収支。学校法人会計基準第23条第五号様式における、（教育活動収入計＋教育活動外収入計）－（教育活動支出計＋教育活動外支出計）

＜専門学校取扱いについて＞

専門学校についても、初年度（2019年度）から、①～③の基準を適用する。

ただし、③（収容定員充足率）の「8割未満」の基準については、専門学校の実態も踏まえ、経過措置を設ける。具体的には、以下の年度ごとの基準は、それぞれ以下の割合未満とする。

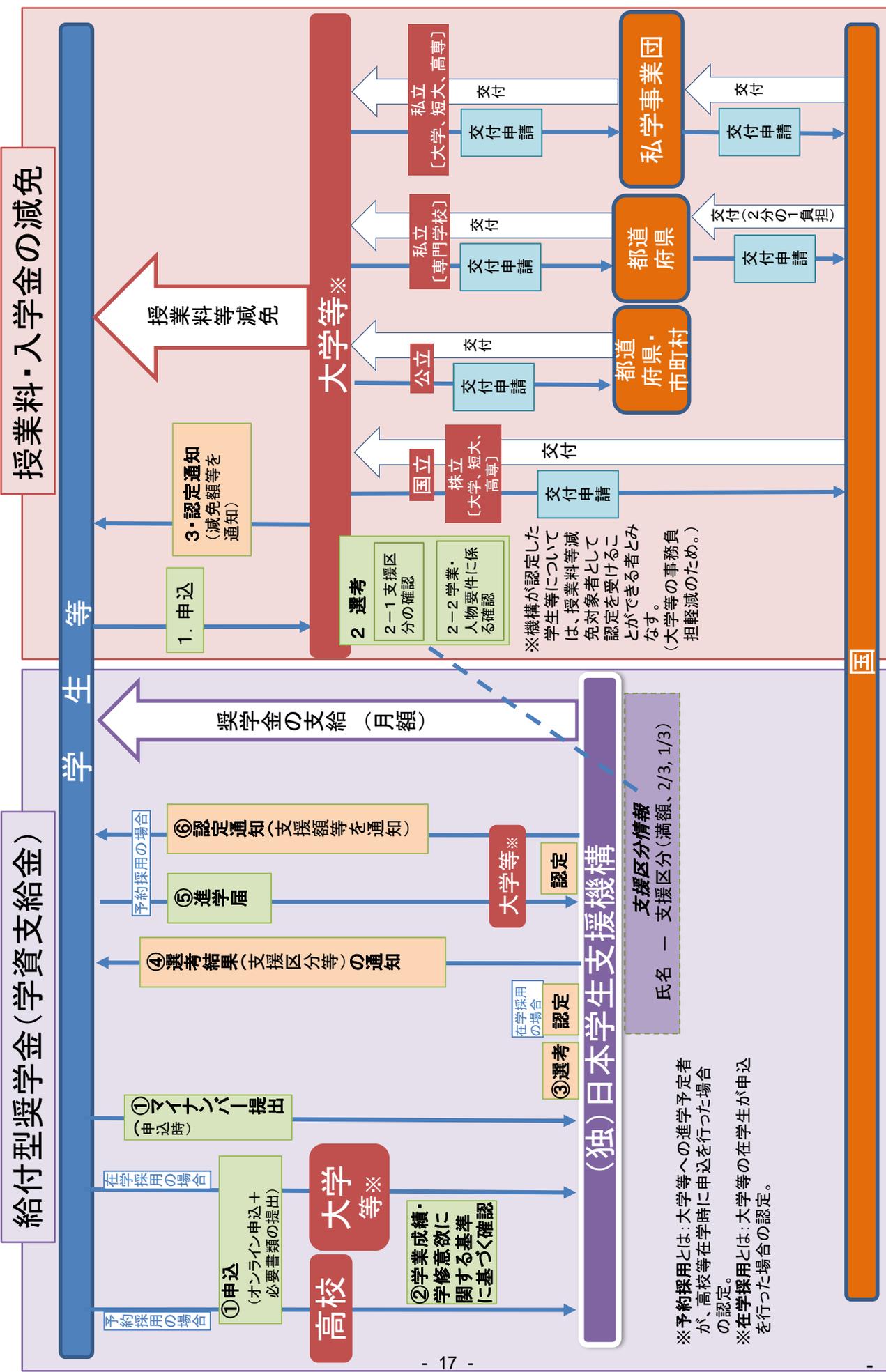
○専門学校の収容定員充足率に関する経過措置について

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度～
基準値	6割	6割	6割	6割	7割	8割

【適用例】

- ・ 2019年度の確認手続においては、2017～2019年度の収容定員充足率が6割未満かどうかを確認する。
- ・ 2021年度においては、2019～2020年度が6割未満、2021年度が7割未満かどうかを確認する。

支援措置の対象となる学生等の認定手続について



※予約採用とは：大学等への進学予定者が、高校等在学時に申込を行った場合の認定。

※在学採用とは：大学等の在学生在が申込を行った場合の認定。

※「大学等」とは、大学等における修学の支援に関する法律第7条第2項の認定要件(機関連要件)を満たすことについて確認を受けた大学等である

※ 減免費用の交付に関する場合は、追って、省令で規定する予定

【機関要件の確認手続のスケジュールについて】

- 大学等が機関要件を満たしたことについて、国又は地方公共団体による確認を受けることにより、当該大学等に在学する学生等が、大学等における修学の支援に関する法律に基づく学資支給（給付型奨学金）及び授業料等減免の対象となる。
- 支援の開始は2020年4月を予定しているが、2020年4月に大学等への進学を予定する高校3年生等の進路選択を考慮して、機関要件の確認手続は、新制度の成立後速やかに実施する。
- 2019年度の機関要件の確認手続のスケジュールについては、省令制定後、正式に申請書の受理を開始する（省令制定前までの間は、大学等からの事前相談を受け付ける）予定。申請書の提出期限は、7月中旬とする見込み。申請書の提出に関する具体的なスケジュールについては、別途、お知らせします。
- 申請書については、申請時点の大学等の状況に基づき、大学等の設置者が所定の様式（資料5参照）に沿って作成することが必要。申請書の内容が基準に適合しているかどうかを、国又は地方公共団体が確認する（2019年度の特例については、各機関要件に関する資料（「機関要件の確認への対応のポイント」）参照）。
- すべての基準に適合することが確認された大学等については、2019年9月中下旬頃を目途として、確認者が公表を行う予定。
- 大学等が提出した申請書については、確認を受けた場合、その大学等がインターネットの利用により公表することを要する。
- 確認を受けた大学等は、毎年度申請書の内容を更新し、確認者に提出することを要する。

様式第1号

年 月 日

〇〇〇〇 殿

学校法人〇〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇

大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・専門学校)
大学等の所在地	
学長又は校長の氏名	
設置者の名称	
設置者の主たる事務所の所在地	
設置者の代表者の氏名	
申請書を公表する予定のホームページアドレス	

大学等における修学の支援に関する法律(以下「大学等修学支援法」という。)第7条第1項の確認を申請します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点(☑)を付けて下さい。

- この申請書(添付書類を含む。)の記載内容は、事実に相違ありません。
- 確認を受けた大学等は、大学等修学支援法に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。
- 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号			
第2号の1			
第2号の2			
第2号の3			
第2号の4			

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点(☑)を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画(シラバス)

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者*₁のみ》大学等の設置者の理事(役員)名簿

「(2)-②外部の意見を反映する組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者*₂のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画(シラバス)【再掲】

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料(次ページ参照)
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校名	
設置者名	

I 直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	円	円	円
申請2年度前の決算	円	円	円
申請3年度前の決算	円	円	円

II 直前の決算の貸借対照表における「運用資産-外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	円	円	円

III 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率 (F)/(E)
今年度(申請年度)	人	人	%
前年度	人	人	%
前々年度	人	人	%

(IIの補足資料) 「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○ 「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の 名称	資産の内容	申請前年度の決算に おける金額
		円
		円
		円

○ 「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の 名称	負債の内容	申請前年度の決算に おける金額
		円
		円
		円

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通科目	学部等 共通科目	専門 科目	合計		
		夜・通信						
		夜・通信						
		夜・通信						
		夜・通信						
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

--

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 理事（役員）名簿の公表方法

--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
(備考)			

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映する組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	
役割	

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名（学部等名）	
設置者名	

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画の作成・公表に係る取組の概要)	
授業計画の公表方法	
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p>	
<p>客観的な指標の 算出方法の公表方法</p>	
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告(書)	

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	
中長期計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法:

(2) 認証評価の結果

公表方法:

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名
教育研究上の目的（公表方法： ） （概要）
卒業の認定に関する方針（公表方法： ） （概要）
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法： ） （概要）
入学者の受入れに関する方針（公表方法： ） （概要）

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）								
学部等名	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計	設置基準上の 必要専任教員数
—	人	—					人	—
	—	人	人	人	人	人	人	人
	—	人	人	人	人	人	人	人
b. 教員数（兼務者）								
学長・副学長			学長・副学長以外の教員			計		
人			人			人		
各教員の有する学位及び業績 (教員データベース等)				公表方法：				
c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）								

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
	人	人	%	人	人	%	人	人
	人	人	%	人	人	%	人	人
合計	人	人	%	人	人	%	人	人
(備考)								

b. 卒業者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要)

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要)				
学部名	学科名	卒業に必要なとなる 単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
G P Aの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：

⑧授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	施設設備整備費	(…以下、必要に応じ追加)	合計
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組 (概要)
b. 進路選択に係る支援に関する取組 (概要)
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組 (概要)

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
年		単位時間/単位	時間	時間	時間	時間	
			単位時間				
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
人	人	人	人	人	人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） （概要）
成績評価の基準・方法 （概要）
卒業・進級の認定基準 （概要）
学修支援等 （概要）

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(主な就職、業界等)			
(就職指導内容)			
(主な学修成果（資格・検定等）)			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
人	人	%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組)		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	施設設備整備費	(…以下、必要 に応じ追加)	合計
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
修学支援 (任意記載事項)					

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

支援対象者の在学中の支援の扱いについて

【適格認定の基準と支援の扱いについて】

	基準	支援の扱い
学業成績・学修意欲に関すること 各学年末に判定し、4月からその結果を反映 (ただし、修業年限が2年以下である場合は、各学年の途中にも判定(10月からその結果を反映))	次のいずれかに該当すること <ol style="list-style-type: none"> ① 修業年限で卒業できなことが確定したこと ② 修得単位数が標準単位数※の5割以下であること ※標準単位数 = (卒業必要単位数/修業年限) × 支援対象者の在学年数 ③ 出席率が5割以下であるなど学修意欲が著しく低い状況にあると大学等が判定したこと ④ 下の「警告」に連続して該当すること 次のいずれかに該当すること (上の「支援の打ち切り」に該当する者を除く。) <ol style="list-style-type: none"> ① 修得単位数が標準単位数の6割以下であること ② GPA (平均成績)等が下位4分の1に属すること (なお、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置については、追って、省令で規定することを予定) ③ 出席率が8割以下であるなど学修意欲が低い状況にあると大学等が判定したこと 	支援の打ち切り (学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がないときは、返還を求める。)
家計の経済状況に関すること 毎年の夏頃に判定を行い、10月からその結果を反映	【収入】 ※採用時と同一の基準 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること (算式) 市町村民税の所得割の課税標準額 × 6% - (調整控除の額 + 税額調整額) ※ ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額 + 税額調整額)に3/4を乗じた額となる。 (基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満(市町村民税所得割が非課税の者※を含む。) ※税額控除により市町村民税所得割が非課税となる場合は、必ずしも第Ⅰ区分に該当しない場合がある。 第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上 ~ 25,600円未満 第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上 ~ 51,300円未満 【資産】 ※採用時と同一の基準 学生等及びその生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること (基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満 生計維持者が1人の場合 1,250万円未満	支援の停止または支援区分・支援額の変更 直近の収入の状況に応じて、支援の区分が変更となる場合は、支援額を変更し、いずれの基準額にも該当しない場合は、支援を停止する。 (いずれかの基準額に該当するようになった場合は、支援を再開する。)
		支援の停止 (いずれかの基準額に該当するようになった場合は支援を再開する。)

【上記以外の支援の打ち切りについて】

- 次のいずれかに該当する者については、支援を打ち切る。(①又は②に該当する者には、返還を求める。)
- ① 偽りその他不正の手段により支援措置を受けた者
 - ② 大学等から退学・停学(無期限又は3カ月以上のものに限る。)の懲戒処分を受けた者
 - ③ 支援の継続手続を行わなかった者(手続後に支援を再開)

【上記以外の支援の停止について】

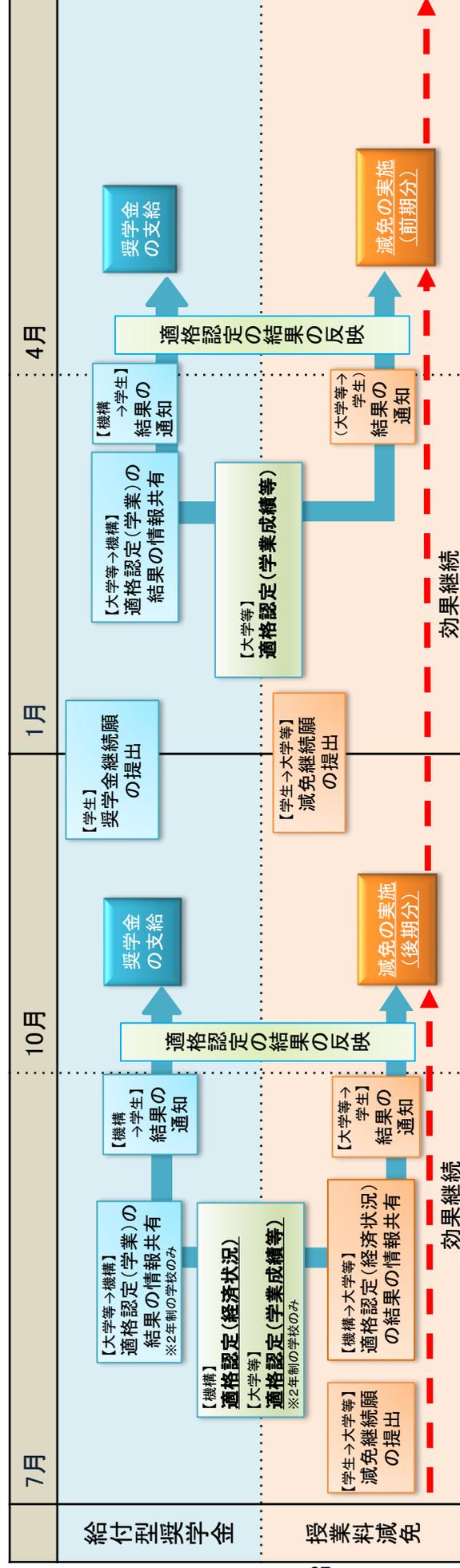
- ・ 大学等から休学を認められた場合には、その間、支援を停止し、復学时に学生等からの申出に基づき、支援を再開する。
- ・ 3カ月未満の停学及び訓告の懲戒処分を受けた場合も支援を停止する。支援停止期間は、停学の場合は停学期間、訓告の場合は1カ月間とし、支援停止期間経過後に学生等からの申出に基づき、支援を再開する。

【転学・編入学の場合の支援期間について】

- ・ 転学・編入学をした場合(以下の※に該当する場合を除く。)は、転学・編入学先の大学等の修業年限まで支援期間を延長する。(ただし、転学・編入学前の支援期間と合算して6年を上限とする。)
- ※ 転学・編入学前の学校に在学しなくなってから、他の学校に転学・編入学するまでの期間が1年を超える場合は、支援の対象としない。

支援対象者の適格認定のスケジュールについて

- 適格認定の手続は、以下のとおり実施することを予定しており、適格認定の基準に適合するかどうかの判定結果に基づき、必要に応じ、支援措置の見直し(支援の打ち切り・支援額の変更)を行う。



【家計の経済状況に関する基準の適合判定について】

- ・ 家計の経済状況について、毎年夏頃に適格認定を行い、その判定結果を10月に反映する。

【学業成績等に関する基準の適合判定について】

- ・ 学年末に適格認定を行い、その判定結果を翌学年当初に反映する。
- ・ ただし、高等専門学校及び修業年限が2年以下の短大・専門学校については、毎年2回(夏頃と学年末に)適格認定を行う。その判定結果を10月と翌学年当初にそれぞれ反映する。

○ 給付型奨学金と支援の趣旨目的や対象が同様の支援制度との併給に関して、国費による支援の重複を整理する観点から、他法令に基づく同様の支援の受給者について、給付型奨学金の額の特例を設ける。

＜1. 給付型奨学金と同様の支援制度について＞

以下に掲げる支援を受ける者については、給付型奨学金の併給調整の対象とする。

- 教育訓練支援給付（雇用保険法）
- 訓練延長給付（雇用保険法）
- 技能習得手当及び寄宿手当（雇用保険法）
- 職業訓練受講給付金（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律）
- 高等職業訓練促進給付金（母子父子寡婦福祉法）

＜2. 併給調整の対象者の給付奨学金の額について＞

1. の支援を受けている期間は、給付型奨学金の額を0円とする（給付型奨学金を支給しない）。

Q&A（令和元年5月16日版）

目次

1. 授業料等減免の支援内容	5
(減免額について)	5
Q 授業料や入学金の具体的な減免額はいくらですか。	5
Q 「授業料」と「入学金」を減免するとのことですが、施設整備費や実習費なども含めた額が減免されるのですか。	5
Q 大学等においては、減免の上限額まで免除しなければならないのでしょうか。	5
Q 各大学等において、上限額を超える部分の減免が行われることはないのでしょうか。	5
Q 住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生等は、住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援するとのことですが、2/3の額又は1/3の額はどのように算定されるのですか。	5
Q 授業料や入学金の減免に関する申込手続（スケジュールや方法）について教えてください。	6
Q 給付型奨学金の対象者は、必ず授業料等減免も対象になるのでしょうか。	6
Q 給付型奨学金は申し込みせず、授業料減免のみ申し込むことは可能ですか。	6
(入学金の減免について)	6
Q 現時点で既に、大学等に在学していますが、既に支払った入学金も減免の対象となりますか。	6
Q 入学金の減免は、回数に制限がありますか。	7
Q 入学金については、一般的に、入学する前に納付を求められます（1年生前期の授業料も併せて納付を求められることもあります）が、今回の新制度における減免の取扱いはどうなりますか。	7
Q 大学等において、実際の入学金（例：30万円）等と減免上限額（例：25万円）との差額分（例：5万円）であれば、（いずれにしる納付を求めることになるので、）入学前に納付させることが認められますか。	7
(これまでの授業料減免の措置について)	7
Q 現在、在学している大学等で授業料の減免を受けていますが、今後も引き続き受けられますか。（大学等においては、これまでも授業料等減免に関する国の支援（運営費交付金・私学助成）を受けて、在籍する学生等に対する減免事業を実施してきましたが、今後、この点に関する国の支援はどうなるのでしょうか。今回の新制度の基準とは異なる基準（要件）により、授業料等減免事業を実施していますが、それはやめることになるのでしょうか。）	7
Q 各大学等において、これまで自己財源で行っていた減免措置は、新制度導入後はどういう扱いになるのでしょうか。	8
(各大学等における授業料等の設定、その他について)	8
Q 今回の新制度に便乗するような授業料の値上げについては、必要に応じて指導・公表等の措置が講じられるとのことですが、どのような場合に授業料「便乗値上げ」と判断されるのでしょうか。	8
Q：新制度に基づく授業料等減免について、各大学等において学則に規定する必要があるのでしょうか。	8

2. 給付型奨学金の支援内容	8
(給付額について)	8
Q 具体的な給付額はいくらですか。	8
Q 給付型奨学金は、将来、返還する必要はないのですか。	9
(給付型奨学金の申込手続について)	9
Q 給付型奨学金の申込手続について教えてください。	9
Q 奨学金について具体的な使途は決まっているのですか。使途の確認は行われますか。	9
(現在、給付型奨学金を受けている場合について)	9
Q 現在、JASSO の給付型奨学金を受けて、大学等に通っているのですが、これはどのような扱いになりますか。通っている大学等が、機関要件を満たさず、新制度の対象とならなかった場合はどうなるのでしょうか。	9
(他支援との併用について)	10
Q JASSO が実施している貸与型奨学金（無利子、有利子）は、引き続き、利用できますか。新制度での授業料等減免や給付型奨学金と併せて利用（併給）することは可能でしょうか。	10
Q 大学や自治体、民間団体などが実施する奨学金や類似の支援を受ける場合も、今回の新制度による授業料等減免や給付型奨学金を利用できますか。	10
Q 職業訓練として大学等に通学するための給付支援を受ける場合も、今回の新制度による授業料等減免や給付型奨学金を利用できますか。	10
Q 生活保護との関係はどうなりますか。	10
(その他)	11
Q 支援対象学生のアルバイトは認められますか。	11
3. 支援対象者の範囲・要件（個人要件）	11
Q 既に大学等に入学している在校生も、新制度による支援を受けられますか。	11
(家計の経済状況に係る要件について)	11
Q 所得についての具体的な要件（基準）や、対象となる世帯年収の目安を教えてください。	11
Q 所得要件について、自分が支援対象になるのか知りたいのですが、どのように調べたらよいですか。	11
Q 世帯所得には、本人（学生等）の所得も含まれますか。	11
Q 生計維持者には誰が含まれますか。	11
Q 資産についての具体的な要件（基準）と、資産の対象範囲を教えてください。また、資産に関する証明書類等も提出する必要がありますか。	12
Q 所得や資産に関する要件の確認は、誰が行うのでしょうか。	12
Q 家計の状況は、入学後、大学等在学中に変動することも考えられますが、いつの時点で確認するのでしょうか。	12
Q 入学後に家計が苦しくなった場合、後から申し込むことは可能ですか。	12
Q 家計急変については、どのような書類で、どのように手続を進めることとなるのでしょうか。	13
(学業成績・学修意欲に関する要件（申込時点）について)	13
Q 学業成績や学修意欲に関する具体的な要件（基準）を教えてください。また、支援を受けられる人数	

に制限などはあるのでしょうか。	13
Q 予約採用について、高校がレポートや面談による学修意欲の確認を実施するとされていますが、具体的にはどのようなことを確認するのでしょうか。	13
Q 授業料等減免の申込みにおいて、大学等の入学時に改めて高校等の成績や学修意欲の確認が行われるのでしょうか。	13
Q 既に大学等に在学している学生等（大学等2年次以上）の採用（在学採用）において、標準的な単位数を取得することが一つの基準となっていますが、例えば、大学等が卒業の要件として定めた単位数が124単位である場合、大学1年生の年度末までに、124単位中31単位ないと認められず、1単位でも不足していたら認められないということでしょうか。	13
（その他、対象学生等の認定に関する要件について）	14
Q 大学院生は新制度の支援対象になりますか。	14
Q 留学生は新制度の支援対象になりますか。	14
Q 外国籍で、在留資格が「家族滞在」である場合には、支援の対象となりますか。	14
Q 高校既卒者や高卒認定試験を受けて大学等に進学する場合は対象になりますか。年齢に関する要件等はあるのでしょうか。	14
Q 授業料減免の対象者と給付型奨学金の対象者とは一致するのでしょうか。	14
Q そもそも、給付型奨学金と授業料減免の対象者の要件が同じになるのであれば、なぜ別個の申込をする必要があるのでしょうか。二重の事務ではないですか。	14
（支援期間について）	14
Q 在学中はずっと支援を受けられるのでしょうか。	14
Q 大学や短大、高専の専攻科に続けて進学した場合は、支援の対象になるのでしょうか。	15
Q 大学や短大、高専の別科に続けて進学した場合は、支援の対象になるのでしょうか。	15
Q 転学・編入学の場合も続けて支援を受けられますか。この場合、何年間支援を受けられますか。	15
Q 休学中の支援措置の扱いを教えてください。休学を認めるかどうかの判断は、大学等の独自基準でよいのでしょうか。	15
（学業成績・学修意欲に関する要件（支援期間中）について）	15
Q どのような場合に支援が打ち切られるのですか。	15
Q 支援の打ち切りや警告の基準の一つでも該当すれば支援が受けられなくなったり、警告を受けたりするのですか。	15
Q 支援の打ち切りや警告の決定は誰が行うのですか。	15
Q 毎年度の学生等の学業成績や学修意欲の確認は、大学等が行うのですか。	16
Q 支援期間中の学業要件の確認について、2年制以下の短大や専門学校では前期末にも確認するということがありますが、3学期制の場合は、1学期分のみでよいのでしょうか。2学期分と3学期分を後期分の確認とするのでしょうか。	16
Q 打ち切り・警告等の状況について公表を求めるとのことですが、公表は各大学等が行うのですか。それともJASSOが一括で行うのですか。	16
Q 打ち切り・警告等の状況の公表は、具体的にはどの範囲の情報が公表される予定でしょうか。	16
Q 退学・停学等の処分は、従来通り、大学等の裁量で行われますか。	16

Q 修業年限で卒業できないことが確定したかどうかは、国が基準を定めるのではなく、各大学等における基準で判断されるのでしょうか。	16
Q 学業成績に関する要件のうち、単位修得に係る要件の分母となる「標準単位数」は、大学等が独自に設定したものになるのでしょうか。	16
Q 学修意欲を測るための出席率の算出方法は、大学等が独自に設定したものになるのでしょうか。	16
Q 支援打ち切りの基準に、「出席率が5割以下であるなど学修意欲が著しく低い状況にあると大学等が判断した者」とありますが、出席率を管理していない大学等もあるのではないのでしょうか。	17
Q GPA以外の客観的指標としてどのようなものがあるのですか。	17
Q GPA等の基準に関する判断は、単年の学業成績をもって行われるのでしょうか。それとも入学してからからの累積の成績により判断されるのでしょうか。	17
Q GPA等の客観的指標が、学部等で下位4分の1に属する場合でも、「斟酌すべきやむを得ない事情」がある場合は特例措置を検討するとのことですが、それは具体的にはどのような内容でしょうか。また、その判断は誰が行うのでしょうか。そして、該当する場合、どのような特例となるのでしょうか。	17
Q 返還を求めるのは、どのような場合でしょうか。	17
Q 学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合には返還を求めることになっていますが、「学業成績が著しく不良」とは具体的にはどういう場合ですか。	17
4. 対象となる大学等の要件	18
Q 対象となる（機関要件を満たす）大学等のリストは、いつ頃公表されますか。	18
5. その他	18
Q 新制度の授業料等減免と給付型奨学金は、2019年10月に消費税率が引き上げられることによる消費税の増収分を財源とするとのことですが、新制度による支援は2020年4月に確実に実施されるのですか。	18

Q&A（令和元年5月版）

※関係政省令が意見公募手続期間中であることその他の状況を踏まえ、変更が生じる場合があります。

（用語の解説）

- ・「JASSO」とは、独立行政法人日本学生支援機構をいう。
- ・「大学等」とは、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校（専修学校（専門課程））をいう。
- ・「学生等」とは、大学（学部）、短期大学（学科及び認定専攻科）、高等専門学校（学科（第4学年・第5学年）及び認定専攻科）の学生、専門学校の生徒をいう。

1. 授業料等減免の支援内容

（減免額について）

Q 授業料や入学金の具体的な減免額はいくらですか。

A こちら【資料1】を御確認ください。

Q 「授業料」と「入学金」を減免するとのことですが、施設整備費や実習費なども含めた額が減免されるのですか。

A 新制度における減免の範囲は、各大学等が学則により設定している「授業料」、「入学料」となり、施設整備費や実習費として、「授業料」「入学料」とは別に徴収されているものは含まれません。

Q 大学等においては、減免の上限額まで免除しなければならないのでしょうか。

A 学生等の負担軽減の観点から、支援対象となる大学等においては、学則に定める授業料の額が減免の上限額を上回る場合には上限額まで、下回る場合にはその全額を、それぞれ減免する必要があります。

Q 各大学等において、上限額を超える部分の減免が行われることはないのでしょうか。

A 新制度では、真に支援が必要な住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生に対し、統一的な基準により減免が行われることとなりますが、上限額を超える部分や本制度の対象とならない学生に対してどのように対応するかについては、各大学等の判断に委ねられます。

Q 住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生等は、住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援するとのことですが、2/3の額又は1/3の額はどのように算定されるのですか。

A 住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、当該大学等における住民税非課税

世帯の減免額の2/3の額又は1/3の額を減免することになります。

例えば、私立大学の授業料減免の上限額は70万円ですが、A私立大学の授業料は60万円であった場合、2/3の支援区分の者の減免額は40万円(=60万円×2/3)、1/3の支援区分の者の減免額は20万円(=60万円×1/3)となります。

(減免の申込手続について)

Q 授業料や入学金の減免に関する申込手続(スケジュールや方法)について教えてください。

A 2020年度に進学予定の方は、各大学等が定める手続きに従って、進学時に各大学等で申込みを行っていただくことになります。(給付型奨学金の予約採用の申込手続は、本年6月頃から開始されます。詳しくは、給付型奨学金に関するQ&Aを参照。)

現時点で既に、大学等に在学されている方についても、2020年度から支援を受けるためには、在学している大学等に申込みを行うことになります。本年(2019年)の秋以降、減免に関する最初の申込みの手続が始まる見込みです。(給付型奨学金の手続も本年秋以降に始まる見込みです。)

申込後、各大学等で審査が行われ、結果が出たら速やかに本人に対して通知されることとなります。学業成績等や家計状況の要件は給付型奨学金と同じですので、給付型奨学金(新制度)の対象となる方は、授業料等減免の対象にもなります。(給付型奨学金の対象となった方の支援区分の情報は、本人同意のもと、JASSOを通じて各大学等に情報連携する仕組みとなる予定です。)

減免の対象者として認定を受けた後は、毎年(ただし2年制以下の大学等については、毎年2回)、支援継続に関する手続を行う必要があります。

Q 給付型奨学金の対象者は、必ず授業料等減免も対象になるのでしょうか。

A 支援対象となる大学等においては、要件を満たす学生等に対し、定められた上限額まで減免を行う義務が課せられます。授業料等減免と給付型奨学金の対象者に関する要件は一致しますので、給付型奨学金の対象者には授業料等を減免することとなります。ただし、教育訓練支援給付など国の法令に基づく国費による他の給付支援を受けている場合は、給付型奨学金の支給が制限されます。(給付型奨学金に関するQ&Aを参照)

Q 給付型奨学金は申し込まず、授業料減免のみ申し込むことは可能ですか。

A 基本的に、授業料減免と給付型奨学金の支援を併せて受けていただくことを想定しています。例えば、他制度による支援を受けるために、授業料減免のみ受給したいというケースにおいても、他制度による支援がなくなるなど状況が変わった場合に円滑に対応できるよう、授業料減免と給付型奨学金をあわせて申し込んでいただくことを想定しています。

(入学金の減免について)

Q 現時点で既に、大学等に在学していますが、既に支払った入学金も減免の対象となりま

すか。

A 減免の対象となりません。

Q 入学金の減免は、回数に制限がありますか。

A 進学先の入学金のみが1回減免されます。複数校に合格した場合でも、実際に進学した大学等の入学金対象です。過去に入学金減免の支援を受けていれば、2度目の支援は受けられません。例えば、短期大学卒業後に短期大学専攻科に入学する際の入学金について、短期大学入学時に入学金減免をすでに受けていた場合には、再び減免を受けることはできません。

Q 入学金については、一般的に、入学する前に納付を求められます（1年生前期の授業料も併せて納付を求められることもあります）が、今回の新制度における減免の取扱いはどうなりますか。

A 経済的に困難な状況にある学生等の入学金や授業料などについては、納付時期の猶予など弾力的な取扱いをするよう、これまでも、文部科学省から大学等に対してお願いしてきています。

今回の新制度の趣旨を踏まえると、給付型奨学金の予約採用手続において採用候補者となっているなど、減免対象となる可能性のある学生等については、大学等において、入学金や授業料の徴収を猶予していただくことが望ましいと考えており、そのことをあらためて、大学等をお願いしているところですが、これにより難しく、大学等において入学金等を一旦徴収した場合は、入学後に減免が確定した際に、学生等に対して減免相当額を還付することを想定しています。

なお、入学前の時点であわせて受けられる支援として、[国の教育ローン](#)や[厚生労働省の無利子貸付金制度](#)などがありますので、必要な方は活用を御検討ください。（大学等においても、この点の周知をお願いします。）

Q 大学等において、実際の入学金（例：30万円）等と減免上限額（例：25万円）との差額分（例：5万円）であれば、（いずれにしろ納付を求めることになるので、）入学前に納付させることが認められますか。

A 減免上限額との差額分（例：5万円）についても、制度の趣旨を踏まえると、入学後、減免の対象となることが決定するまで、大学等における徴収を猶予していただくことが望ましいと考えています。

（これまでの授業料減免の措置について）

Q 現在、在学している大学等で授業料の減免を受けていますが、今後も引き続き受けられますか。（大学等においては、これまでも授業料等減免に関する国の支援（運営費交付金・私学助成）を受けて、在籍する学生等に対する減免事業を実施してきましたが、今後、この点に関する国の支援はどうなるのでしょうか。今回の新制度の基準とは異なる基準（要

件)により、授業料等減免事業を実施していますが、それはやめることになるのでしょうか。)

A 各大学における授業料減免への公的支援については、現行は各大学等それぞれが定める認定基準に基づいて、多様な形で行われておりますが、新制度の下では、国公私を通じ、全国で統一的な基準により、真に支援が必要な世帯の学生に対し、重点的に行われることとなります。

今後、新制度の支援措置に加えてどのような対応を行うかについては、各大学それぞれが検討・判断していくこととなりますが、文部科学省においては、今後、国立大学等の授業料等減免の状況を詳細に把握しつつ、必要な検討を行うこととしています。

Q 各大学等において、これまで自己財源で行っていた減免措置は、新制度導入後はどう扱うようになるのでしょうか。

A 各大学等が自己財源で行っている減免措置の取扱いは、これまで通り各大学等の判断によることとなります。

(各大学等における授業料等の設定、その他について)

Q 今回の新制度に便乗するような授業料の値上げについては、必要に応じて指導・公表等の措置が講じられるとのことですが、どのような場合に授業料「便乗値上げ」と判断されるのでしょうか。

A 各大学等における授業料等の設定については、各大学等において説明責任を果たしていただくことが重要ですが、例えば、授業料値上げの対象を新制度の対象者に限定するなど今回の制度の導入が念頭にあると認められる場合や、合理的な範囲を超える質の向上を伴わないような値上げの場合には、文部科学省等が当該大学等から理由を聴取し、制度の趣旨に反すると認められる場合には、必要な指導を行うことを検討しています。

Q : 新制度に基づく授業料等減免について、各大学等において学則に規定する必要があるのでしょうか。

A : 授業料等減免は、授業料や入学金のような学則への必要記載事項ではありませんが、大学等が学生から徴収する費用としての債権放棄に係る事項であることを鑑みると、各大学等の規程等において、その取扱いを規定したうえで実施することが望ましいと考えています。

2. 給付型奨学金の支援内容

(給付額について)

Q 具体的な給付額はいくらですか。

A こちら【資料1】を御確認ください。

Q 給付型奨学金は、将来、返還する必要はないのですか。

A 給付型奨学金は、原則、返還の必要はありません。

ただし、大学等から退学・3カ月以上の停学の懲戒処分を受けた場合や、進学先の大学等で、学業成績が著しく不良であって傷病や災害などのやむを得ない事情がない場合など、返還が必要となる場合があります。また、偽りその他不正の手段によって支援を受けた場合にも返還（支援額の最大1.4倍）を求めることがあります。

（給付型奨学金の申込手続について）

Q 給付型奨学金の申込手続について教えてください。

A 来年、進学予定の方は、現在在学している高校等（卒業生の場合は、卒業した高校等）を通じて申込を行うこととなります。ただし、高卒認定試験を受験して、大学等に進学する予定の方の申込手続については、[JASSOのWebページ](#)を御確認ください。

進学予定の方を対象とした「予約採用」の申込手続は、本年6月頃から開始されますが、詳細はJASSOから高校等を通じて案内されます。手続の流れは[JASSOのWebページ](#)を御確認ください。

現在既に、大学等に在学されている方は、在学している大学等を通じて申込を行うこととなりますが、本年の秋頃以降にその手続が始まる見込みです。詳細はJASSOから大学等を通じて案内されます。

Q 奨学金について具体的な用途は決まっているのですか。用途の確認は行われますか。

A 給付型奨学金は、学生等が学業に専念するために必要な生活費を賄えるようにするために支給するものです。奨学金の用途について個別に具体的な確認をすることは考えていません。

（現在、給付型奨学金を受けている場合について）

Q 現在、JASSOの給付型奨学金を受けて、大学等に通っているのですが、これはどのような扱いになりますか。通っている大学等が、機関要件を満たさず、新制度の対象とならなかった場合はどうなるのでしょうか。

A 現在、JASSOの給付型奨学金を受けている方には、本年秋頃以降に、在学している大学等を通じてJASSOより案内する予定ですので、その案内に沿って手続を行い、要件を満たすことが確認された場合には、2020年4月から、給付額が拡充される新制度の給付型奨学金に切り替えることができます。

仮に、在学している大学等が今回の新制度の対象とならなかった場合は、これまでの給付型奨学金を引き続き受けることができます。（ただし、現在受けている給付型奨学金の適格認定において「廃止（打切り）」「停止」の処置となった場合は支給を受けられません。）

(他支援との併用について)

Q JASSOが実施している貸与型奨学金(無利子、有利子)は、引き続き、利用できますか。新制度での授業料等減免や給付型奨学金と併せて利用(併給)することは可能でしょうか。

A JASSOの無利子奨学金について、新制度での授業料等減免や給付型奨学金と併せて利用する場合、利用できる上限額(最高月額)が減額されます。(減額の考え方はこちら【資料2】を御確認ください)。

有利子奨学金については、新制度での授業料等減免や給付型奨学金と併せて利用する場合も、これまで通り利用できます。

Q 大学や自治体、民間団体などが実施する奨学金や類似の支援を受ける場合も、今回の新制度による授業料等減免や給付型奨学金を利用できますか。

A 各大学等や自治体、民間団体等による支援については、様々な趣旨目的のもと様々な支援事業が行われており、新制度での授業料等減免や給付型奨学金と併せて利用することを、国において一律に制限するものではありません。(ただし、次のQ&Aに掲げる場合は、併給調整されます。)併給の扱いについては、各支援事業の実施主体において、その趣旨目的や支援対象に照らして、適切に判断されるものと考えています。(新制度による授業料等減免や給付型奨学金を利用する場合に、その他の支援の対象となるのかどうか、詳しくは、各支援事業の実施主体に御確認ください。)

Q 職業訓練として大学等に通学するための給付支援を受ける場合も、今回の新制度による授業料等減免や給付型奨学金を利用できますか。

A 下記については、国の法令に基づく国費による給付的措置であり、支援の趣旨目的や支援対象が重複する事業を整理するため、給付型奨学金との併給が制限される予定です。(下記の支援を受けている場合、給付型奨学金は支給されませんが、授業料等減免は受けることができます。)

- ・教育訓練支援給付(雇用保険法)
- ・訓練延長給付(雇用保険法)
- ・技能習得手当及び寄宿手当(雇用保険法)
- ・職業訓練受講給付金(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律)
- ・高等職業訓練促進給付金(母子及び父子並びに寡婦福祉法)

Q 生活保護との関係はどうなりますか。

A 生活保護制度においては、世帯の子どもが大学等に進学すると、進学者本人は世帯の生活保護からはずれ、本人分の生活保護費が支給されなくなります(世帯分離)が、新制度による授業料等減免や給付型奨学金に申込み、利用することができます。パンフレットもあわせて御確認ください。

(その他)

Q 支援対象学生のアルバイトは認められますか。

A アルバイトは禁止されるものではありませんが、継続して支援の対象となるには、大学等における学業成績の基準を満たす必要があります。大学等におかれては、学生等への指導に際して、この点に十分に御留意いただくようお願いします。

3. 支援対象者の範囲・要件（個人要件）

Q 既に大学等に入学している在校生も、新制度による支援を受けられますか。

A 在校生も含めて、2020年4月から支援の対象となります。在校生の申込手続きについては、本年の秋頃以降、在学している大学等を通じて案内される予定です。

(家計の経済状況に係る要件について)

Q 所得についての具体的な要件(基準)や、対象となる世帯年収の目安を教えてください。

A 具体的な所得要件(詳細)は[こちら【資料3】](#)を御確認ください。

対象となる世帯年収の目安については、[JASSOのWebページ](#)に、世帯構成別の例を掲載しています。また、[「進学資金シミュレーター」](#)の「奨学金選択シミュレーション」を使って、御自身の世帯構成において対象となる年収目安を大まかに調べることも可能です。

Q 所得要件について、自分が支援対象になるのか知りたいのですが、どのように調べたらよいですか。

A JASSOのWebページ上、[「進学資金シミュレーター」](#)の「奨学金選択シミュレーション」を使って、御自身の世帯の年収等をもとに、給付奨学金の対象になるのか大まかに調べることができます。(給付型奨学金と授業料等減免の要件は同じですので、給付型奨学金の対象になる場合、授業料等減免も対象になります。)

また、[「マイナポータル」](#)を活用して、自分の市町村民税の課税標準額などを調べることもできます。

Q 世帯所得には、本人(学生等)の所得も含まれますか。

A 所得に関しては、本人(学生等)と生計維持者(原則、父母)の合計額により、基準を満たすかどうかを判定します。本人に所得があつて市町村民税を課税される場合(※)は、所得の判定に影響するため、本人の課税証明書等を提出する必要があります。

(※)本人(未成年)の年収が額面で200万円(成年の場合には額面で100万円)を超えるような場合は、市町村民税を課税されることがあります。

Q 生計維持者には誰が含まれますか。

A 学生等の「生計維持者」は、父母がいる場合は父母となります。父母がいない場合は、

代わって生計を維持している者となります。社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）などについては、独立生計とみなし、本人の所得や資産を確認の上、支援区分を決定することになります。

Q 資産についての具体的な要件（基準）と、資産の対象範囲を教えてください。また、資産に関する証明書類等も提出する必要がありますか。

A 具対的な要件（基準）と資産の対象範囲については、[こちら【資料3】](#)を御確認ください。

銀行口座の写しなど証明書類の提出は求めませんが、虚偽申告がないことについて書面で誓約していただくことになります。虚偽や不正が判明した場合には、支給額の返還に加えて、JASSOはその4割の額の納付を求めることができます。

Q 所得や資産に関する要件の確認は、誰が行うのでしょうか。

A 給付型奨学金の申込者が、所得の要件を満たしているのか、申込者から提出されたマイナンバーを活用してJASSOが市町村民税の課税状況などの情報を確認しますので、申込者本人とその生計維持者（原則、父母）のマイナンバー関係書類をJASSOに送付する必要があります。資産についても、JASSOに申告する必要があります。

給付型奨学金と授業料等減免を受けるための要件は同一ですので、授業料等減免の申込者については、給付型奨学金の対象者として認定されていることをもって、授業料減免の対象者の認定を受けられますので、大学等において重ねて所得や資産を確認することは不要とする制度になる予定です。給付型奨学金の支援区分等の情報は、本人の同意のもと、JASSOのシステムを通じて授業料等減免を実施する大学等と連携する予定です。

Q 家計の状況は、入学後、大学等在学中に変動することも考えられますが、いつの時点で確認するのでしょうか。

A 新制度の支援を受けている者について、家計の経済状況の基準を満たしているか、JASSOが毎年、夏頃にマイナンバーを活用して最新の市町村民税の課税状況を確認し、必要に応じて支援区分（支援額）の見直しを行います。支援区分（支援額）については、本人にあらかじめ通知されます。この情報は、本人の同意のもと、授業料等減免の事務において活用し、給付型奨学金の支援区分の見直しと同時に、授業料減免の支援区分の見直しを行います。

Q 入学後に家計が苦しくなった場合、後から申し込むことは可能ですか。

A 入学後に申し込むことも可能です。災害や生計維持者（父母等）の死亡などの予期できない事情があつて家計が急変した場合には、随時、申込みを受け付け、急変後の所得に基づいて要件を満たすかどうかを判定し、支援対象とする予定です。家計急変による随時申込に関する制度の詳細については、現在、検討中です。

Q 家計急変については、どのような書類で、どのように手続を進めることとなるのでしょうか。

A 家計急変については、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合に支援を行うことを予定していますが、現行の貸与型奨学金制度においては、給与明細などをもとに所得の見込みを判断しているところです。新制度における具体的な要件や手続については、検討中です。

(学業成績・学修意欲に関する要件(申込時点)について)

Q 学業成績や学修意欲に関する具体的な要件(基準)を教えてください。また、支援を受けられる人数に制限などはあるのでしょうか。

A 具体的な要件(基準)は、[こちら【資料3】](#)を御確認ください。これまでの給付型奨学金のような、高校ごとの推薦枠(人数の上限)はありませんので、要件を満たす学生等は、人数制限なく、支援の対象となります。

Q 予約採用について、高校がレポートや面談による学修意欲の確認を実施するとされていますが、具体的にはどのようなことを確認するのでしょうか。

A 各高校等においては、進学の見込みや目的、進学後の人生設計等について、例えば、将来の夢や展望、大学等で学びたい内容、社会において果たしていきたい役割などについて確認していただくことを想定しています。具体的には、[学修意欲等の確認の手引き](#)を御参照ください。

Q 授業料等減免の申込みにおいて、大学等の入学時に改めて高校等の成績や学修意欲の確認が行われるのでしょうか。

A 授業料等減免の申込者については、給付型奨学金の対象として認定されていることをもって、授業料等減免の対象者の認定を受けられますので、大学等において重ねて同じ要件に関することを確認する必要はありません。

Q 既に大学等に在学している学生等(大学等2年次以上)の採用(在学採用)において、標準的な単位数を取得することが一つの基準となっていますが、例えば、大学等が卒業の要件として定めた単位数が124単位である場合、大学1年生の年度末までに、124単位中31単位ないと認められず、1単位でも不足していたら認められないということでしょうか。

A 前年度までの学業成績が上位1/2に満たない場合には、在籍年数に応じた一定の単位数を修得していることや学修意欲等が認められることを要件とする予定です(詳細は[こちら【資料3】](#))。

(その他、対象学生等の認定に関する要件について)

Q 大学院生は新制度の支援対象になりますか。

A 大学院生は対象になりません。(大学院への進学は18歳人口の5.5%に留まっており、短期大学や2年制の専門学校を卒業した者は20歳以上で就労し、一定の稼得能力があることを踏まえれば、こうした者とのバランスを考える必要があること等の理由から、このような取扱いをしているものです。)

Q 留学生は新制度の支援対象になりますか。

A 留学生については、国費外国人留学生制度等により別途支援しており、今回の支援措置の対象にはなりません。

Q 外国籍で、在留資格が「家族滞在」である場合には、支援の対象となりますか。

A 「家族滞在」の在留資格の方については、日本国内に長く滞在することが必ずしも見通せないため、支援の対象とはしていません。

一方で、「家族滞在」の方が在留資格を「留学」に切り替えることで、大学等の判断により、留学生を対象とした給付型奨学金や授業料減免などの支援の対象となる場合があります。

Q 高校既卒者や高卒認定試験を受けて大学等に進学する場合は対象になりますか。年齢に関する要件等はあるのでしょうか。

A 高校等を卒業後2年以内に入学が認められ進学した者は対象となります。その他詳細は、[こちら【資料3】](#)の「4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件」を御確認ください。

Q 授業料減免の対象者と給付型奨学金の対象者とは一致するのでしょうか。

A 機関要件の確認を受けた大学等は、対象者の要件を満たす学生等に対し、定められた上限額まで減免を行う義務が課せられる予定です。授業料減免と給付型奨学金の要件は一致します。

Q そもそも、給付型奨学金と授業料減免の対象者の要件が同じになるのであれば、なぜ別個の申込をする必要があるのでしょうか。二重の事務ではないですか。

A 給付型奨学金についてはJASSOが実施し、学生個人に直接支給するものですが、授業料減免は大学等の機関が実施し、減免に要する費用を国又は地方公共団体が補助するものです。このように両者は別の仕組みですので、別個の申込を行っていただくこととなります。

(支援期間について)

Q 在学中はずっと支援を受けられるのでしょうか。

A 支援期間は在学する大学等の修業年限の期間(最大6年まで)となります。ただし、支援の打ち切りや停止・再開があった場合は、それぞれに従うこととなります。

Q 大学や短大、高専の専攻科に続けて進学した場合は、支援の対象になるのでしょうか。

A 短大や高専の専攻科については、(独)大学改革支援・学位授与機構(以下、「学位授与機構」という。)の認定を受けている場合、支援の対象となります。

なお、大学の専攻科及び学位授与機構の認定を受けていない短大・高専の専攻科については、設置基準等もなく、運営は各大学等の裁量に委ねられていることから、支援の対象となりません。(ただし、貸与型奨学金については利用できます。)

Q 大学や短大、高専の別科に続けて進学した場合は、支援の対象になるのでしょうか。

A 別科については、支援の対象とはなりません。(ただし、貸与型奨学金については、JASSOが認める別科については利用できます。)

Q 転学・編入学の場合も続けて支援を受けられますか。この場合、何年間支援を受けられますか。

A [こちら【資料4】](#)を御確認ください。

なお、転学・編入学前の大学等に在学しなくなってから、他の大学等に転学・編入学するまでの期間が1年を超える場合(例えば、2022年3月に短大を修了した者が、1年間の空白期間を経て2023年4月に大学の3年次に編入学する場合)は、新制度の対象外となります。

Q 休学中の支援措置の扱いを教えてください。休学を認めるかどうかの判断は、大学等の独自基準でよいのでしょうか。

A 大学等から休学を認められた場合は、その間、支援を停止し、復学時に学生等からの申出に基づき、支援を再開することとなります。休学を認める判断は、大学等の独自の基準となります。

(学業成績・学修意欲に関する要件(支援期間中)について)

Q どのような場合に支援が打ち切られるのですか。

A [こちら【資料4】](#)を御確認ください。

Q 支援の打ち切りや警告の基準に一つでも該当すれば支援が受けられなくなったり、警告を受けたりするのですか。

A そのとおりです。

Q 支援の打ち切りや警告の決定は誰が行うのですか。

A 授業料減免については大学等が、給付型奨学金についてはJASSOがそれぞれ行います。支援対象者が学業成績・学修意欲に関する基準に適合するかどうかについては、大学等が判定した上で、JASSOに情報提供されます。

- Q 毎年度の学生等の学業成績や学修意欲の確認は、大学等が行うのですか。
- A 個々の学生等の学業成績や学修意欲の確認は、大学等において行っていただくものです。
- Q 支援期間中の学業要件の確認について、2年制以下の短大や専門学校では前期末にも確認するということですが、3学期制の場合は、1学期分のみでよいのでしょうか。2学期分と3学期分を後期分の確認とするのでしょうか。
- A 毎年度、夏頃の確認では既に確定している1学期の分を、年度末には2・3学期分を確認していただくこととなります。
- Q 打切り・警告等の状況について公表を求めるとのことですが、公表は各大学等が行うのですか。それともJASSOが一括で行うのですか。
- A 打切りや警告等の状況については、引き続きその具体的な方法を検討してまいります。
- Q 打切り・警告等の状況の公表は、具体的にはどの範囲の情報が公表される予定でしょうか。
- A 事由ごとに公表することとしておりますが、具体的な内容や方法については、引き続き、検討を進めてまいります。
- Q 退学・停学等の処分は、従来通り、大学等の裁量で行われますか。
- A そのとおりです。
- Q 修業年限で卒業できないことが確定したかどうかは、国が基準を定めるのではなく、各大学等における基準で判断されるのでしょうか。
- A そのとおりです。大学等においては、どのような場合に修業年限で卒業できないことが確定するのか、あらかじめ明確にしておく必要があります。
- Q 学業成績に関する要件のうち、単位修得に係る要件の分母となる「標準単位数」は、大学等が独自に設定したものになるのでしょうか。
- A ここで言う「標準単位数」とは、各大学等が卒業又は修了の要件として定める単位数(単位制によらない専門学校については時間数)を修業年限で除した数に、当該学生の在学年数を乗ずることにより算出した単位数とします。
- Q 学修意欲を測るための出席率の算出方法は、大学等が独自に設定したものになるのでしょうか。
- A 学修意欲の判定方法は大学等で設定していただくこととなります。出席率はあくまでも例ですが、出席率のみで測定するのであれば、支援の打切りは5割、支援の停止は8割を基準とする必要があります。

Q 支援打ち切りの基準に、「出席率が5割以下であるなど学修意欲が著しく低い状況にあると大学等が判断した者」とありますが、出席率を管理していない大学等もあるのでしょうか。

A 「出席率が5割以下」というのは、学修意欲を欠き、公費による支援をするのにふさわしくない水準として、あくまで一例として示したものです。

大学等においては、例えば、課題の提出状況や授業外での学修（いわゆる予習・復習）状況などを勘案して、5割しか出席していないのと同程度に学修意欲が低いと考えられる場合には、支援を打ち切っていただくことを予定しています。

Q GPA以外の客観的指標としてどのようなものがあるのですか。

A 例えば、各授業科目の試験の合計の平均点が考えられます。

Q GPA等の基準に関する判断は、単年の学業成績をもって行われるのでしょうか。それとも入学してからの累積の成績により判断されるのでしょうか。

A 単年度の成績により判定する仕組みとする見込みです。

Q GPA等の客観的指標が、学部等で下位4分の1に属する場合でも、「斟酌すべきやむを得ない事情」がある場合は特例措置を検討するとのことですが、それは具体的にはどのような内容でしょうか。また、その判断は誰が行うのでしょうか。そして、該当する場合、どのような特例となるのでしょうか。

A 文部科学省の専門家会議において、例えば、国家資格の合格率の高い専門学校を念頭に、学生全体の質が高く、資格取得に至るほどの学修成果を挙げていても、相対的に下位4分の1に属してしまう場合がある場合には配慮が必要ではないかとの指摘があったところです。

「斟酌すべきやむを得ない事情」がある場合の特例措置の具体的な内容は、引き続き検討してまいります。

Q 返還を求めるのは、どのような場合でしょうか。

A 返還を求めるのは、①偽りその他不正の手段により支援措置を受けた場合、②大学等から退学・3カ月以上の停学の懲戒処分を受けた場合のほか、③学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合です。

Q 学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合には返還を求めることになっていますが、「学業成績が著しく不良」とは具体的にはどういう場合ですか。

A 例えば、やむを得ない事由がないにもかかわらず、単位を全く修得していない場合などを想定しています。

4. 対象となる大学等の要件

Q 対象となる（機関要件を満たす）大学等のリストは、いつ頃公表されますか。

A 本年9月中下旬を目途に公表したいと考えています。

※ 対象となる大学等の要件に関しては、[「機関要件の確認事務に関する指針\(2019年度版\)\(案\)」](#)において、機関要件に関するQ&Aを掲載しています。

5. その他

Q 新制度の授業料等減免と給付型奨学金は、2019年10月に消費税率が引き上げられることによる消費税の増収分を財源とするとのことですが、新制度による支援は2020年4月に確実に実施されるのですか。

A 消費税率の引上げについては、政府としては、反動減等に対する十二分な対策を講じた上で、法律で定められたとおり、本年10月に現行の8%から10%に引き上げる予定であり、文部科学省としては、これを前提として、来年4月からの新制度の実施に向けて、着実に準備を進めていく方針です。

※支援額については、今後、政令に下記の通り規定する予定

【授業料等減免】

授業料等減免の額は、授業料等減免の対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については下の表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする。また、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2又は3分の1を減免する。

【給付型奨学金（学資支給金）】

非課税世帯の学生等に対しては、下の表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生に対しては、その額の3分の2の額又は3分の1の額を支給する。

＜昼間制＞

	授業料減免 上限額（年額）	入学金減免 上限額 （一回限り支給）	給付額	
			月額	（参考）年額
大学	国公立	535,800円	自宅 29,200円 自宅外 66,700円	350,400円 800,400円
	私立	700,000円	自宅 38,300円 自宅外 75,800円	459,600円 909,600円
短大	国公立	390,000円	自宅 29,200円 自宅外 66,700円	350,400円 800,400円
	私立	620,000円	自宅 38,300円 自宅外 75,800円	459,600円 909,600円
高専	国公立	234,600円	自宅 17,500円 自宅外 34,200円	210,000円 410,400円
	私立	700,000円	自宅 26,700円 自宅外 43,300円	320,400円 519,600円
専門学校	国公立	166,800円	自宅 29,200円 自宅外 66,700円	350,400円 800,400円
	私立	590,000円	自宅 38,300円 自宅外 75,800円	459,600円 909,600円

＜夜間制＞ ※給付額は昼間制と同じ

	授業料減免 上限額（年額）	入学金減免 上限額 （一回限り支給）
大学	国公立	267,900円
	私立	360,000円
短大	国公立	195,000円
	私立	360,000円
高専	国公立	※現在開講されていない
	私立	※現在開講されていない
専門学校	国公立	83,400円
	私立	390,000円

※私立の大学、短大、専門学校の通信課程における授業料等減免上限額等は以下のとおり。

（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていない。）

授業料減免上限額（年額）130,000円 入学金減免上限額（一回限り支給）30,000円 給付額（年額）51,000円

※児童養護施設等の入所者等・生活保護世帯出身者のうち、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められる学生等の給付月額は以下のとおり。

【大学、短大、専門学校】 国公立...33,300円、私立...42,500円、【高専】 国公立...25,800円、私立...35,000円

※ 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立を含む。

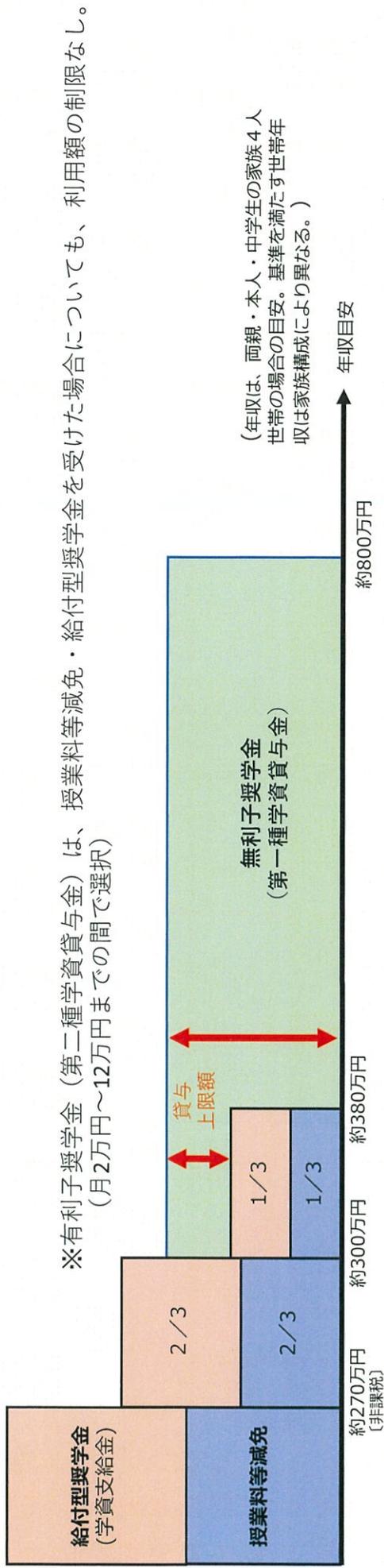
授業料等減免・給付型奨学金（新制度）の支援を受けた場合の無利子奨学金の額の調整

資料 2

※政令に規定予定の内容

新たな支援措置（授業料等減免・給付型奨学金（学資支給金）の実施に伴い、中間所得層との支援バランスの観点から、新たな支援措置の対象者については、無利子奨学金（第一種学資貸与金）の額を調整する。

授業料等減免又は給付型奨学金の支給を受けた場合における無利子奨学金の額（調整後）
 = 無利子奨学金の貸与上限額 - （授業料の減免上限額 + 給付型奨学金の支給額）
 （調整前）



(年収は、両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる。)

※有利子奨学金（第二種学資貸与金）は、授業料等減免・給付型奨学金を受けた場合についても、利用額の制限なし。（月2万円～12万円までの間で選択）

無利子奨学金の貸与上限額を制限

<学校種等別の貸与上限額>

学校種	無利子奨学金 (学資支給金)				非課税世帯 (減免・給付 満額支援)				準ずる世帯 (減免・給付 2/3支援)				準ずる世帯 (減免・給付 1/3支援)			
	減免額	給付額	減免+給付合計	利用可能額	減免額	給付額	減免+給付合計	利用可能額	減免額	給付額	減免+給付合計	利用可能額	減免額	給付額	減免+給付合計	利用可能額
大学	国公立	¥44,700	¥29,200	¥73,900	¥0	¥29,800	¥19,500	¥49,300	¥0	¥14,900	¥9,800	¥24,700	¥14,900	¥22,300	¥37,200	¥13,800
	私立	¥58,400	¥38,300	¥96,700	¥0	¥38,900	¥50,600	¥89,500	¥0	¥19,500	¥12,800	¥32,300	¥19,500	¥25,300	¥44,800	¥21,700
	国公立	¥32,500	¥29,200	¥61,700	¥0	¥21,700	¥19,500	¥41,200	¥(¥3,800)	¥10,900	¥9,800	¥20,700	¥10,900	¥22,300	¥33,200	¥17,800
短大	国公立	¥32,500	¥66,700	¥99,200	¥0	¥34,500	¥25,600	¥60,100	¥0	¥17,300	¥12,800	¥30,100	¥17,300	¥25,300	¥42,600	¥17,400
	私立	¥51,700	¥38,300	¥90,000	¥0	¥34,500	¥50,600	¥85,100	¥0	¥17,300	¥25,300	¥42,600	¥17,300	¥25,300	¥42,600	¥17,400
	国公立	¥19,600	¥17,500	¥37,100	¥(¥7,900)	¥13,100	¥11,700	¥24,800	¥35,900	¥6,600	¥5,900	¥12,500	¥6,600	¥11,400	¥18,000	¥(¥32,500)
高専	国公立	¥58,400	¥26,700	¥85,100	¥0	¥38,900	¥17,800	¥56,700	¥0	¥19,500	¥8,900	¥28,400	¥19,500	¥8,900	¥28,400	¥(¥24,600)
	私立	¥58,400	¥43,300	¥101,700	¥0	¥38,900	¥28,900	¥67,800	¥0	¥19,500	¥14,500	¥34,000	¥19,500	¥14,500	¥34,000	¥(¥26,000)
	国公立	¥13,900	¥29,200	¥43,100	¥(¥1,900)	¥9,300	¥19,500	¥28,800	¥28,800	¥4,700	¥9,800	¥14,500	¥4,700	¥22,300	¥27,000	¥(¥30,500)
専門学校	国公立	¥49,200	¥38,300	¥87,500	¥0	¥32,800	¥25,600	¥58,400	¥0	¥16,400	¥12,800	¥29,200	¥16,400	¥12,800	¥29,200	¥(¥23,800)
	私立	¥49,200	¥75,800	¥125,000	¥0	¥32,800	¥50,600	¥83,400	¥0	¥16,400	¥25,300	¥41,700	¥16,400	¥25,300	¥41,700	¥(¥18,300)
	国公立	¥19,600	¥34,200	¥53,800	¥0	¥13,100	¥22,800	¥35,900	¥(¥15,100)	¥6,600	¥11,400	¥18,000	¥6,600	¥11,400	¥18,000	¥(¥33,000)

※利用可能額が3万円以上の場合、学生等は下記の利用可能額または2万円のいずれかを選択可能（月額）

支援措置の対象となる学生等の認定要件について

資料3

1. 家計の経済状況に関する要件

【所得】 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること

(算式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)※
 ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

(基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満(市町村民税所得割が非課税となる者※を含む。)

※税額控除により市町村民税所得割が非課税となる場合は、必ずしも第Ⅰ区分に該当しない場合がある。

第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満

第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満

【資産】 学生等及びその生計維持者の保有する資産※の合計額が、以下の基準額に該当すること

(基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満

生計維持者が1人の場合 1,250万円未満

※ 対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額(不動産は対象としない)

2. 学業成績・学修意欲に関する要件(採用時)

※ 認定後は、適格認定の基準(資料6参照)により学業成績等を確認し、これに基づき支援の継続の可否を判定する

予約採用

高校3年生

申請時期：入学前年度

高校2年次(申込時)までの評定平均値が、

3.5以上 … 進路指導等において学修意欲を見る。

3.5未満 … レポート又は面談により学修意欲を確認する。

〔高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとする者については、高卒認定試験の受験・合格をもって、学修意欲があるものとみなす。〕

在学採用

1年生

申請時期：入学年 4月※

(1) 進学前の評定平均値が算出できる場合次の①か②のいずれかに該当すること

① 高校の評定平均値が3.5以上であること

② 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

(2) 進学前の評定平均値が算出できない場合

次の①から③のいずれかに該当すること

① 入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること

② 高卒認定試験の合格者であること

③ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ 秋季入学の場合の申請時期については検討中。

2～4年生

申請時期：在学中(毎年) 4月

在学する大学等における学業成績について、GPA(平均成績)等が上位1/2以上であること

または

次のいずれにも該当すること

① 修得単位数が標準単位数※以上であること

※ 標準単位数＝卒業必要単位数／修業年限×申請者の在学年数

② 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準(資料6参照)において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。

3. 国籍・在留資格に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 同表の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずる者とその者が在学する学校の長の長が認めたもの(＝将来永住する意思があると認められた者)

4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

次により大学等へ進学した者を1度に限り支援の対象とする。

- ① 高校等を卒業後2年の間に入学が認められ進学した者
- ② 高卒認定試験合格者等については、当該試験を受けることができる者となった日の属する年度から5年を経過していない間に当該試験の合格者となり、合格後2年の間に入学が認められ進学した者(5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における修学意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。)
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学が認められた者については、上記の要件に準じて20歳以下で大学等へ進学した者

支援対象者の在学中の支援の扱いについて

【適格認定の基準と支援の扱いについて】

	基準	支援の扱い
学業成績・学修意欲に関すること 各学年末に判定し、4月からその結果を反映 (ただし、修業年限が2年以下である場合は、各学年の途中にも判定(10月からその結果を反映))	次のいずれかに該当すること ① 修業年限で卒業できないことが確定したこと ② 修得単位数が標準単位数 [※] の5割以下であること ※標準単位数=(卒業必要単位数/修業年限)×支援対象者の在学年数 ③ 出席率が5割以下であるなど学修意欲が著しく低い状況にあると大学等が判定したこと ④ 下の「警告」に連続して該当すること 次のいずれかに該当すること (上の「支援の打ち切り」に該当する者を除く。) ① 修得単位数が標準単位数の6割以下であること ② GPA(平均成績)等が下位4分の1に属すること (なお、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置については、追って、省令で規定することを予定) ③ 出席率が8割以下であるなど学修意欲が低い状況にあると大学等が判定したこと	支援の打ち切り (学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がないときは、返還を求めめる。) 警告 支援は継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導する。 (連続して「警告」に該当する場合には支援を打ち切る。)
家計の経済状況に関すること 毎年の夏頃に判定を行い、10月からその結果を反映	【収入】 ※採用時と同一の基準 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること (算式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額) [※] ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額となる。 (基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満(市町村民税所得割が非課税の者 [※] を含む。) ※税額控除により市町村民税所得割が非課税となる場合は、必ずしも第Ⅰ区分に該当しない場合がある。 第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満 第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満 【資産】 ※採用時と同一の基準 学生等及びその生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること (基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満 生計維持者が1人の場合 1,250万円未満	支援の停止または支援区分・支援額の変更 直近の収入の状況に応じて、支援の区分が変更となる場合は、支援額を変更し、いずれの基準額にも該当しない場合は、支援を停止する。 (いずれかの基準額に該当するようになった場合は、支援を再開する。) 支援の停止 (いずれかの基準額に該当するようになった場合は支援を再開する。)

【上記以外の支援の打ち切りについて】

- 次のいずれかに該当する者については、支援を打ち切る。(①又は②に該当する者には、返還を求めめる。)
- ① 偽りその他不正の手段により支援措置を受けた者
 - ② 大学等から退学・停学(無期限又は3カ月以上のものに限る。)の懲戒処分を受けた者
 - ③ 支援の継続手続を行わなかった者(手続後に支援を再開)

【上記以外の支援の停止について】

- ・ 大学等から休学を認められた場合には、その間、支援を停止し、復学時に学生等からの申出に基づき、支援を再開する。
- ・ 3カ月未満の停学及び訓告の懲戒処分を受けた場合も支援を停止する。支援停止期間は、停学の場合は停学期間、訓告の場合は1カ月間とし、支援停止期間経過後に学生等からの申出に基づき、支援を再開する。

【転学・編入学の場合の支援期間について】

- ・ 転学・編入学をした場合(以下の※に該当する場合を除く。)
 は、転学・編入学先の大学等の修業年限まで支援期間を延長する。(ただし、転学・編入学前の支援期間と合算して6年を上限とする。)
- ※ 転学・編入学前の学校に在学しなくなつてから、他の学校に転学・編入学するまでの期間が1年を超える場合は、支援の対象としない。

機関要件の確認事務に関する指針（2019年度版）（案）

指針の具体的な内容

- ・ この指針は、①機関要件の確認事務の概要、②確認申請書の記載要領と機関要件に関するQ & A、③機関要件の確認用チェックリストで構成する。

機関要件の確認事務の概要

1. 対象となる学校の種類

- ・ 大学（別科及び専攻科並びに大学院を除く。）
 - ・ 短期大学（認定専攻科※を含み、別科を除く。）
 - ・ 高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。認定専攻科※を含む。）
 - ・ 専門課程を置く専修学校（以下「専門学校」という。）
- ※「認定専攻科」とは、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科をいう。

2. 機関要件の確認者

確認者は、以下のとおり。

	国公立の別・設置者	学校の種類	確認者
国立	国立大学法人	大学・短期大学・専門学校	文部科学大臣
	独立行政法人	高等専門学校	
	厚生労働省・ 同省所管の独立行政法人	専門学校	厚生労働大臣
公立	地方公共団体・公立大学 法人・地方独立行政法人	大学・短期大学・ 高等専門学校・専門学校	当該地方公共団体の長
私立	学校法人等	大学・短期大学・ 高等専門学校	文部科学大臣
	学校法人等 (独立行政法人・地方 独立行政法人を除く。)	専門学校	所轄の都道府県知事

3. 機関要件の内容

確認を受けるためには、以下のすべての要件を満たすことが必要。（各要件の詳細な内容は、確認申請書の記載要領やQ & Aを参照すること）

(1) 実務経験のある教員等による授業科目の配置

実務経験のある教員等による授業科目（授業計画（シラバス）にその旨の記載があるものに限る。）について、設置基準で定める卒業必要単位数又は授業時数の1割（文部科学省令で定める基準単位数又は授業時数）以上が配置されていること。

(2)-① 学外者である理事の複数配置又は

(2)-② 外部の意見を反映する組織への外部人材の複数配置

大学等の設置者が国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、公立大学法人及び学校法人である場合は、当該法人の理事に学外者※を複数選任していること。

これら以外の法人（地方公共団体を含む。）及び個人が大学等の設置者である場合は、外部の意見を大学等の教育に反映することができる組織に関する規程を整備しており、その構成員に外部人材※を複数選任していること。

※「学外者」とは、理事の選任の際、当該法人の役員及び職員でない者をいう。

なお、学外者である理事が再任される場合も学外者として扱う。

※「外部人材」とは、当該組織の構成員の選任の際、当該大学等の職員でない者をいう。従って、外部人材である当該組織の構成員が再任される際に当該大学等の職員である場合は、外部人材として扱わない。

(3) 厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表

以下のすべてに該当すること。

- ・授業計画（シラバス）を作成・公表していること。
- ・学修成果を厳格かつ適正に評価して単位授与又は履修認定を行うこと。
- ・GPA等の客観的指標を設定・公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ適切に実施していること。
- ・卒業の認定に関する方針を策定・公表していること。

(4) 財務・経営情報の公表

- ・法令に則り、収支計算書、貸借対照表などの財務諸表等を公表していること。
- ・教育活動に係る情報を公表していること。

(5) 設置者の財務状況・大学等の収容定員充足率

以下のすべてに該当する大学等でないこと。

- ・その設置者の直前3年度のすべての収支計算書において「経常収支差額」がマイナスであること。
- ・その設置者の直前の年度の貸借対照表において「運用資産と外部負債の差額」がマイナスであること。
- ・直近3年度のすべての収容定員充足率が8割未満（専門学校は6割未満）であること。

※ 欠格事由について

以上の各要件のほか、大学等の設置者が以下に該当する場合は、確認を受けることができない。

- ・過去に確認を取り消された大学等の設置者であって、取消日から3年を経過していない場合
- ・大学等の設置者の役員のうち、大学等における修学の支援に関する法律、同法の政省令又はこれらに基づく処分に違反してから3年を経過しない者が含まれている場合

【2019年度の確認申請における特例】

2019年度の確認申請においては、以下の特例を設ける。(各特例の詳細な内容は、確認申請書の記載要領やQ & Aを参照すること)

○ 実務経験のある教員等による授業科目の配置

2019年度の教育課程において要件を満たしていない場合であっても、2020年度の教育課程から要件を満たす確実な見込みがあるときは、要件を満たすものとして扱う。

また、実務経験のある教員等による授業科目については、授業計画(シラバス)にその旨の記載があることが必要だが、2019年度においては、授業計画(シラバス)以外の資料において、その旨を示しているときは、要件を満たすものとして扱う。

○ 学外者である理事の複数配置

確認申請の時点において要件を満たしていない場合であっても、2020年4月1日までに要件を満たす確実な見込みがあるときは、要件を満たすものとして扱う。

○ 外部の意見を反映する組織への外部人材の複数配置

確認申請の時点において要件を満たしていない場合であっても、2020年4月1日までに要件を満たす確実な見込みがあるときは、要件を満たすものとして扱う。

○ 《専門学校のみ》学校関係者評価の実施・結果の公表

確認申請の時点において要件を満たしていない場合であっても、2020年度に要件を満たす確実な見込みがあるときは、要件を満たすものとして扱う。

○ 《専門学校のみ》収容定員充足率の基準

「6割未満」とする。

4. 確認事務の流れ (2019年度)

主な確認事務は、①確認申請書の受理、②確認申請書の審査、③確認した旨の申請者への通知・確認大学等の公表の3点である。

確認申請書の提出は、インターネットを利用した電子申請によることも可能である。なお、電子申請の具体的な手続を定める必要があるときは、確認者において適切に行うこと。

確認申請書の審査の際、確認申請書(添付書類を含む。)に不備があるときは、申請者に対し、その補正を求めることとし、併せてその期限を示すこと。具体的な補正期限については、補正の内容や分量にもよるが審査期間を考慮すると、概ね10日程度とすることが適切と考えられる。申請者が期限までに適切な補正を行わない場合であって、その後も適切な補正が行われる見込みがないと確認者が判断するときは、その時点で審査を打ち切ることも可能である。なお、確認

申請書の補正のために実施した手続については、可能な限り、記録を残しておくことが望ましい。

確認大学等の公表については、確認者のホームページで確認大学等の学校名、設置者名等を掲載する方法を予定しているが、具体的な公表方法については、後日お示しする。また、全国的な確認申請書の受理の状況や審査の状況を把握するための情報提供について、後日依頼する予定。

以上の確認事務の具体的な日程については、後日、関係省令の施行予定日と合わせてお示しするが、現時点での見込みは以下のとおり。

- ・ 7月中旬：確認申請書の提出期限
- ・ ～9月中旬：確認申請書の審査
- ・ ～9月中下旬：確認通知・確認大学等の公表

なお、正式な確認申請書の受理の開始については、関係省令の施行日以後とする予定だが、2019年度は提出期限までの期間が短くなることを踏まえ、確認申請書の受理の開始前に、準備行為として、確認を受けようとする大学等に確認申請書案の提出を求め、事前審査を実施することが望ましい。

※ 新設される大学等に係る機関要件確認における取扱い

確認申請を行う年度において、大学等の新設に関する認可申請を行っているときは、上記の確認申請書の提出期限（7月中旬の見込み）にかかわらず、当該認可を受けた後、直ちに、確認申請書を提出させ、その審査を行うこと。確認した場合の公表については、可能な限り早期に行うこととし、遅くとも今年度末までに実施すること。このような確認手続が円滑に進むよう、認可手続と並行して、当該大学等に確認申請書案の提出を求め、事前審査を実施するなどの対応を行うことが望ましい。

なお、学部の新設や設置者変更に関する認可申請の場合は、原則どおり、提出期限までに確認申請書の提出を求めることとし、確認申請時点の大学等の状況が記載された申請書について確認審査を行う。認可を受けた事項については、その翌年度において、更新版申請書により確認審査を行うこととする。所轄庁への届出事項や大幅なカリキュラム変更が生じる場合についても、同様の扱いとする。

5. 確認大学等が実施すべき手続

確認申請を行った大学等は、確認者から確認をした旨の通知を受けた場合、遅滞なく、当該確認申請書に記載したホームページアドレスにおいて、当該確認申請書を掲載し、広く一般が閲覧できるよう公表する必要がある。

6. 確認大学等に係る翌年度以降の機関要件の確認

確認大学等が確認を受けた年度の翌年度以降も機関要件を満たしていることを明らかにするため、確認大学等は、毎年6月末日までに確認者に対して、確認申請書の内容を更新したものを提出することを要する。確認者は、更新版確認申請書の内容について審査を行う。

確認申請書の記載要領と機関要件に関するQ & A

様式第1号

年 月 日

〇〇〇〇 殿

学校法人〇〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇

大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・専門学校)
大学等の所在地	
学長又は校長の氏名	
設置者の名称	
設置者の主たる事務所の所在地	
設置者の代表者の氏名	
申請書を公表する予定のホームページアドレス	

大学等における修学の支援に関する法律(以下「大学等修学支援法」という。)第7条第1項の確認を申請します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点(☑)を付けて下さい。

- この申請書(添付書類を含む。)の記載内容は、事実に相違ありません。
- 確認を受けた大学等は、大学等修学支援法に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。
- 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号			
第2号の1			
第2号の2			
第2号の3			
第2号の4			

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点 (☑) を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表
 ※様式第2号の1の「実務経験のある教員等による授業科目の数」の表に記載した学部(課程)・学科等ごとに「実務経験のある教員等による授業科目」の単位数(又は授業時数)の合計数を明示すること
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画(シラバス)
 ※学部等ごとに「省令で定める基準単位数(又は授業時数)」に相当する授業科目分を提出すること
 ※2019年度の確認申請の特例により、授業計画(シラバス)以外の資料において、実務経験のある教員等による授業科目であることを示している場合には、当該資料も提出すること

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者*₁のみ》大学等の設置者の理事(役員)名簿
 *1 ここでいう「一部の設置者」とは、国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人をいう。
 ※どの理事が学外者であるか明示すること

「(2)-②外部の意見を反映する組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者*₂のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿
 *2 ここでいう「一部の設置者」とは、上記(2)-①に該当しない設置者(一般社団法人、医療法人、社会福祉法人、株式会社、個人等)をいう。
 ※構成員名簿については、どの構成員が外部人材であるか明示すること

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
 ※すべての学部等について、前年度の学生等の成績が客観的指標に基づいてどのように分布し、下位4分の1が全体のどの範囲であって、何名が該当するのかが分かるものであること。(この資料の参考例を「確認申請書の記載要領と機関要件に関するQ&A」

の最後のページに示すので参照すること。)
※客観的な指標の設定・運用を2019年度から新たに取り組む場合であっても、2018年度の学生の成績に適用して資料を作成し、提出すること。

- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画（シラバス）【再掲】
※学部等ごとに「省令で定める基準単位数（又は授業時数）」に相当する授業科目分を提出すること

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料（次ページ参照）
※次ページの様式（添付書類）に基づいて資料を作成するとともに、併せて、学校法人にあっては「事業活動収支計算書」及び「貸借対照表」（これらの書類に以下の事項を必ず明示すること）を、学校法人以外にあってはこれらに準ずる書類（「損益計算書」及び「貸借対照表」）を提出すること。
- ・「事業活動収支計算書」には、次ページに示す「経常収入」、「経常支出」及び「経常収支差額」の該当部分に色を付けて明示すること。（学校法人以外も同様であり、「損益計算書」の該当部分に色を付けて明示すること）
 - ・「貸借対照表」には、次ページに示す「運用資産」及び「外部負債」の該当部分に色を付けて明示すること。（学校法人以外も同様）
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧
※以下を満たすものであれば、既存のもので可。
- ・支援の対象となる学部、学科及び認定専攻科がすべて含まれていること。
 - ・学生等の募集が停止されている学部等又は設置後完成年度を超えていないために一部の学年に学生等が在籍しない学部等については、その旨を付記すること。
 - ・学則や募集要項等において、留学生や社会人の学生など支援対象外の学生しか在籍できない学部等であることを明らかにしている場合は、その旨を付記するか、一覧表から当該学部等を削除すること。

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校名	
設置者名	

I 直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	円	円	円
申請2年度前の決算	円	円	円
申請3年度前の決算	円	円	円

※直前3カ年(確認申請を行う年度の前年度から3年度前までの3カ年)の設置者の決算における金額について記載すること。

※「経常収支差額」とは、資産の売却など臨時的な要素となる特別収支を除いた収支の差額をいう。学校法人の場合、学校法人会計基準第23条第5号様式における、経常収入(教育活動収入計+教育活動外収入計)-経常支出(教育活動支出計+教育活動外支出計)をいう。「学校法人運営調査における経営指導の充実について」(平成30年7月30日文科科学省高等教育局長通知)を参照。他の法人類型については、2ページ後の参考資料「学校法人以外の取扱いについて」を参照)

II 直前の決算の貸借対照表における「運用資産-外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	円	円	円

※直前(確認申請を行う年度の前年度)の設置者の決算における金額を記載すること。

※「運用資産」とは、学校法人の場合、学校法人会計基準第35条第7号様式における、固定資産のうちの特定期間資産及び有価証券、流動資産のうち現金預金及び有価証券の合計をいう。「学校法人運営調査における経営指導の充実について」(平成30年7月30日文科科学省高等教育局長通知)を参照。他の法人類型については、2ページ後の参考資料「学校法人以外の取扱いについて」を参照)

※「外部負債」とは、学校法人の場合、学校法人会計基準第35条第7号様式における、固定負債のうち長期借入金、学校債及び長期未払金、流動負債のうち短期借入金、1年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金の合計をいう。「学校法人運営調査における経営指導の充実について」(平成30年7月30日文科科学省高等教育局長通知)を参照。他の法人類型については、2ページ後の参考資料「学校法人以外の取扱いについて」を参照)

※各設置者において独自に設けた勘定科目であって運用資産や外部負債に相当すると考えられるものは、当該勘定科目の名称、内容及び金額について、IIの補足資料(次ページ)に記載した上で、この表の「運用資産(C)」又は「外部負債(D)」の欄に記載する金額に、当該勘定科目の金額も含めることができる。

III 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率 (F)/(E)
今年度(申請年度)	人	人	%
前年度	人	人	%
前々年度	人	人	%

※申請校の直近3年度(確認申請を行う年度から前々年度までの3年度)の5月1日現在の状況について記載すること。

※「収容定員」とは、昼間部・夜間部・第三部・通信による教育を行う学部等の収容定員(昼間又は夜間において授業を行う学部等が通信教育を併せ行う場合の当該通信教育に係る収容定員を除く。)の合計をいい、大学院、専攻科及び別科は含まない。

※「収容定員」には、留学生や社会人学生など支援対象外の学生しか在籍できない学部等の収容定員も含めること。

※学生等の募集が停止されている学部等又は設置後完成年度を超えていない学部等については、学生等が在籍する学年分の収容定員を計上すること。

※「在学生等の数」とは、上記の学部等に在籍する学生等の数の合計をいう。直近3年度における学校基本調査の「学部学生内訳票(大学)」、「本科学生内訳票(短期大学)」、「大学通信教育調査票(通信制課程を設置する場合)」、「学校調査票(高等専門学校)」又は「学校調査票(専修学校)」の数値を合計すること。

※「収容定員充足率」の欄には、小数点第1位を切り捨てた整数を記入すること。

(IIの補足資料)「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

※各設置者において独自に設けた勘定科目や、法人類型ごとの会計基準等において「その他の流動資産」や「その他の流動負債」等に含まれる勘定科目であって「運用資産」や「外部負債」に相当するものを含める場合は、当該勘定科目の名称、内容及び金額について、以下の様式により示すこと。

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の 名称	資産の内容	申請前年度の決算に おける金額
		円
		円
		円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の 名称	負債の内容	申請前年度の決算に おける金額
		円
		円
		円

(参考資料) 学校法人以外の取扱いについて

設置者が学校法人以外の法人又は個人である場合の「経常収支差額」、「運用資産」及び「外部負債」の定義については、それぞれ以下とすること。

○「経常収支差額」について

	経常収支差額
一般社団・財団法人 公益社団・財団法人	正味財産増減計算書における「当期経常増減額」 ＝当期経常増減額：資産の売却など臨時的な要素となる経常外増減を除いた増減。「公益法人会計基準」の運用指針に示す様式における、経常収益－経常費用±評価損益等計
医療法人	損益計算書における「経常利益」 ＝資産の売却など臨時的な要素となる特別損益を除いた利益。医療法人会計基準第17条様式第2号における、事業損益＋事業外収益－事業外費用
社会福祉法人	法人単位事業活動計算書における「経常増減差額」 ＝資産の売却など臨時的な要素となる特別増減を除いた増減。社会福祉法人会計基準第23条第4項第2号第1様式における、（サービス活動収益計＋サービス活動外収益計）－（サービス活動費用計＋サービス活動外費用計）
その他法人	損益計算書における「経常利益」 ＝資産の売却など臨時的な要素となる特別損益を除いた損益。中小企業の会計に関する指針・損益計算書の例示における、営業利益＋営業外収益－営業外費用
個人事業主	損益計算書における「青色申告特別控除前の所得金額 ^⑬ 」 ＝青色申告特別控除前の所得金額 ^⑬ ：所得税青色申告決算書・損益計算書における、差引金額（⑦－⑳）＋繰戻額等計 ^㉑ －繰入額等計 ^㉒

○「運用資産－外部負債」について

	運用資産	外部負債
一般社団・財団法人 公益社団・財団法人	「公益法人会計基準」の運用指針に示す様式における、流動資産のうち現金預金及び有価証券等、固定資産のうち投資有価証券及び特定資産（※現金預金、有価証券及び投資有価証券に限る）等の合計	「公益法人会計基準」の運用指針に示す様式における、流動負債のうち支払手形、未払金、短期借入金及び1年以内返済予定長期借入金等、固定負債のうち長期借入金等の合計
医療法人	医療法人会計基準第7条様式第1号における、流動資産のうち現金及び預金並びに有価証券等、固定資産のうち有価証券等の合計	医療法人会計基準第7条様式第1号における、流動負債のうち支払手形、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び買掛金等、固定負債のうち医療機関債及び長期借入金等の合計

社会福祉法人	社会福祉法人会計基準第 27 条第 4 項第 3 号第 1 様式における、流動資産のうちの現金預金及び有価証券等、固定資産のうちの定期預金、投資有価証券、退職給付引当資産、長期預り金積立資産及び（何）積立資産等の合計	社会福祉法人会計基準第 27 条第 4 項第 3 号第 1 様式における、流動負債のうちの短期運営資金借入金、事業未払金、その他の未払金、支払手形、役員等短期借入金、1 年以内返済予定設備資金借入金、1 年以内返済予定長期運営資金借入金、1 年以内返済予定リース債務、1 年以内返済予定役員等長期借入金、1 年以内支払予定長期未払金及び未払費用等、固定負債のうちの設備資金借入金、長期運営資金借入金、リース債務、役員等長期借入金及び長期未払金等の合計
その他法人	中小企業の会計に関する指針・貸借対照表の例示における、流動資産のうちの現金及び預金並びに有価証券等、固定資産のうちの投資有価証券等の合計	中小企業の会計に関する指針・貸借対照表の例示における、流動負債のうちの支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、リース債務及び未払法人税等々、固定負債のうちの社債、長期借入金及びリース債務等の合計
個人事業主	所得税青色申告決算書・貸借対照表における、資産のうちの現金、当座預金、その他の預金及び有価証券等の合計	外部から返済を求められる負債。所得税青色申告決算書・貸借対照表における、負債のうちの支払手形、買掛金、借入金及び未払金等の合計

※各設置者において独自に設けた勘定科目や、法人類型ごとの会計基準等において「その他の流動資産」や「その他の流動負債」等に含まれる勘定科目であって「運用資産」や「外部負債」に相当するものを含める場合は、当該勘定科目の名称、内容及び金額について、Ⅱの補足資料に記載した上で、Ⅱの表の「運用資産 (C)」又は「外部負債 (D)」の欄に記載する金額に当該科目の金額も含めることができる。

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学共通科目	学部等共通科目	専門科目	合計		
		夜・通信						
		夜・通信						
		夜・通信						
		夜・通信						
(備考)								

※記入欄は、必要に応じて、追加又は統合することができる。(以下同じ。)

※確認申請を行う年度の教育課程において、実務経験のある教員等による授業科目である旨を、授業計画(シラバス)において学生に示しているものを計上すること。

ただし、2019年度の確認申請に限り、特例として、授業計画(シラバス)とは別途の資料において、実務経験のある教員等による授業科目である旨を、学生に示している場合は、当該授業科目を計上することができる。

※大学はすべての学部・学科、短期大学はすべての学科及び認定専攻科、高等専門学校はすべての学科の第4・5学年及び認定専攻科について記載すること。支援の対象とならない別科、大学の専攻科及び大学院は記載不要。

※ただし、学則や募集要項等により、留学生や社会人学生など支援対象外の学生しか在籍できないことを明らかにしている学部等については要件を満たす必要はなく、この表への記載も不要である。なお、このことが学則や募集要項等において明らかにされていない場合や、申請時点で支援の対象となる学生が在籍していなくても、申請以降に支援対象者が在籍する可能性がある場合は、要件を満たすことが必要であり、この表への記載が必要となることに注意すること。

※夜間において授業を行う学部等や通信による教育を行う学部等についても、この表に記載すること。ただし、昼間学部等において計上する「実務経験のある教員等による授業科目の単位数」及び「省令で定める基準単位数」が、夜間又は通信の学部等と同じである場合は、昼間学部等のみの記載で差し支えない。

※夜間又は通信の学部等の場合は、「夜間・通信制の場合」の欄の「夜」又は「通信」を「○」印で囲むこと。

※「全学共通科目」には学部等に関わらず履修できる授業科目を、「学部等共通科目」に

は当該学部にも所属すれば学科にかかわらず履修できる授業科目を、「専門科目」には当該学科においてのみ履修できる授業科目を、それぞれ計上すること。

※「省令で定める基準単位数又は授業時数」の欄には、確認申請しようとする学校の種類や学部等の種類に応じた基準単位数を記載すること。（参考）「省令で定める基準単位数」を参照すること。）

※学問分野の特性等により要件を満たすことが困難である学部等については「配置困難」の欄に「※」印を記載すること。また、2019年度の確認申請に限り、特例として、2019年度の教育課程では要件を満たしていない場合であっても、2020年度から要件を満たす教育課程を確実に実施する見込みがあるときは、要件を満たすものとする。この特例の適用を受けようとする学部等についても、「配置困難」の欄に「※」印を記載すること。

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

--

※一覧表の公表ホームページアドレス又は刊行物等の名称と入手方法を記載すること。（閲覧システム等で抽出表示する場合は、閲覧する方法等を注記すること）

※一覧表の様式は自由だが、学部等ごとに、実務経験のある教員等による授業科目名とその単位数を明示するとともに、それらの合計単位数を必ず明示すること。

※一覧表は添付書類として提出すること。閲覧システムなどで絞り込みができる場合には、それを印刷したものを提出することも可。

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

※「配置困難」の欄に※印を記載した学部等がある場合は、学問分野の特性等により、要件を満たすことが困難であることの合理的な理由を具体的に記載すること。また、2019年度の特例の適用を受けようとする学部等がある場合は、「2020年度の教育課程から、実務経験のある教員等による授業科目を省令で定める基準単位数以上配置することを確実に実施する」旨を記載すること。

(参考) 「省令で定める基準単位数」

大学	学部等（次項に掲げるものを除く。）	13単位
	医学・歯学・薬学（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに限る。）・獣医学関係の学部等	19単位
短期大学	学科	2年制：7単位
		3年制：10単位
	認定専攻科	1年制：4単位
		2年制：7単位
高専	学科（第4・5学年に限る。）	7単位
	認定専攻科	7単位

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
		夜・通信			
(備考)					

※記入欄は、必要に応じて、追加又は統合することができる。(以下同じ。)

※確認申請を行う年度の教育課程において、実務経験のある教員等による授業科目である旨を、授業計画(シラバス)において生徒に示しているものを計上すること。

ただし、2019年度の確認申請に限り、特例として、授業計画(シラバス)とは別途の資料において、実務経験のある教員等による授業科目である旨を、生徒に示している場合は、当該授業科目を計上することができる。

※ただし、学則や募集要項等により、留学生や社会人学生など支援対象外の生徒しか在籍できないことを明らかにしている学科については要件を満たす必要はなく、この表への記載も不要である。なお、このことが学則や募集要項等において明らかにされていない場合や、申請時点で支援の対象となる生徒が在籍していなくても、申請以降に支援対象者が在籍する可能性がある場合は、要件を満たすことが必要であり、この表への記載が必要となることに注意すること。

※夜間において授業を行う学科や通信による教育を行う学科についても、この表に記載すること。

※夜間又は通信の学部等の場合は、「夜間・通信制の場合」の欄の「夜」又は「通信」を「○」印で囲むこと。

※「省令で定める基準単位数又は授業時数」の欄には、確認申請しようとする専門学校の学科の種類に応じた基準単位数又は授業時数を記載すること。((参考)「省令で定める基準単位数又は授業時数」を参照すること。)

※教育分野の特性等により要件を満たすことが困難である学科については「配置困難」

の欄に「※」印を記載すること。また、2019年度の確認申請に限り、特例として、2019年度の教育課程では要件を満たしていない場合であっても、2020年度から要件を満たす教育課程を確実に実施する見込みがあるときは、要件を満たすものとする。この特例の適用を受けようとする学科についても、「配置困難」の欄に「※」印を記載すること。

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

--

※一覧表の公表ホームページアドレス又は刊行物等の名称と入手方法を記載すること。

(閲覧システム等で抽出表示する場合は、閲覧する方法等を注記すること)

※一覧表の様式は自由だが、学科ごとに、実務経験のある教員等による授業科目名とその単位数又は授業時間数を明示するとともに、それらの合計単位数又は授業時間数を必ず明示すること。

※一覧表は添付書類として提出すること。閲覧システムなどで絞込みができる場合には、それを印刷したものを提出することも可。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

※「配置困難」の欄に※印を記載した学科がある場合は、教育分野の特性等により、要件を満たすことが困難であることの合理的な理由を具体的に記載すること。また、2019年度の特例の適用を受けようとする学科がある場合は、「2020年度の教育課程から、実務経験のある教員等による授業科目を省令で定める基準単位数又は授業時数以上配置することを確実に実施する」旨を記載すること。

(参考)「省令で定める基準単位数又は授業時数」

専門 学校	時間制による昼間学科	(80×修業年限) 単位時間	
	単位制による昼間学科	(3×修業年限) 単位	
	夜間等学科 (次項に掲げるものを除く。)	1年制	80 単位時間
		2年制以上	(45×修業年限) 単位時間
	単位制による夜間等学科・通信制の学科	1年制	3 単位
		2年制	4 単位
		3年制	6 単位
4年制		7 単位	
	5年制	9 単位	

【Q & A】

- Q 「実務経験のある教員等による授業科目」とは、どのような科目を指すか。
- A 「実務経験のある教員等による授業科目」とは、担当する授業科目に関連した実務経験を有している者が、その実務経験を十分に授業に活かしつつ、実践的教育を行っている授業科目を指す。実務経験があっても、担当する授業科目の教育内容と関わりがなく、授業に実務経験を活かしているとは言えない場合は対象とはならないことに注意すること。
- また、必ずしも実務経験のある教員が直接の担当でなくとも、例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目もこれに含む。必修科目、選択科目又は自由科目の別を問わない。
- Q 「実務経験のある教員等による授業科目」に該当するものは、網羅的に計上しなければならないのか。
- A 該当する授業科目を網羅的に計上することを求めるものではなく、「省令で定める基準単位数又は授業時数」以上の授業科目が配置されているかどうかを確認する。
- Q 「実務経験」は、どのような内容であることが必要なのか。
- A この要件における「実務経験」は、教員が担当する授業科目に関連する実務経験であることが必要であるが、これを満たしていれば、実務経験の具体的な内容については問わない。従って、どのような組織や場所における実務経験であっても差し支えないし、どのような期間の実務経験であっても差し支えない。ただし、他の大学等における教員としての勤務経験は、原則として「実務経験」には該当しないことに注意すること。
- Q 「実務経験」は、過去の実務経験でも良いか。現在携わっている必要があるか。
- A 過去の実務経験であるか、現に実務に携わっているかを問わない。実務経験のある時期や期間について定めはなく、実践的教育を行うという要件設定の趣旨を踏まえ、大学として説明責任を果たせる授業科目を計上すること。
- Q 「実務経験のある教員」は、他の大学等と兼務でもよいか。
- A 常勤教員か、非常勤教員かを問わないため、他の大学等と兼務でも差し支えない。
- Q 他の学校や研究機関など、学外での教育や研究の経験は「実務経験」に含まれるか。
- A 学問追究と実践的教育のバランスを求める趣旨に鑑みると、ここでいう「実務経験」は、大学等における教育研究活動ではない「実務」の経験を指すものであり、他の大学等における教員としての勤務経験は、「実務経験」には該当しない。(例外として、教員養成課程の授業科目を担当する教員が初等中等教育の学校における教員としての勤務経験は、「実務経験」に該当する。また、大学附属病院において医師や看護師としての勤務経験を有する教員も「実務経験」のある教員に該当する。)
- Q オムニバス形式の授業やインターンシップ等を対象として計上する場合について、回数などの基準はあるか。
- A 回数などの基準はなく、大学等として対外的に責任を持って、実践的教育が行われる授業科目であると説明できることが必要である。
- Q 複数の大学等で共同して開設する授業科目を計上することができるか。
- A 自校を含めた複数の大学等が共同して開設する授業科目は、計上することができる。

- Q 学生が、毎学年、実務経験のある教員等が担当する授業科目を1割以上修得できる時間割とする必要があるのか。
- A 省令で定める基準単位数又は授業時数は、設置基準に定める卒業に必要な標準単位数の1割以上であり、必ずしも毎学年均等に履修することができる必要はない。
- Q 申請書の記載に当たり、学科にコース等を置いている場合には、どのようにすればよいか。
- A 「実務経験のある教員等による授業科目」の数については、学科ごとに、「省令で定める基準単位数又は授業時数」以上であるかどうかを確認することを基本とする。ただし、学科の中にコース等が置かれ、「省令で定める基準単位数又は授業時数」が異なる場合や、一部のコース等でのみ履修できる専門科目等を計上する場合はコース等ごとに確認することになるので、学科名の欄にコース等の名称を記載すること。なお、添付書類として提出する一覧表と突合できるよう、申請書と添付書類の両方で、学科・コース等の記載内容を一致させること。
- なお、大学の学部において一部の学科でしか履修できない授業科目を計上しないのであれば、学部単位で記載することも可とする（ただし、上記と同様、基準単位数又は授業時数が異なる場合や一部の学科でのみ履修できる専門科目等を計上する場合は不可。）。
- Q 学年進行で教育課程の変更の途上である場合はどのように申請すればよいか。
- A 確認申請を行う年度に配置されている授業科目により記載し、備考欄にその旨付記すること。例えば、新課程移行初年度は、1年は新課程、2～4年は旧課程について計上して記載すること。
- Q 設置後完成年度を超えていない学部等については、どのようにすればよいか。また、学生等の募集を停止しているが在学生のいる学部等についてはどうか。
- A 完成年度を超えていない学部等については、完成年度までの設置計画に基づいて記載し、学生等の募集を停止しているが在学生のいる学部等については従前の教育課程に基づいて記載し、それぞれ備考欄にその旨付記すること。なお、完成年度前で未だ学生のいない学年や、募集停止により既に学生等のいない学年に係る授業科目については、授業計画（シラバス）への記載は不要。
- Q 留学生や社会人学生など支援対象外の学生しか在籍できない学部等については、要件を満たさなくてもよいのか。
- A 学則や募集要項等により、支援対象外の学生しか在籍できないことが明らかである学部等については、この要件を満たす必要はない。ただし、このことが学則や募集要項等において明確にされていない場合や、申請時点で支援の対象となる生徒が在籍していなくても申請以降に支援対象者が在籍する可能性がある場合は、要件を満たすことが必要である。
- Q 特例が適用される「学問分野の特性等」とはどのようなものか。
- A 学問分野の特性等を踏まえ、合理的な理由を記載すること。例えば、基本原理の解明や真理の探究等を行うことを目的とするため実務経験を有する教員による授業科目を配置することが困難である場合や、特定の職業を想定せず、専ら汎用的な知識・技能の修得を目的としている場合などが考えられる。
- 従って、単に「対応が困難である」といった抽象的な理由や、「実務経験のある教員の採用予算を確保できない」や「実務経験のある教員の採用が確認申請までに間に合わない」といった財政的・時間的な制約を理由とすることは認められない。
- ただし、2019年度の確認申請に限り、特例として、2019年度の教育課程において

要件を満たしていない場合であっても、「2020年度の教育課程から、実務経験のある教員等による授業科目を省令で定める基準単位数又は授業時数以上配置することを確実に実施する」旨を記載するときは要件を満たすものとする。

Q 授業計画（シラバス）に、担当教員等の実務経験をどの程度詳細に記載する必要があるか。

A 教員等の経歴などを詳細に記載することは必須ではなく、当該授業科目を履修しようとする学生にとって「どのような実務経験をもつ教員等が、その実務経験を生かして、どのような教育を行うか」を理解できるかどうかという視点に立って、記載内容を検討されたい。オムニバス形式など複数の教員等が授業に携わる場合についても同様である。

なお、2019年度の確認申請に限り、特例として、授業計画（シラバス）とは別途の資料（一覧表等）により学生に対して補足説明をしている授業科目についても計上することも可とする。

Q 授業計画（シラバス）に記載することとは別に一覧表にする必要があるのか。

A 学生の履修選択に資するよう、該当科目の一覧が分かるように学生に示している必要があるが、シラバス閲覧システムの検索条件などで絞り込むことができる場合には別途表にする必要はない。なお、確認に当たっては、提出された一覧表に照らして実務経験のある教員等が担当する授業科目が、「省令で定める基準単位数又は授業時数」以上配置されていることを確認する。

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 理事（役員）名簿の公表方法

--

※ホームページアドレス、刊行物の名称や入手方法等を記載すること。

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
(備考)			

※申請時点の理事について記載すること。ただし、2019年度の確認申請に限り、特例として、申請時点において要件を満たしていない場合であっても、2020年4月1日までに複数の学外者である理事の選任を確実に実施する見込みがあるときは、要件を満たすものとする。この特例を受けようとする場合は、備考欄に、「2020年4月1日までに、複数の学外者である理事の選任を確実に実施する」旨を記載すること。

※この申請書は、確認を受けた場合、大学等のホームページにおいて公表することが必要となるため、学外者である理事の氏名や企業・団体名など、個人情報につながる内容は必須ではない。

※国立大学法人については、国立大学法人法別表で定める理事の員数が3名以下の場合には1名で可。その場合は、備考欄にその旨を記載すること。

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映する組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	
役割	

※「役割」の欄には、当該組織が大学等の教育についてどのような事項を審議するのか、当該組織の意見をどのように活用しているのか、当該組織に関する規程等に基づき具体的に記載すること。ただし、2019年度の確認申請に限り、特例として、申請時点で当該組織に関する規程が整備されていない場合であっても、2020年4月1日までに規程の整備を確実に実施する見込みがあるときは、要件を満たすものとする。この特例の適用を受けようとする場合は、「2020年4月1日までに、外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程の整備を確実に実施する」旨を記載すること。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
(備考)		

※申請時点の構成員について記載すること。ただし、2019年度の確認申請に限り、特例として、申請時点で要件を満たしていない場合でも、2020年4月1日までに複数の外部人材の選任を確実に実施する見込みがあるときは、要件を満たすものとする。この特例を受けようとする場合は、備考欄に、「2020年4月1日までに、複数の外部人材の選任を確実に実施する」旨を記載すること。

※この申請書は、確認を受けた場合、大学等のホームページにおいて公表することが必要となるため、外部人材の氏名や企業・団体名など、個人情報につながる内容は必須ではない。

【Q & A】

Q 「学外者である理事」の定義如何。

A 「学外者」とは、任命又は選任の際現に当該法人の役員又は職員でない者（理事として再任されている場合は、最初の任命又は選任の際現に当該法人の役員又は職員でなかった者を含む。）をいう。

Q 学外者である理事が再任された場合は、学外者ではなくなるのか。

A 最初の任命の際、学外者であった理事が再任された場合は、引き続き学外者である理事とみなされる。

Q 「理事」の範囲如何。

A この要件における「理事」とは、大学等の設置者の役員である理事をいう。「理事」には、役員である学長、理事長、副理事長を含む。なお、常勤・非常勤の別を問わない。

Q 該当する者をすべて記載しなければならないか。

A 複数含まれていれば、要件を満たすことになるので、該当する者をすべて記載する必要はない。例えば、学外者としての役割を期待して特に外部から招いている理事のみに特化して記載することも差し支えない。

Q 「担当する職務内容や期待する役割」にはどのようなことを記載するのか。職務分担制をとっていない場合はどうすればよいか。

A 「担当する職務内容や期待する役割」の欄には、「人事」「労務」「法務」「財務」などの具体的な職務のほか、「組織運営体制へのチェック機能」「経営計画の策定」など法人全体に係るものでも差し支えない。なお、職務分担制を求めるものではない。

Q 学外者である理事の担当する職務内容や期待する役割如何によって、要件を満たさないと判断されることもあるか。

A 学外者である理事の担当する職務内容や期待する役割の如何によって要件を満たさないとすることはない。任命に当たっては、要件設定の趣旨を踏まえ、法人として、学外者の理事に期待する役割や任命する理由を明確にした上で、それにふさわしい人材を任命することが必要である。

Q 「大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織」とはどのような組織か。

A 例えば、学校運営会議、教育課程編成委員会、学校関係者評価委員会（評価の実施のみならず、評価結果や意見を反映させる仕組みがある場合に限る。）など、大学等の教育について、その意見を反映させ得る組織をいう。

Q 「大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織」に関する規程には、どのような内容を定めることが必要か。また、いつまでに規程を整備することが求められるのか。

A 少なくとも、以下の事項について定めることが必要である。

- ・審議事項（教育課程、学生の進路指導、学校評価など、具体的に規定することが望ましい）
- ・構成員の定数（複数であることが必要。なお、〇名以上や〇名以内など、幅を持たせた人数を定めることも可）
- ・構成員の選任（学校長又はその学校の設置者の長が選任を行うことが必要）

また、規程の整備については、原則として、申請時点までに行う必要があるが、2019年度の確認申請に限り、特例として、2020年4月1日にまでに確実に実施する旨を申

請書に記載する場合には、申請時点で規程が整備されていなくても差し支えない。

Q 「外部人材である構成員」の定義如何。

A 「外部人材」とは、当該学校の職員でない者をいう。なお、外部理事に係る「学外者」の定義（当該法人の役員又は職員でない者であること）との違いに注意すること。

Q 「外部人材である構成員」を再任する場合は、「外部人材」に該当するのか。

A その構成員が再任される際に当該学校の職員である場合には、「外部人材」には該当しない。

Q 「外部人材である構成員」の名簿を公表する必要はあるか。

A その必要はない。

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名 (学部等名)	
設置者名	

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>※この欄の記載内容は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業計画 (シラバス) の作成過程 ・ 授業計画の作成・公表時期 <p>※授業計画の公表方法について、以下の欄に記載すること</p>	
授業計画の公表方法	
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>※この欄の記載内容は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単位授与又は履修認定の厳格かつ適正な実施状況 (各学生の学修成果に基づき、あらかじめ設定した成績評価の方法・基準により、厳格かつ適正に単位授与又は履修認定を実施している旨を記載すること) 	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>※この欄の記載内容は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPA等の客観的な指標の具体的な内容（指標の算出方法など） ・客観的な指標の適切な実施状況（あらかじめ設定した算出方法により、GPA等の数値を算出している旨を記載すること） <p>※客観的な指標の算出方法の公表方法について、以下の欄に記載すること</p> <p>※なお、添付資料として提出を求める「客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料」により、学部等ごとの「成績の分布状況の把握」の状況を確認する。</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>※この欄の記載内容は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業の認定に関する方針の具体的な内容 ・卒業の認定に関する方針の適切な実施状況（卒業の認定に関する方針や学生の修得単位数等を踏まえ、卒業を認定している旨を記載すること） <p>※卒業の認定に関する方針の公表方法について、以下の欄に記載すること</p>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	

※すべての学部等（留学生や社会人学生など支援対象外の学生しか在籍できない学部等を除く。）について、記載することを基本とする。ただし、各学部等において概ね同様の取扱いをしている場合は、その旨を記載すれば足りる。

※「1.」「3.」「4.」の各項目の「公表方法」については、インターネットにより公表している場合にはホームページアドレスを、刊行物等で公表している場合にはその名称及びその入手方法を記載すること。

【Q & A】

Q 「授業計画（シラバス）」には、どのような内容を記載することが求められるのか。

A 少なくとも以下のような事項について記載することが必要である。なお、授業計画（シラバス）は、授業科目を履修しようとする学生が主に利用するものであり、以下の事項について、できるだけ具体的かつ明確に記載することが望ましい。

- ・ 授業の方法（講義、演習、実験、実習の別）
 - ・ 授業の内容（授業科目の概要）
 - ・ 年間の授業の計画（授業の回数やスケジュール）
 - ・ 到達目標
 - ・ 成績評価の方法・基準（成績評価の基準はすべての授業科目で同一のものとするとも差し支えない。この場合、授業計画（シラバス）において授業科目ごとに記載することは必ずしも要しない。）
 - ・ 実務経験のある教員等による授業科目についてはその旨
- なお、以上の事項の他にも、授業時間外に必要な学修（いわゆる予習・復習）の内容や再試験や補習授業の対象となる基準など、授業の実施に関する事項については、授業計画（シラバス）に記載し、あらかじめ学生に対して周知することが望ましい。

Q 成績評価の方法・基準とは、具体的にどのようなものか。

A 「成績評価の方法」とは、例えば、試験の結果やレポートの内容に基づいて、学生の学修成果を判定することをいう。

「成績評価の基準」とは、学修成果に基づき、成績（例：優（A）、良（B）、可（C）、不可（D））を判定するための基準をいう。

Q 授業計画（シラバス）の公表は、どのように行うことが求められるのか。

A 対象者を特定せず広く一般に示すことが必要である。従って、学生や教員しか閲覧できない場合は、要件を満たしていないと判断されることに注意すること。なお、公表方法は、インターネットの利用、刊行物への掲載などが考えられるが、進学希望者等の利便性を考慮して、広く周知することが可能であるインターネットによる公表が望ましい。

Q 「学修成果を厳格かつ適正に評価した単位の授与又は履修の認定」とは、どのようなことが求められるのか。

A 授業計画（シラバス）に記載された成績評価の方法・基準のとおり、各授業科目の学修成果の評価を行い、これに基づき、単位の授与又は履修の認定を行うこと。担当教員の主観ではなく、学生にあらかじめ示した客観的な方法・基準に基づき判定することが必要である。

Q 「GPA等の客観的な指標の設定・公表・適切な実施」とは、どのようなことが求められるのか。

A 「GPA等の客観的な指標の設定」については、各学生の成績が学生の所属する学部等の中でどの位置にあるかを把握することができるよう、各学生の履修科目の平均成績を客観的な指標（GPA等）を用いて表すことができる仕組みの導入を求める。その際、GPA等の算出方法を定めることが必要である。

「公表」とは、授業計画（シラバス）の公表と同様に、対象者を特定せず広く一般に示すことが必要である。GPA等は学生の学修成績や学修意欲に関係するものであり、特に学生に対して十分な周知を図ることが望ましい。なお、公表すべき内容は、GPA等の客観的な指標の算出方法であり、学生のGPA等の数値そのものでないことに注意すること。

「適切な実施」とは、各学生の履修科目の成績に基づき、あらかじめ設定した算出

方法により、GPA等を算出することをいう。

- Q GPAを指標として活用する場合、どのような内容を設定すればよいのか。
- A GPAは、各履修科目の平均成績を客観的な指標を用いて一定の方法により算出した数値として表されるものであり、例えば、「優・良・可・不可」、「S・A・B・C・F」等の成績を一定の数値に換算し、その数値の平均を算出する方法や、試験における評点から算定する方法などがあるが、各大学等において、算出方法をあらかじめ設定することが必要である。その設定の際には、例えば、成績ごとの配点やGPAの計算式、不可・不合格と判定された授業科目や履修を中止した授業科目の取扱い等を明示しておくことが必要である。
- Q GPAの算出除外科目を設定することは認められるのか
- A 例えば、合否のみを判定する授業科目など、GPAの算出の際に除外する授業科目が設定されることがあるが、こうした授業科目については、各大学等の判断により設定することが可能であるが、GPAの算出方法としてあらかじめ定めておくことが必要である。ただし、除外科目を過度に多く設定し、学生の成績を客観的に示す指標として相応しくないものとならないよう留意すること。
- Q GPAを必ず導入する必要があるのか。
- A 必ずしもGPAである必要はないが、成績評価において客観的な指標を設定することは必要である。例えば、GPAの代わりに、授業科目ごとの成績評価を点数（100点満点など）に換算した上で、取得した点数の平均を求める仕組みの導入でも差し支えない。
- Q GPA等の分布に関する資料は、学部等の単位で作成することが求められるのか。
- A 各学生の履修科目の平均成績を相対的に比較して各学生の順位を把握することが適切であると大学等が判断する組織を単位とすること。大学は学部単位、短期大学・高等専門学校・専門学校は学科単位が基本となると考えられるが、例えば、同じ学部ではあるが学科ごとに、修業年限が異なる場合や、カリキュラムが大幅に異なり履修科目の共通性が乏しい場合は、学科単位でGPA等の数値を算出することが適切であると考えられる。いずれにしても、各学生の相対順位を把握する上でどのような母集団が適切であるかは、各大学等において判断すること。学科にコース等を置いている場合は、コース等を単位としてGPA等の数値を算出することも差し支えない。
- Q 「客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料」（添付書類）は、すべての学年について提出する必要があるのか。
- A 全学年分を提出する必要はなく、1学年分（原則として第1学年）のみの提出で差し支えない。なお、修業年限が2年以下の短期大学と専門学校・高等専門学校は、年2回、学業成績に関する適格認定を行う必要があるが、この場合も、GPA等の分布に関する資料の提出は、1回分（原則として学年末におけるGPA等の分布）のみの提出で差し支えない。
- Q 「卒業の認定に関する方針の設定・公表と適切な実施」とは、どのようなことが求められるのか。
- A 各大学等や学部等の教育理念に基づき、社会におけるニーズを踏まえ、学生等がどのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかについて基本的な方針（いわゆるディプロマ・ポリシー）を定め、公表するとともに、適切に実施することを求めるものである。
- 大学、短期大学又は高等専門学校の卒業の認定に係る方針は、少なくとも、学生が身

に付けるべき資質・能力の目標が明確になるように定めるとともに、「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学修成果を挙げれば卒業を認定するのかをできるだけ具体的に示すことが望ましい。併せて、卒業の要件、卒業判定の手順についても明らかにすること。

専門学校においても、これに準じて方針を設定し、記載することが必要である。

Q 留学生や社会人学生など支援対象外の学生しか在籍できない学部等については、記載する必要はあるのか。

A その必要はない。

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告(書)	

※別添資料1において法人類型ごとに示す財務諸表等について、公表方法を記載すること。

※最新の財務諸表等について、インターネットにより公表している場合にはホームページアドレスを、刊行物等で公表している場合にはその名称及びその入手方法を記載すること。

※設置者の全事業に関する財務諸表等の公表方法について記載すること。(当該学校に関するセグメント情報ではないことに注意すること)

※国公立の大学等で法人化していない場合は記載不要。

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	
中長期計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	

※単年度又は中長期の事業計画を作成し、インターネットにより公表している場合にはホームページアドレス、刊行物等で公表している場合にはその名称及びその入手方法を記載すること。

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法:

※直近の自己点検・評価の結果について、インターネットにより公表している場合にはホームページアドレス、刊行物等で公表している場合にはその名称及びその入手方法を記載すること。

(2) 認証評価の結果

公表方法:

※直近の認証評価の結果について、ホームページアドレス(認証評価機関のもので可)を記載すること。

(3) 学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要

※確認申請を行う年度の5月1日現在での記載を基本とする。

※確認申請を行う年度において設置している学部等について作成すること。なお、留学生や社会人学生など支援対象外の学生しか在籍できない学部等については、記載不要であることを基本とするが、各項目の記載要領において記載の指示があるときは、その内容を記載すること。

※大学院、別科及び認定専攻科ではない専攻科については、記載不要。高等専門学校については、第1～3学年分を書き分ける必要はない。

※進学希望者の進路選択に資するよう、分かりやすい記載が望ましい。

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名
教育研究上の目的（公表方法：) (概要)
卒業の認定に関する方針（公表方法：) (概要)
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：) (概要)
入学者の受入れに関する方針（公表方法：) (概要)

※「卒業の認定に関する方針」については、様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の該当部分の記載を再掲することで可。

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：

※インターネットにより公表している場合にはホームページアドレス、刊行物等で公表している場合にはその名称及びその入手方法を記載すること。

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）								
学部等名	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計	設置基準上の 必要専任教員数
—	人	—					人	—
	—	人	人	人	人	人	人	人
	—	人	人	人	人	人	人	人
b. 教員数（兼務者）								
学長・副学長			学長・副学長以外の教員			計		
人			人			人		
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）				公表方法：				
c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）								

- ※大学は学部単位、短期大学・高等専門学校（全学年分）は学科単位で記載すること。
- ※a.教員数（本務者）、b.教員数（兼務者）は、学校基本調査「学生教職員等状況票（大学・短期大学）」より転記すること（学校基本調査に項目のない高等専門学校の学科ごとの教員数は実数を記載すること）。
- ※認定専攻科については、認定専攻科の授業科目を担当する教員の人数を記載すること。
- ※留学生や社会人学生など支援対象外の学生しか在籍できない学部等の教員の人数についても、計上すること。
- ※学長・副学長が教授等を兼ねている場合は、学長・副学長のみ に計上すること。
- ※「設置基準上の必要専任教員数」の欄には、学部等ごとに設置基準で定められた必要専任教員数を記載すること。なお、認定専攻科分は記載不要。
- ※「各教員の有する学位及び業績」については、教員データベース等の公表方法について、インターネットにより公表している場合にはホームページアドレス、刊行物等で公表している場合にはその名称及びその入手方法を記載すること。
- ※「FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況」の欄には、取組の概要を記載すること。（任意記載事項）

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等

学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
	人	人	%	人	人	%	人	人
	人	人	%	人	人	%	人	人
合計	人	人	%	人	人	%	人	人
(備考)								

- ※大学は学部単位、短期大学・高等専門学校（全学年分）は学科単位で記載すること。
- ※「入学定員」、「収容定員」及び「編入学定員」は、学則に記載の数値を記載すること。
「編入学定員」を複数の学年で設定している場合は、合計数を記載すること。また、「若干名」「欠員の範囲」などである場合は、その旨を記載すること。
- ※「入学者数」、「在学生数」及び「編入学者数」は、学校基本調査「学部学生内訳票（大学）」「本科学生内訳票（短期大学）」「大学通信教育調査票（通信制課程を設置する場合）」又は「学校調査票（高等専門学校）」の入学者数・学生数より、それぞれ転記すること（学校基本調査に項目のない高等専門学校の編入学者数は実数を記載すること）。
なお、留学生等の支援の対象とならない学生等を含む。
- ※「収容定員」とは、昼間部・夜間部・第三部・通信による教育を行う学部等の収容定員（昼間又は夜間において授業を行う学部等が通信教育を併せ行う場合の当該通信教育に係る収容定員を除く。）の合計をいい、大学院、専攻科及び別科は含まない。
- ※「収容定員」には、留学生や社会人学生など支援対象外の学生しか在籍できない学部等の収容定員も含めること。
- ※学生等の募集が停止されている学部等又は設置後完成年度を超えていない学部等については、学生等が在籍する学年分の収容定員を計上すること。
- ※「(d)/(c)」(収容定員充足率)は、小数点第1位を切り捨てた整数を記載すること。(添付書類の「経営要件を満たすことを示す資料」のⅢの表に記載する数値と一致する。)

b. 卒業生数、進学者数、就職者数

学部等名	卒業生数			
	卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

- ※卒業生数の欄には直近の3月に卒業した学生数を記載すること。
- ※大学は学部単位、短期大学・高等専門学校は学科単位で記載すること。
- ※「卒業生数」の欄には、学校基本調査「卒業後の状況調査票」における「状況別卒業生数」の計を転記すること。
- ※「進学者数」の欄には、学校基本調査「卒業後の状況調査票」における「大学院研究科」、

- 「大学学部」、「短期大学本科」、「専攻科」及び「別科」の数の合計を記載すること。
- ※「就職者数」の欄には、学校基本調査における「就職者」の数を記載すること
- ※「その他」の欄には、学校基本調査における上記以外の数の合計を記載すること。
- ※卒業者数に対する割合は、小数点第2位を四捨五入した数値を記載すること。
- ※「主な進学先・就職先」については、主要なものを記載すること。（任意記載事項）
- ※進学・就職状況の背景などについて説明が必要な場合には備考欄に記載すること。（任意記載事項）

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）

学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

- ※「入学者数」の欄には、直近の3月に修業年限で卒業（留年せずに卒業）した学生が入学した年度の入学者数を記載すること。（以下すべて任意記載事項）
- ※「修業年限期間内卒業者数」、「留年者数」、「中途退学者数」の欄には、入学者数のうち、修業年限内に卒業した学生の数、留年した学生の数（複数回留年した者も1人と計上する。）、途中で退学した学生の数に記載すること。留年・中途退学以外の理由により修業年限内で卒業しなかった者（長期履修など）は「その他」に記載すること。
- ※入学者数に対する割合は、小数点第2位を四捨五入した数値を記載すること。
- ※備考欄には、留学による留年が多いなど、留年者数や中途退学者数の背景などについて記載すること。

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要)

- ※「概要」については、様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の該当部分の記載を再掲することで可。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
(概要)

学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること (概要)				
学部名	学科名	卒業に必要となる 単位数	GPA制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
GPAの活用状況 (任意記載事項)		公表方法:		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法:		

※「概要」については、様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の該当部分の記載を再掲すること可。

※卒業に必要となる単位数は、学科ごとに記載すること。

※GPA制度や履修単位の登録上限(CAP制)を採用している場合にはその状況について記載すること。GPAの活用状況を公表している場合には、ホームページアドレス等を記載すること。(任意記載事項)

※学生の学外試験や資格取得の状況や受賞・表彰歴等の状況、学生の在学中の学修時間の傾向、学生の満足度、学修に対する意欲など、学生の学修状況を公表している場合には、ホームページアドレス等を記載すること。(任意記載事項)

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法:

※キャンパスガイド等、校地・校舎等を紹介するホームページアドレスや刊行物の入手方法を記載すること。

⑧授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	施設設備整備費	(…以下、必要に応じ追加)	合計
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円

※確認申請の年度において、学生から徴収する金額を記載すること。なお、複数の学部等において、授業料等が同額の場合は記載欄を統合することも可。

※授業料等を学年進行により変更した場合であって複数の授業料等が併存するときは、そのことが分かるように記載すること。

※居住地により入学料等が異なる場合も、そのことが分かるように記載すること。

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組 (概要)
b. 進路選択に係る支援に関する取組 (概要)
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組 (概要)

※申請校として公表している情報から転記又は概要を記載すること。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：

※学校教育法施行規則に基づき、申請校として公表している教育研究活動等の状況についての情報をインターネットで公表している場合にはホームページアドレスを、刊行物等を公表している場合には、その名称及び入手方法について記載すること。

【Q & A】

〈財務諸表等について〉

Q 設置者がどのような法人であっても、作成すべき財務諸表等の範囲は同じなのか。

A 法人類型ごとに当該法人の関係法令の規定に基づき、財務諸表等を作成することを基本とする。従って、法人類型ごとに作成すべき財務諸表等の範囲は異なる。例えば、国立大学法人及び公立大学法人は、貸借対照表・損益計算書・事業報告書・監査報告書を作成することが必要である。また、学校法人は、貸借対照表・収支計算書・財産目録・事業報告書・監査報告書を作成することが必要である。

Q 公立の大学等で法人化されていない場合、財務諸表等の作成・公表の必要はあるのか。

A 法人化されていない公立大学等については、財務諸表等の作成・公表の必要はない。

Q 公表すべき財務諸表等は、どの年度のものか。

A 確認申請を行う年度の前年度の財務諸表等を公表することが必要である。

Q 財務諸表等の公表は、どのように行うことが求められるのか。

A 対象者を特定せず広く一般に示すことが必要である。従って、利害関係人しか閲覧できない場合は、要件を満たしていないと判断されることに注意すること。なお、公表方法は、インターネットの利用、刊行物への掲載などが考えられるが、進学希望者等の利便性を考慮して、広く周知することが可能であるインターネットによる公表が望ましい。

〈教育活動等に係る情報について〉

Q 数値を記載する欄には、どの時点の数値を記載すればよいのか。

A 確認申請を行う年度の5月1日現在の数値（学校基本調査において5月1日現在の数値について回答を求めていることと同様の取扱い）を基本とする。

Q 概要を記載する欄には、どの程度の具体的な記載が求められるのか。

A 確認申請書は、確認を受けた場合、当該大学等において公表することが求められるものであるとともに、教育活動に係る情報は、主に進学予定者の参考となるよう、記載を求めるものでもあるので、進学予定者が理解できるよう、具体的な内容を記載することが望ましい。

Q 任意記載事項とは何か。

A 現時点において法令等により情報公開が義務付けられていないが、主に進学予定者の参考となるよう、公表することが望ましい項目である。記載がなく空欄であっても、そのことを理由として確認を受けられないものではない。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

※設置者が学校法人又は準学校法人である場合については、最新の貸借対照表・収支計算書・財産目録・事業報告書・監事による監査報告書に関し、設置者が学校法人以外である場合については、別添資料1において法人類型ごとに示す財務諸表等に関し、インターネットにより公表している場合にはホームページアドレスを、刊行物等で公表している場合にはその名称及びその入手方法を記載すること。

※設置者の全事業に関する財務諸表等の公表方法について記載すること。（当該学校に関するセグメント情報ではないことに注意すること）

※国公立の専門学校で法人化していない場合は記載不要。

2. 教育活動に係る情報

※確認申請を行う年度の5月1日現在での記載を基本とする。

※進学希望者の進路選択にも資するよう、分かりやすい記載とすることが望ましい。

①学科等の情報

※専門課程について、学科ごとに作成することを基本とする。ただし、学科内に教育課程を別に編成しているコースを複数設定している場合は、コースごとに作成すること。

※一般課程・高等課程については記載不要。

※すべての学科について作成すること。なお、留学生や社会人学生など支援対象外の生徒しか在籍できない学科については、記載不要であることを基本とするが、各項目の記載要領において記載の指示があるときは、その内容を記載すること。

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位 数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
年		単位時間/単位	時間	時間	時間	時間	時間
			単位時間				
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
人	人	人	人	人	人		

※「分野」については、専修学校設置基準で定める8分野を記入すること

※「課程名」、「学科名」については、学則に定められている正式名称を記載すること。

コースごとに作成した場合は、学科名にコース名も付記すること。単位制の学科及び通信制の学科については、その旨が分かるよう学科名に付記すること。

※「専門士」、「高度専門士」の欄には、当該学科が認定されている場合は、「○」印を付すこと。

※「全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数」とは、学科に在籍するすべての生徒が履修を義務付けられている「卒業するのに必要な時間数又は単位数」を指す。なお、「省令で定める授業時数又は単位数」ではなく、各学科の教育課程において設定している時間数又は単位数を記載すること。

※「開設している授業の種類」は、主たる方法により分類するものとし、按分を必要としない。開設している授業について記載するため、全課程の修了に必要な総授業時数とは必ずしも一致しない。

※「生徒総定員」、「生徒実員」は、学科の全学年合計について5月1日時点のものを記載すること。

※「専任教員数」、「兼任教員数」は、学科に属する教員について5月1日時点のものを記載し、その合計を「総教員数」の欄に記載すること。

※留学生や社会人学生など支援対象外の者しか在籍できない学科の生徒及び教員の人数についても、計上すること。

※学科のコースごとに作成する場合で、コースごとの生徒定員、教員数を割り当てていない場合は、「〇〇の内数」と記載すること。

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画) (概要)
成績評価の基準・方法 (概要)
卒業・進級の認定基準 (概要)
学修支援等 (概要)

※「カリキュラム」・「成績評価の基準・方法」・「卒業・進級の認定基準」については、様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の該当部分の記載を再掲すること可。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(主な就職、業界等)			
(就職指導内容)			
(主な学修成果（資格・検定等）)			
(備考)（任意記載事項）			

※学科単位で記載すること。

※「進学者数」の欄には、「大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専門学校その他高等教育機関」への進学者の数の合計を記載すること。

※「就職者数」の欄には、学校基本調査における「就職者」に該当する卒業生数を記載すること

※「その他」には、卒業生数のうち、「上記以外」の数の合計を記載すること。

※卒業生数に対する割合は、小数点第2位を四捨五入した数値を記載すること。

※「就職指導内容」の欄には、主な就職先、業界に対する知見を深めるセミナーの開催やカウンセリングの実施等、学校の取組内容を記載すること。

※「主な学修成果」の欄には、当該学科の代表的な学修成果（国家資格の取得等）について記載すること。

※備考欄には、「その他」に含まれる進路として特筆する状況や、就職状況の背景などについて記載すること。（任意記載事項）

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
人	人	%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組)		

※「年度当初在学者数」の欄には、確認申請を行う年度の前年度当初の在学者数を記載すること。

※「年度の途中における退学者の数」の欄には、確認申請を行う年度の前年度の途中における退学者の数を記載し、中退率には、年度当初在学者数に占める割合を、小数点第2位を四捨五入した数値を記載すること。

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	施設設備整備費	(…以下、必要 に応じ追加)	合計
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
修学支援 (任意記載事項)					

※確認申請の年度において、生徒から徴収する金額を記載すること。なお、複数の学科において、授業料等が同額の場合は記載欄を統合することも可。

※授業料等を学年進行により変更した場合であって複数の授業料等が併存するときは、そのことが分かるように記載すること。

※居住地により入学金等が異なる場合も、そのことが分かるように記載すること。

※「修学支援」の欄には、学校独自の奨学金・授業料等減免制度がある場合、その概要を記載すること。(任意記載事項)

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

※「自己評価結果の公表方法」・「学校関係者評価の結果の公表方法」の欄には、インター

ネットで公表している場合にはホームページアドレスを、刊行物等を公表している場合には、その名称及び入手方法について記載すること。

- ※「学校関係者評価の基本方針」の欄には、どのような学校関係者により評価委員会が構成されるのか、評価委員会においてどのような項目について評価を実施するのか、その評価結果を教育活動その他の学校運営の改善等にどのように活用するのかを具体的に記載すること。
- ※「学校関係者評価の委員」については、「所属」及び「任期」を明記すること。また、「種別」の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性（例えば、企業等委員、PTA、卒業生等）。を記載すること。なお、学校の教職員は、学校関係者評価の委員となることはできないことに留意すること。
- ※民間評価機関等からの第三者評価を受けている場合は、評価団体、受審年月、評価結果を掲載したホームページアドレス・広報誌等の刊行物などの情報を記載すること。（任意記載事項）
- ※2019年度の確認申請に限り、特例として、申請時点までに学校関係者評価の実施方法・体制が決められていれば、評価の実施・公表が2020年度（2019年度に係る評価）からであっても要件を満たすものとする。その場合には、「学校関係者評価の基本方針」の欄に評価の実施方法・体制を記載するとともに、併せて「学校関係者評価の委員」の欄に「2020年度から評価を確実に実施するために委員の選任を行う」旨を記載し、かつ、「学校関係者評価結果の公表方法」の欄に「2020年度から評価を確実に実施・公表する」旨を記載すること。

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

- ※学校として公表している教育活動等の状況についての情報をインターネットで公表している場合にはホームページアドレスを、刊行物等を公表している場合には、その名称及び入手方法について記載すること。

【Q & A】

〈財務諸表等について〉

Q 設置者がどのような法人であっても、作成すべき財務諸表等の範囲は同じなのか。

A 法人類型ごとに当該法人の関係法令の規定に基づき、財務諸表等を作成することを基本とする。従って、法人類型ごとに作成すべき財務諸表等の範囲は異なる。例えば、学校法人・医療法人・社会福祉法人は、貸借対照表・収支計算書・財産目録・事業報告書・監査報告書を作成することが必要である。

Q 設置者が個人である場合、作成すべき財務諸表等の範囲はどのようになるのか。

A 個人立の専門学校にあっては、「貸借対照表」及び「収支計算書又は損益計算書」を作成することが必要である。

Q 関係法令の規定により、「貸借対照表」や「収支計算書又は損益計算書」の作成が義務付けられていない場合は、これらの書類を作成しなくても良いのか。

A この場合、「貸借対照表」及び「収支計算書又は損益計算書」を作成することが必要である。

Q 公立専門学校で法人化されていない場合、財務諸表等の作成・公表の必要はあるのか。

A 法人化されていない公立専門学校については、財務諸表等の作成・公表の必要はない。

Q 公表すべき財務諸表等は、どの年度のものか。

A 確認申請を行う年度の前年度の財務諸表等を公表することが必要である。

Q 財務諸表等の公表は、どのように行うことが求められるのか。

A 対象者を特定せず広く一般に示すことが必要である。従って、利害関係人しか閲覧できない場合は、要件を満たしていないと判断されることに注意すること。なお、公表方法は、インターネットの利用、刊行物への掲載などが考えられるが、進学希望者等の利便性を考慮して、広く周知することが可能であるインターネットによる公表が望ましい。

〈教育活動等に係る情報について〉

Q 数値を記載する欄には、どの時点の数値を記載すればよいのか。

A 確認申請を行う年度の5月1日現在の数値（学校基本調査において5月1日現在の数値について回答を求めていることと同様の取扱い）を基本とする。

Q 概要を記載する欄には、どの程度の具体的な記載が求められるのか。

A 確認申請書は、確認を受けた場合、当該専門学校において公表することが求められるものであるとともに、教育活動に係る情報は、主に進学予定者の参考となるよう、記載を求めるものでもあるので、進学予定者が理解できるよう、具体的な内容を記載することが望ましい。

Q 任意記載事項とは何か。

A 現時点において法令等により情報公開が義務付けられていないが、主に進学予定者の参考となるよう、公表することが望ましい項目である。記載がなく空欄であっても、そのことを理由として確認を受けられないものではない。

Q 「学校関係者評価の基本方針」には、どのような内容を記載すればよいのか。

A 少なくとも以下のような事項について記載することが必要である。

- ・主な評価項目（教育課程、進路指導など）
 - ・評価委員会の構成（委員の定数、委員の選出区分（企業・保護者・卒業生など（当該学校職員は委員になれないことに注意すること））
 - ・評価結果の活用方法（評価結果を踏まえた改善方策の実施時期や責任者など）
- なお、以上の事項等について、具体的な内容を記載することが望ましい。

Q 学校関係者評価の実施・公表について、2019年度の確認申請までに間に合わない場合は、確認を受けられないのか。

A 2019年度の確認申請に限り、特例として、申請時点までに学校関係者評価の基本方針（方法・体制）が決められていれば、評価の実施・公表は、2020年度（2019年度に係る評価）からであっても要件を満たすものとする。

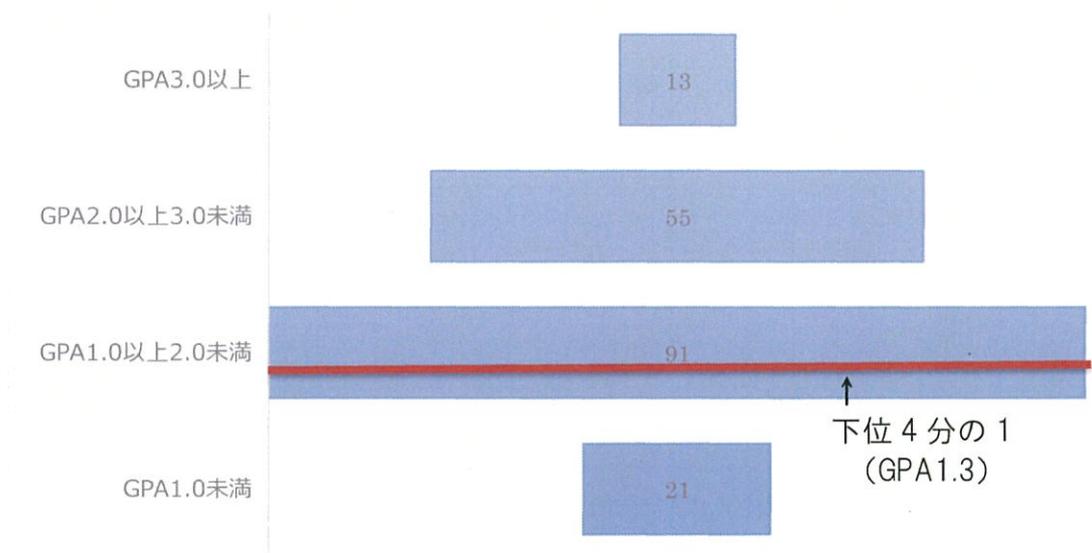
なお、2019年度の特例を適用して確認を受けた場合、2020年6月末日を提出期限とする更新版申請書において、2019年度に係る学校関係者評価の実施・公表の状況を確認するため、当該期限までに当該評価の実施・公表を済ませる必要があることに注意すること。

※ 添付資料「客観的な指標に基づく成績の分布を示す資料」の参考例について

(成績の分布を表す資料の参考例①)

●●学部 第1学年 (学生数 180名)

GPAの数値の分布状況 (単位:人)



下位4分の1 : GPA 1.3以下 (45名)

(成績の分布を表す資料の参考例②)

○平成30年度

客観的な指標の算出方法						
(例) 履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する (100点満点で点数化)						
学科名	●●学科	学年	1	学生数	35	
成績の分布						
指標の数値	~50点	50 ~60点	60 ~70点	70 ~80点	80 ~90点	100点
人数	0	4	10	11	7	3
下位1/4に該当する人数 8人						
下位1/4に該当する指標の数値 64点以下						

機関要件の確認用チェックリスト (2019年度版) (案)

以下のチェックリスト(審査基準)に基づき、申請書及び添付書類を審査し、すべての項目に該当する場合、機関要件を満たした大学等として確認を行う。

※ ただし、一部の項目については、特定の学校種や法人類型のみチェックが必要となるものがあることに注意すること。

【形式審査チェックリスト】

1. 様式第1号(総括表・添付書類)

- 申請の日付、申請者に関する情報のすべての項目について記載があるか。
- 1ページのすべてのチェックボックスにチェックが付されているか。
- 各様式の担当者名・連絡先が記載されているか。
- (添付書類)すべての添付書類が提出されているか。ただし、(2)の機関要件については、設置者の法人類型に応じて、①又は②のいずれかのみが提出されることに注意すること。
- 《私立学校のみ》(添付書類)「経営要件を満たすことを示す資料」において、Ⅰ～Ⅲの表のすべての欄に数値が記載されているか。なお、新設校の場合は、その設置年度に応じて、Ⅰ及びⅢの一部の年度が記載されないことに注意すること。
- 《私立学校のみ》(添付書類)申請者が学校法人の場合は「事業活動収支計算書」及び「貸借対照表」が添付されているか。申請者が学校法人以外の場合は「損益計算書」及び「貸借対照表」が添付されているか。
- (添付書類)「確認申請を行う年度において設置している学部等(学科)の一覧」において、すべての学部(課程)・学科・認定専攻科が記載されているか。また、募集停止や完成年度到達前の学部等である場合は、その旨が記載されているか。なお、留学生や社会人学生など支援対象外の学生(生徒)しか在籍できないことが、学則や募集要項等により明らかにされている学部等については、一覧表への記載は不要である。

2. 様式第2号の1【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

- 「1. 実務経験のある教員等による授業科目の数」の表において、添付書類の「確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧」と照合して、適切な「学部名(課程名)」及び「学科名」の記載があるか。また、夜間・通信制の学部・学科の場合、「夜」又は「通信」に「○」印が付されているか。
- 「実務経験のある教員等による授業科目の単位数(又は授業時数)」及び「省令で定める基準単位数(又は授業時数)」の数値が記載されているか。
- 「配置困難」の欄に「※」印が付されている学部(課程)・学科については、「3. 要件を満たすことが困難である学部等(学科)」の表に、困難である理由が記載されているか。
- 「2. 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表の公表方法」が記載されているか。

- (添付書類)「実務経験のある教員等による授業科目の一覧表」において、学部等ごとに「実務経験のある教員等による授業科目」の単位数(又は授業時数)の合計数が明示されているか。

3-1. 様式第3号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

- すべての項目について記載があるか。
- (添付書類)「理事名簿」において、どの理事が学外者であるか明示されているか。

3-2. 様式第3号の2-②

【(2)-②外部の意見を反映する組織への外部人材の複数配置】

- すべての項目について記載があるか。
- (添付書類)「構成員名簿」において、どの構成員が外部人材であるか明示されているか。

4. 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

- すべての項目について記載があるか。
- (添付書類)すべての学部等について、「客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料」(様式自由)が添付されているか。

5. 様式第2号の4【(4)財務・経営情報の公表】

- 「1. 財務諸表等」について、設置者の法人類型ごとに作成すべき書類の公表方法が記載されているか。(法人類型ごとに公表を要する書類については、別添資料1参照)
- 「2.」以降のすべての項目について記載があるか。ただし、任意記載事項については、記載されていなくても差し支えない。

【内容審査チェックリスト】

1. 様式第2号の1 【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

- 「1. 実務経験のある教員等による授業科目の数」の表において、すべての学部（課程）・学科等について、申請書の「実務経験のある教員等による授業科目の単位数（又は授業時数）」の数値と、添付書類の「実務経験のある教員等による授業科目の一覧表」に記載された単位数（又は授業時数）の合計数を比較して、申請書の数値が添付書類の数値以上となっているか。
- すべての学部（課程）・学科等について、「省令で定める基準単位数（又は授業時数）」の数値が、別添資料2に基づき適切に記載されているか。
- すべての学部（課程）・学科等について、「実務経験のある教員等による授業科目の単位数（又は授業時数）」の数値（ α ）が、「省令で定める基準単位数（又は授業時数）」の数値（ β ）以上であるか（ $\alpha \geq \beta$ であれば可）。
- （添付書類）授業計画（シラバス）において「実務経験のある教員等による授業科目」であることが記載されているか。
- 「2. 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表の公表方法」の欄に、ホームページアドレスが記載されている場合は、当該ホームページに、当該年度の「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表が掲載されているか。
- 「1. 実務経験のある教員等による授業科目の数」の表の「配置困難」の欄に「※」印が付されている学部等について、「3. 要件を満たすことが困難である学部等」の表に、学問分野の特性等により要件を満たすことが困難であることの合理的な理由が記載されているか。または、2020年度の教育課程から要件を満たす旨が記載されているか。

2-1. 様式第2号の2-① 【(2)-①学外者である理事の複数配置】

- 「1. 理事（役員）名簿の公表方法」の欄に、ホームページアドレスが記載されている場合は、当該ホームページにおいて、理事名簿（添付書類と同じ内容のものに限る。）が掲載されているか。
- 「2. 学外者である理事の一覧表」に、2名以上分の記載があるか。または、備考欄に、2020年4月1日までに複数の学外者である理事を選任する旨が記載されているか。

2-2. 様式第2号の2-②

【(2)-②外部の意見を反映する組織への外部人材の複数配置】

- 「1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織」について、「役割」の欄に、当該組織の審議事項や意見の活用方法に関する記載があるか。または、2020年4月1日までに規程の整備を行う旨の記載があるか。
- （添付書類）外部の意見を反映する組織に関する規程において、以下の事項が定められているか。なお、申請書に、2020年4月1日までに当該規程の整備を行う旨が記載されている場合は、当該規程が添付書類として提出されないことに注意すること。
 - ・ 審議事項（教育課程、学生の進路指導、学校評価など）

- ・ 構成員の定数（複数であることが必要）
- ・ 構成員の選任（学校長又は理事長が選任を行うことが必要）
- 「2. 外部人材である構成員の一覧表」の欄に、2名以上分の記載があるか。または、備考欄に、2020年4月1日までに複数の外部人材を選任する旨の記載があるか。

3. 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

- 各項目の概要について、記載要領で示した内容の記載があるか。
- 「1.」「3.」「4.」の各項目の「公表方法」の欄に、ホームページアドレスが記載されている場合は、当該ホームページにおいて、それぞれ、確認申請年度の授業計画（シラバス）・客観的指標（GPA等）・卒業認定方針が掲載されているか。
- （添付書類）授業計画（シラバス）において、以下の事項について記載があるか。
 - ・ 授業の方法（講義、演習、実験、実習、実技等の別）
 - ・ 授業の内容（授業科目の概要）
 - ・ 年間の授業の計画（授業の回数やスケジュール）
 - ・ 到達目標
 - ・ 成績評価の方法・基準
- （添付書類）「客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料」において、下位4分の1の範囲を判別できるか。

4. 様式第2号の4【(4)財務・経営情報の公表】

- 「1. 財務諸表等」の「公表方法」の欄に、ホームページアドレスが記載されている場合は、当該ホームページに、前事業年度に係る財務諸表等が掲載されているか。
- 「教育活動に係る情報」について、記載された数値や内容に明らかな誤りがないか。
- 《専門学校のみ》「b) 学校評価」の表の「学校関係者評価の基本方針」の欄に、以下の事項が記載されているか。
 - ・ 主な評価項目（教育課程、進路指導など）
 - ・ 評価委員会の構成（委員の定数、委員の選出区分（企業・保護者・卒業生など（当該学校の職員は委員になれないことに注意すること））
 - ・ 評価結果の活用方法（評価結果を踏まえた改善方策の実施時期や責任者など）
- 《専門学校のみ》「b) 学校評価」の表の「学校関係者評価の委員」の「種別」の欄に、学校職員以外の区分（企業・保護者・卒業生など）が記載されているか。または、2020年度から評価を実施するために委員の選任を行う旨が記載されているか。
- 《専門学校のみ》「学校関係者評価結果の公表方法」の欄に、ホームページアドレスが記載されている場合は、当該ホームページにおいて、最新の評価結果が掲載されているか。または、2020年度から評価を実施・公表する旨が記載されているか。

5. 添付書類【(5)設置者の財務状況・大学等の収容定員充足率】

- 《私立学校のみ》（添付書類）「経営要件を満たすことを示す資料」のⅠ～Ⅲの表の数値

について、付属書類や補足資料と照合した結果、以下のとおりとなるか。

- ・ I (経常収支差額) の数値については、付属書類の「事業活動収支計算書 (又は損益計算書)」で示された金額と一致するか。
 - ・ II (運用資産－外部負債) の数値については、「運用資産」及び「外部負債」の金額が、付属書類の「貸借対照表」及び補足資料の「運用資産又は外部負債として計上した勘定科目一覧」で示された金額の合計額と一致するか。また、運用資産と外部負債の「差額」が正確に算出されているか。
 - ・ III (収容定員充足率) の数値については、「収容定員」が学則の数値と一致するか。また、収容定員充足率が正確に算出されているか。
- 《私立学校のみ》(添付書類)「経営要件を満たすことを示す資料」の I～III の表の数値について、以下のすべてに該当しない場合、可とする。
- ・ I : 「差額(A)-(B)」の数値が、すべての年度でマイナス
 - ・ II : 「差額(C)-(D)」の数値が、マイナス
 - ・ III : 「収容定員充足率(F)/(E)」の数値が、すべての年度で8割未満 (専門学校については、すべての年度で6割未満)

○法人類型ごとに公表を要する財務諸表等の種類（主な法人類型）

財務諸表等	国立大学 法人	公立大学 法人	学校法人	一般社団 法人	医療法人	社会福祉 法人	株式会社	個人
①貸借対照表	○	○	○	○	○	○	○	○
②収支計算書 又は損益計算書	○	○	○	○	○	○	○	○
③財産目録	—	—	○	—	○	○	—	—
④事業報告書	○	○	○	○	○	○	○	—
⑤監査報告書	○	○	○	○ (監事を置 く場合)	○	○	○	—

(備考)

- ・法人類型ごとの関係法令の規定に基づき、財務諸表等を作成すること
- ・ただし、上記の財務諸表等のうち「①貸借対照表」及び「②収支計算書又は損益計算書」の作成に関し、関係法令の規定がない場合は、①及び②を作成すること
- ・財務諸表等については、インターネットの利用等により、一般に公表すること

○省令で定める基準単位数又は授業時数

(様式第2号の1【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】関係)

大学	学部等（次項に掲げるものを除く。）	13単位
	医学・歯学・薬学（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに限る。）・獣医学関係の学部等	19単位
短期大学	学科	2年制：7単位
		3年制：10単位
	認定専攻科	1年制：4単位
		2年制：7単位
高専	学科（第4・5学年に限る。）	7単位
	認定専攻科	7単位
専門学校	時間制による昼間学科	(80×修業年限) 単位時間
	単位制による昼間学科	(3×修業年限)単位
	夜間等学科（次項に掲げるものを除く。）	1年制：80単位時間
		2年制以上： (45×修業年限) 単位時間
	単位制による夜間等学科・通信制の学科	1年制：3単位
		2年制：4単位
3年制：6単位		
4年制：7単位		
5年制：9単位		

公益社団法人東京都専修学校各種学校協会
会 長 山 中 祥 弘

平成31年度東京都予算の編成に関する要望について

日頃より私立専修学校各種学校の教育と学校運営に格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、東京都内の私立専修学校各種学校では、都内私立学校全体の29.2%（548校）、学生数の28.0%（16万8千人）の学生・生徒が学んでいます。また、当協会の調べでは、専門学校卒業生の73.2%が都内企業等に就職しています。**資料1**

平成30年度より支援策を講じていただいている職業教育の高度化を目指した「職業実践専門課程」については、東京都知事推薦により、既に専門学校の3分の1の学校・学科が文部科学大臣の認定を受けております。

このように東京都内の私立専修学校は、専門職教育機関の中核として、教育の質の向上・充実に取組み、今後一層の都民の期待、社会の要請に応えるために、教育環境等の改善に努めてまいります。つきましては、下記の要望事項の実現へ格別なご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 事 項

専門学校関係

1. 私立専門学校「職業実践専門課程への助成策」の増額
2. 私立専修学校「教育振興費補助制度」の専門課程への適用

高等専修学校関係

3. 私立専修学校「教育振興費補助制度（高等課程）」の改善と増額
4. 私立専修学校特別支援教育事業費補助（高等課程対象）の増額

共通要望

5. 私立専修学校教育環境整備費補助「教育設備・研究図書」の増額
6. 私立専修学校教育環境整備費補助「専修学校評価促進」の拡充
7. 防災・安全対策にかかる補助制度の専修学校・各種学校への適用
8. 私立専修学校・各種学校「被災生徒等授業料等減免補助」の継続
9. 私立学校安全対策促進事業費補助「耐震工事補助」の継続

要 望 事 項

平成31年度東京都予算編成に関する要望

専門学校関係要望

1. 私立専門学校「職業実践専門課程への助成策」の増額

長年要望してまいりました私立専門学校に対する経費助成策について、平成30年度より「職業実践専門課程」（以下、「実践課程」という。）推進補助として実現していただき改めて、感謝致します。

東京都知事の推薦により文部科学大臣の認定する都内の実践課程認定校は127校475学科となっています。認定校においては、企業等との連携による教育課程の編成、外部委員による学校関係者評価の実施・公表を通して、教育内容の質保証向上及び情報公開による透明性・信頼性の確保に努めてまいりますので、さらなる補助制度の充実・増額をお願い致します。同時に、都立高等学校等における進路指導において実践課程についての周知にご配慮をお願いいたします。

要望額 13億2千万円（ 学生1人 20,000円× 6万6千人 ）

※実践課程学生定員数：東専各協会調べ、H29.12都内実践課程設置校の公開情報より算出

2. 私立専修学校「教育振興費補助制度」の専門課程への適用

専門学校では、実践課程以外の課程においても、多様な分野で多くの学生が学んでいます。卒業生はそれぞれの専門技術・技能を活かして、東京の文化・生活・経済の発展に貢献しています。

当該専門学校生は卒業後73.2%が都内の中小企業、公益事業所等に就職し、東京都がめざす、ダイバーシティ等への諸活動に不可欠な基盤人材を多数輩出しています。

一方、専修学校生への経済的支援の在り方の検討において専修学校で学ぶ生徒・学生は同じ年齢層の生徒・学生が学ぶ学校種と比べて、経済的に困難な学生の多いとの調査結果も示されています。つきましては、専門課程に対しても、高等課程と同様の「教育振興費補助」を実現していただきますようお願い致します。

要望額 26億4千万円（ 学生1人 20,000円×13万2千人 ）

※学生数：平成29年度「学校基本調査報告書」（東京都）より

資料2平成29年度の都道府県の助成状況（全国専修学校各種学校総連合会調べ）

周辺3県の専門学校運営費助成の学生一人当たり単価と総額（30年度）

県 名	運営費助成	助成総額
神奈川県	@59,679円	1,073,800千円
埼玉県	@24,310円	249,567千円
千葉県	@12,000円	135,000千円
東京都	0円	0円

高等専修学校関係要望

3. 私立専修学校「教育振興費補助制度（高等課程）」の改善と増額

私立専修学校の高等課程（以下、私立高等専修学校という）は中学校時代の早い段階から高い職業意識を持った生徒の重要な進学先となっています。更に、不登校・発達障害などの様々な事情を抱えた生徒達にとって、学習指導要領の適用を求められない私立高等専修学校は、その柔軟な教育課程の編成により、高等学校にはない多様な教育の機会を提供する場となっています。

現在、私立高等専修学校には、教育振興費補助が実施されておりますが、私立高等学校等に実施されている経常費補助と比較し、きめ細かな設定はなされておらず十分ではありません。私立高等専修学校においても、同じ後期中等教育機関である私立高等学校と何ら変わるところのないスクールカウンセラーの設置や安全対応能力向上の取り組みなど、必要とされる経費は同様です。

つきましては、私立高等専修学校の一層の充実を図るため、教育振興費補助の新たな補助枠の設定や、補助対象科目の見直しなど、私立高等学校と同様の支援策を講じて頂き、多様な生徒の学びのセーフティーネットの確立を要望致します。

資料3 経常費補助と振興費補助の補助対象科目対比表

4. 私立専修学校特別支援教育事業費補助（高等課程対象）の増額

私立高等専修学校における特別支援教育については、文部科学省の「これからの振興のあり方検討会議」においても、柔軟な教育課程による職業教育の特性を生かした実践的な教育の場として、支援を進めていく必要があるとしています。

私立高等専修学校は、発達障害者支援法に明記されており、特別支援学校高等部と同様に、教育困難と言われている障害のある生徒を受け入れ、身辺自立から、生活自立、さらに社会自立に向け、職業教育を行い、実社会に送り出しています。特に、障害者雇用の開拓や、卒業後のフォロー指導など、多大な労力を必要とする業務を行っています。

つきましては、特別支援学校高等部と同様に障害者教育を実施している私立高等専修学校に対し、同等のご支援を頂きますよう要望致します。

○要望額 2億3千73万円 (生徒1人1,518,000円×152人) **資料4**

※生徒数：「東京都の私学行政」平成30年より

※平成30年度特別支援学校高等部1人当たり助成額1,518,000円

※平成30年度特別支援対象専修学校高等課程生徒数 152人

※平成30年度私立専修学校特別支援教育補助1人当たり助成額759,000円(参考)

共通要望

5. 私立専修学校教育環境整備費補助「教育設備・研究図書」の増額

教育施設設備の充実及び教職員の資質の向上のための教育研究環境の整備は、実践的な職業教育を担う専修学校にとって重要な課題となっていますが、教育施設・設備及び研究図書を全て自力で調達することは、専修学校にとって過大な負担となっています。つきましては、教育の質向上のための施設・設備に対する補助額の増額を要望致します。

要望額 4億円 ※30年度助成予算額 3億3千万円

6. 私立専修学校教育環境整備費補助「専修学校評価促進」の拡充

専修学校教育の質の保証・向上のための第三者評価は、当該補助制度により、「当協会」及び「私立専門学校等評価研究機構」において事業推進がなされ、専修学校教育の質向上、教育情報公開等の成果を上げてまいりました。

平成31年度におきましても、補助の継続に加え、補助対象を高等専修学校および専修学校一般課程にも拡充するよう要望致します。

7. 防災・安全対策にかかる補助制度の専修学校・各種学校への適用

東京都内の私立学校における防災・安全策にかかわる補助制度について、AED、防犯監視システム等の普及や防災力の向上への補助について、専修学校各種学校は対象になっていません。他の学校種と同様に補助対象となるよう要望致します。

8. 私立専修学校・各種学校「被災生徒等授業料等減免補助」の継続

大規模な自然災害は長く被災者に影響を及ぼし、今なお東京都内の専修学校在籍者の中にも、主たる家計支持者が被災した学生が多数含まれています。

私立専修学校としても、社会的要請を十分に受け止め、学生納付金の減免など、可能な限りの支援をしています。つきましては、納付金の減免を行った私立専修学校・各種学校に対しての「被災生徒等授業料等減免補助」の継続を要望致します。

9. 私立学校安全対策促進事業費補助「耐震工事補助」の継続

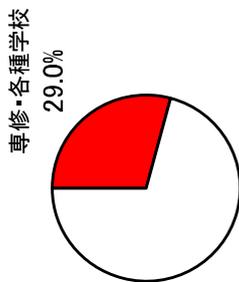
耐震工事補助は、平成20年度より他の学種も含めた私立学校安全対策促進事業費補助として実施されていますが、現在でも、耐震化工事を必要とする学校が存在しています。今後も耐震安全強化に対する予算措置の継続を要望致します。

また、補助対象を自己所有建築物だけでなく借用建築物への適用も要望致します。

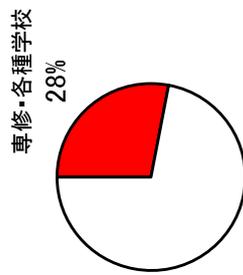
資料 1

東京都の私立学校に対する助成状況の比較(29年度学校基本調査より)

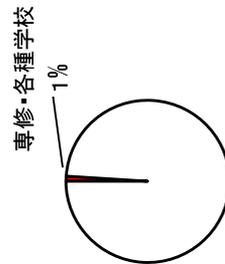
	学校数	%	在学者数	%	教員数(本務)	%	職員数(本務)	%	※都補助額(千円)	%
専修学校	394	21.0	143,757	23.9	7,272	20.6	3,452	37.0	967,886	0.9
各種学校	154	8.2	24,696	4.1	1,938	5.5	736	7.9	90,375	0.1
計	548	29.2	168,453	28.0	9,210	26.1	4,188	44.8	1,058,261	1.0
幼保連携型認定 こども園	18	1.0	3,908	0.6	493	1.4	76	0.8	352,038	0.3
幼稚園	822	43.7	144,566	24.0	9,892	28.0	2,001	21.4	17,464,562	16.6
小学校	53	2.8	25,106	4.2	1,447	4.1	299	3.2	5,864,730	5.6
中学校	188	10.0	74,217	12.3	4,223	12.0	633	6.8	21,921,112	20.8
高等学校	237	12.6	176,249	29.3	9,737	27.6	2,061	22.1	57,300,226	54.4
高等学校通信制	9	0.5	9,349	1.6	213	0.6	48	0.5	123,051	0.1
特別支援学校	4	0.2	233	0.04	89	0.3	32	0.3	1,216,957	1.2
合計	1,879	100	602,081	100	35,304	100	9,338	100	105,300,937	100



学校数



在学者数



その他の学校
99%

都補助額

※ 学校数等は学校基本調査(平成29年度)から抜粋。「高等学校」のうち通信制課程を併置している学校は、学校数を「高等学校」と「高等学校通信制」に重複計上した。

※ 都補助額は東京都生活文化局私学部所管予算(平成30年度)を基に、原則として、東京都の独自財源で各学校への直接補助に限定して集計した。(学種間にまたがる補助等を除く)

資料2

29年度 私立専門学校に対する経常費(運営費)助成の状況

(平成29年9月1日現在/単位:円)

都道府県	対象	学校単価	生徒単価	備考
北海道	学	0	26,354	
青森県	学	0	28,230	生徒数が収容定員の1/3以上等
	非学	0	12,767	
岩手県	学	0	17,980	
宮城県		0	0	
秋田県	学	0	34,680	
山形県	学	0	44,471	
	非学	0	11,182	
福島県	学	0	23,500	
	非学	0	7,800	
茨城県	学	0	17,500	
栃木県	学	41,080,000		専修学校・各種学校の総額
群馬県	学	0	31,270	高度専任士・専任士称号付与校
			20,040	上記以外
埼玉県	学	0	24,020	
千葉県		0	12,000	
東京都		0	0	30年度より職業実践専門課程に総額2億
神奈川県	学	0	71,867	職業実践専門課程1学科に20万加算
	非学	0	14,000	
新潟県	学	0	22,500	
富山県		0	0	
石川県	学	0	27,100	
福井県	学	0	27,000	
山梨県	学	500,000	2,000 ~16,000	生徒単価は、専任士称号付与や県内生と県外生で異なる
長野県	学	0	15,000	
岐阜県	学	0	40,910	
静岡県	学	5,120,000	0	学校割48校
愛知県	学	0	13,500	
	非学	978,600	0	
三重県		150,000	15,009	

都道府県	対象	学校単価	生徒単価	備考
滋賀県		0	0	
京都府		0	0	
大阪府		1,500,000	0	職業実践専門課程45校
兵庫県	学	0	9,640	
	非学	0	7,124	
奈良県	学	1,200,000	33,070	
和歌山県		0	0	
鳥取県		93,145,000		専修学校の総額
島根県	学	500,000		職業実践専門課程
		0	19,299	
岡山県		0	0	
広島県		0	0	
山口県		0	0	
徳島県		0	0	
香川県		0	7,760	職業実践専門課程等の条件あり
愛媛県		400,000	0	県内企業等との連携 8校
高知県		0	0	
福岡県		0	0	
佐賀県	学	0	11,262	
長崎県	学	0	6,300	
熊本県		0	0	
大分県		0	0	
宮崎県		9,114,000	0	専修学校学校割の総額
鹿児島県	学	33,221,000		専修学校の総額
沖縄県		7,700	0	職業実践専門課程のみ

(全国専修学校各種学校総連合会「平成29年度 専修学校各種学校都道府県別助成状況」より抜粋)

※原則として、1学校・1生徒当たりの金額
 ※「学」は学校法人立校、「非学」は学校法人立校以外、「個」は個人立校

経常費助成実施	30道府県
職業実践専門課程等助成	6府県
経常費助成未実施	14都府県

資料3

経常費補助と振興費補助の補助対象科目対比表

平成30年7月作成

	私立高校経常費 補助対象科目	私立専修学校教育振興費 補助対象科目	備 考
人件費支出			
教員人件費支出	○(本務教員、本俸・期末・その他の手当・所定福利費)・(兼務教員人件費)	○ 同左	
職員人件費支出	○(同上)	○ 同上	
教育研究経費支出			
消耗品費支出	○	○	
光熱水費支出	○	○	
旅費交通費支出	○	×	
車輛燃料費支出	○	×	
福利費支出	○	×	
通信運搬費支出	○	×	
印刷製本費支出	○	○	
出版物費支出	○	○	
修繕費支出	○	○	
損害保険料支出	○	×	
賃借料支出	○(土地・建物を除く。)	×	
公租公課支出	○	×	
諸会費支出	○	×	
会議費支出	○	×	
報酬・委託・手数料支出	○	×	
生徒活動補助金支出	○	×	
管理経費支出			
消耗品費支出	○	×	
光熱水費支出	○	×	
旅費交通費支出	○	×	
車輛燃料費支出	○	×	
福利費支出	○	×	
通信運搬費支出	○	×	
印刷製本費支出	○	×	
出版物費支出	○	×	
修繕費支出	○	×	
設備関係支出			
教育研究用機器備品支出	○	○	
その他の機器備品支出	○	×	
図書支出	○	○	

資料 4

平成 30 年度

特別支援教育事業費補助と特別支援学校等経常費補助の比較

特別支援教育事業費補助 (円)

学 種	開始年度	単価(生徒1人当たり)
専修学校(高等課程) ※1	平成29年度	759,000
専修学校(高等課程) ※1	平成15年度	392,000
幼稚園 ※2	昭和29年度	784,000

※1 特別支援教育を行っている私立専修学校高等課程が対象

※2 障害児が1人または学校法人立以外の幼稚園に通園している場合

特別支援学校等経常費補助(平成30年度) (円)

学 種	単価(生徒1人当たり)
特別支援学校(高等部)	1,518,000
特別支援学校(高等部以外)	1,505,000
特別支援学級を置く小・中学校	558,000
特別支援学級を置く幼稚園 ※3	784,000

※3 学校法人立の幼稚園に障害児が2人以上通園している場合

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

平成30年12月25日

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)⇒外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。

総額211億円(注)

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
 - 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
- (2) 啓発活動等の実施
 - 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域社会づくり
 - ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
 - 行政・生活全般の情報提供、相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「多文化共生総合相談フロンティアセンター(仮)」（全国約100か所、11言語対応）の整備）【20億円】
 - 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」（11言語対応）の作成・普及
 - 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進
 - ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
 - 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受皿機能の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
 - 外国人材の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- (2) 生活サービス環境の改善等
 - ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
 - 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
 - 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援
 - ② 災害発生時の情報発信・支援等の充実
 - 気象予報HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声通訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーナーの設置
 - ③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
 - 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
 - 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
 - 消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応
 - ④ 住宅確保のための環境整備・支援
 - 賃貸人・仲介業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書の普及(8言語対応)
 - 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進
 - ⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上
 - 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
 - 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底
- (3) 円滑なコミュニケーションの実現
 - ① 日本語教育の充実
 - 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開（地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等）【6億円】
 - 多様な学習形態の二重への対応（多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等）
 - 日本語教育の標準等の作成（日本版CEFR（言語のためのヨーロッパ共通参照枠））
 - 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
 - ② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理
 - 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化（出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等）
 - 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
 - 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
 - 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備（ICT活用、多様な主体との連携）
- 教員等の資質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進）
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】

(5) 留学生の就職等の支援

- 大卒者・クルーシバパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等【6億円】
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
- 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
- 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

(6) 適正な労働環境等の確保

- ① 適正な労働条件と雇管理の確保、労働安全衛生の確保
 - 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ホットライン」の多言語対応（8言語対応）
 - 「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充
- ② 地域での安定した就労の支援
 - ハローワークにおける多言語対応の推進（11言語対応）と地域における再就職支援
 - 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

(7) 社会保険への加入促進等

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
- 医療保険の適正な利用の確保（被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不正事案対応等）
- 納税義務の適正な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

- (1) 悪質な仲介業者等の排除
 - 二国間の政府文書の作成（9か国）とこれに基づく情報共有の実施
 - 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
 - 悪質な仲介業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実
- (2) 海外における日本語教育基盤の充実等
 - 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT（Computer Based Testing）により厳正に実施（9か国）
 - 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)【34億円】
 - 在外公館等による情報発信の充実

新たな在留管理体制の構築

- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
 - 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
 - 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間～1か月)の励行
- (2) 在留資格の強化
 - 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
 - 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
 - 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】
- (3) 不法滞在者への対策強化
 - 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
 - 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の実態調査・対応

(注) 予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(独)日本学生支援機構運営費交付金131億円の内数(留学生の就職等支援関連)、人材開発支援助成金571億円の内数(地域での安定就労支援関連)、不法滞在対策等157億円等がある。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

平成 30 年 12 月 25 日

基本的な考え方

近年、我が国を訪れる外国人は増加の一途をたどっている。平成 24 年に 836 万人であった訪日外国人旅行者数は、今年初めて 3,000 万人を超え、我が国に在留する外国人も平成 30 年 6 月末時点で 264 万人、我が国で就労する外国人も平成 29 年 10 月末時点で 128 万人と、それぞれ過去最多を記録している。

政府においては、これまで、平成 18 年に取りまとめた『生活者としての外国人』に関する総合的対応策に基づいて外国人が暮らしやすい地域社会づくり等に努めてきたが、今般、新たな在留資格である「特定技能 1 号」及び「特定技能 2 号」(以下「新たな在留資格」という。)の創設(平成 31 年 4 月施行)を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(以下「総合的対応策」という。)を取りまとめるに至った。

総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものである。

政府としては、条約難民や第三国定住難民を含め、在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し安心して生活することができる環境を全力で整備していく。

その環境整備に当たっては、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化を理解するよう努めていくことが重要であることも銘記されなければならない。

今後、在留外国人の増加が見込まれる中で、政府として、法務省の総合調整機能の下、外国人との共生社会の実現に必要な施策をスピード感を持って着実に進めていく。

もとより、外国人との共生をめぐる状況は、絶えず変化し続けていくものであり、総合的対応策に盛り込まれた施策を実施していれば足りるというものではない。国民及び外国人の声を聴くなどしつつ、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、必要な施策を随時加えて充実させながら、政府全体で共生社会の実現を目指していく。

施策

1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

【現状認識・課題】

外国人との共生社会を実現するためには、共生施策としていかなる施策が必要と

されるかを的確に把握することが必要であり、そのためには、国民及び外国人の双方の意見に耳を傾け、それらの意見を共生施策の企画・立案に適切に反映させる仕組みを構築するとともに、外国人が抱える問題等についての客観的なデータを収集し、これに基づき検討を行っていくことが必要である。

【具体的施策】

法務省に設置した「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人の双方から共生施策の企画・立案に資する意見を継続的に聴取するほか、各地方入国管理局が開催している「出入国管理行政懇談会」等において、地方公共団体、企業、外国人支援団体等から広く意見を聴取する。〔法務省〕《施策番号1》

外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握し、外国人材の受入れ環境整備に関する施策の企画・立案に資するよう、「外国人住民調査」を参考としつつ、外国人に対する基礎調査を実施する。〔法務省〕《施策番号2》

(2) 啓発活動等の実施

【現状認識・課題】

外国人との共生社会を実現するためには、外国人との共生の必要性や意義についての国民の幅広い理解が必要である。同時に、言語、宗教、慣習等の違いに起因する様々な問題の発生が懸念されることから、それらの防止や被害が生じた場合の対応についても重要な課題である。

そのため、各種啓発活動を推進し、外国人との共生についての地方公共団体や企業、地域コミュニティ等の意識の向上を図るとともに、法務省の人権擁護機関における人権相談等の取組の周知を図る必要がある。

【具体的施策】

外務省においては、国際移住機関等との共催による「外国人受入れと社会統合に関する国際ワークショップ」を開催し、海外の有識者による海外の先進事例の紹介を行うとともに、地方公共団体等の国内関係者によるパネルディスカッションを通して、日本人の意識啓発を行い、外国人の受入れ施策を講ずるための知見を得る機会とする。〔外務省〕《施策番号3》

政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」(毎年6月)において、関係省庁が緊密な連携を図りつつ外国人労働者問題に関する啓発活動等を行う。〔法務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁〕《施策番号4》

法務省の人権擁護機関による「心のバリアフリー」を進める取組について、地方公共団体等と連携した啓発活動等を更に推進し、外国人を含む全ての人々が互いの人権を大切にし、支え合う共生社会の実現を図る。〔法務省〕《施策番号5》

法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、8か国語を
目途に多言語対応を進めていくとともに、外国人が多く利用するコミュニティサ
イト等の媒体に広告を多言語で展開するなどして、人権問題が生じた場合に外国
人が幅広く安心して利用できるよう更なる周知を図る。〔法務省〕《施策番号6》

2 生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活するに当たっては、在留手続、納税手続、労働関係法令、
社会保険制度をはじめとする各種の手続・法令・制度、ごみ出しルールをはじめと
する社会生活上のルール等について、分かりやすい形で迅速に情報を入手できるこ
とが必要であるとともに、外国人からの生活相談等についても、よりきめ細かな対
応を可能とする体制を構築することが必要である。

特に、外国人労働者は、日本の労働関係法令に関する知識が乏しいこともあって、
労働条件に係る問題が生じやすいことから、ハローワークや労働基準監督署等にお
ける多言語での対応の充実を図る必要がある。また、医療、福祉、子育て等の分野
においても、関係機関における多言語での対応の充実を図る必要がある。

なお、これらの取組を推進するに当たっては、外国人は、日本での生活情報の収
集にソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を利用することが多いと
いう指摘にも留意する必要がある。

【具体的施策】

外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活
に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所
に迅速に到達することができるよう、都道府県、指定都市及び外国人が集住する
市町村約100か所において、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓
口である「多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮）」を設置することを
支援する。その中で、地域の実情に応じて、同センターにおける通訳の配置・多
言語翻訳アプリの導入による多言語対応（11か国語以上）等の相談体制の整備・
拡充の取組を交付金により財政的に支援する。あわせて、同センターの地域との
交流や日本語学習の場としての活用など、外国人に対する支援における同センタ
ーの機能の向上に努める。また、地方公共団体及び関係行政機関が一元的な窓口
における業務を円滑に実施することができるよう、地方公共団体職員等に対し、
相談業務に関する研修等を実施し、その知識の更なる涵養を図る。さらに、入国
管理局職員等を地方公共団体の要望を踏まえて派遣するなどし、出入国及び在留
の手続に係る相談にも一元的に応じる。【平成30年度補正（2号）予算10億円、
平成31年度予算10億円】〔法務省〕《施策番号7》

外国人が、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、外国人居住の実情を踏まえつつ、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体の相談窓口が協力し、それぞれが運営する相談窓口が連携を図る。〔法務省、厚生労働省、文部科学省、総務省〕《施策番号 8》

安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報(在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等)について、「生活・就労ガイドブック(仮)」を政府横断的に作成する。

外国人が必要な情報に容易にアクセスできるよう周知を図っていくこととし、ポータルサイトで発信するほか、在外公館、在日外国公館、空港、地方公共団体、企業、学校等で配布するなど、国内外で幅広く提供する。対応言語については、11か国語を目途に多言語化を進める。〔法務省(外務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁)〕《施策番号 9》

多言語対応の基礎となり得る自動翻訳については、多言語自動音声翻訳技術を更に簡便に利用できる基盤となる「自動音声翻訳プラットフォーム」を民間事業者が立ち上げ、官民を問わず、自動音声翻訳技術を役務として享受可能な環境を整備することを支援するとともに、利用促進のための周知活動を実施する。

さらに、多言語自動音声翻訳技術については、特に訪日外国人旅行者の多い言語の翻訳精度向上に取り組んできたところ、これまでの取組に加えて、在留外国人に対応する観点から強化対象言語を追加し、併せて翻訳精度の向上を図る。【平成 30 年度補正(2号) 予算 8 億円】〔総務省〕《施策番号 10》

多言語自動音声翻訳の利用促進の観点も踏まえ、「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」をはじめ、外国人と接する機会の多い行政機関の相談窓口においては、自動翻訳アプリ等を活用しながら、外国人の相談ニーズに適切に対応できる多言語対応を進める。〔全省庁〕《施策番号 11》

外国語で提供する行政情報・生活情報の更なる内容の充実、分かりやすさの向上を図るとともに、我が国を訪れる外国人の国籍・出身地域や使用言語の多様化を踏まえ、より多くの言語による情報提供・発信を進める。〔全省庁〕《施策番号 12》

特に、医療、保健、防災対策等の外国人の生命・健康に関する分野や、子供の教育、保育その他の子育て支援サービス、労働関係法令、社会保険(医療保険、年金、介護保険、労働保険)、在留手続等の分野における情報提供・相談対応、民間賃貸住宅等の契約等については、地域ごとの国籍別の在留外国人の多寡等の状況を踏まえ、できる限り、母国語による情報提供・相談対応等が可能となるよう、段階的な多言語対応の環境づくりを進める。〔内閣府(子ども・子育て)、法務省、総務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省等関係省庁〕《施策番号 13》

外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を利用することも想定した対応を推進する。〔全省庁〕《施策番号 14》

地域における多文化共生の取組の促進・支援

【現状認識・課題】

我が国において人口減少や高齢化が進行する中、地域経済を支える貴重な人材として、また、地域社会の重要な構成員として、外国人住民の役割は重要性を増しており、国籍等にかかわらず外国人が暮らしやすい地域社会づくりを推進することが求められている。

このような観点から、地方公共団体における多文化共生の取組の更なる促進を図るとともに、外国人が安心して我が国での生活や就労を開始できるようにするため、地域において外国人の支援に携わる機関・個人に対する適切な支援等を行う必要がある。

【具体的施策】

新たな在留資格が創設されたことを踏まえ、大都市圏その他の特定の地域に外国人が過度に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的発展につなげていく必要がある。このため、地域住民と外国人材の交流を促進する事業、新たな在留資格に基づく外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援する。〔内閣府(地方創生)、法務省、内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)〕《施策番号 15》

地域において外国人の支援に携わる人材・団体(外国人支援者)の育成を図るべく、外国人に対する生活ガイダンスの実施・各種行政手続に関する情報提供、住宅の確保、生活に必要な日本語の習得の支援、外国人からの相談・苦情への対応等を適切に行うことができるようにするための研修等を行うとともに、適切な支援が行えるよう継続的に情報提供を行う。特に、我が国への滞在を開始して間もない外国人に対する生活ガイダンスを、法令上当該外国人の支援を行うこととされている者がより一層適切に実施できるよう、関係省庁、地方公共団体、外国人支援団体等の意見等も聴きつつその内容を策定する。また、外国人支援者同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう、外国人支援者のネットワークを構築する。〔法務省等関係省庁〕《施策番号 16》

外国人材の受入れを要望する地方公共団体のニーズに対応すべく、「外国人材による地方創生支援制度」として、一定の専門性・技能を有する在外の親日外国人材を受け入れたいと望む地方公共団体等に対し、円滑なマッチングを支援する。

また、地方公共団体等において、外国人材が安定的に雇用され、柔軟かつ効率的に活動することができるように包括的な資格外活動許可を付与することとし、多文化共生や教育・災害対応等の分野における外国人材の活躍を促進する。〔内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部）、法務省、外務省〕《施策番号 17》

「地域における多文化共生推進プラン」や「多文化共生事例集」の普及を行うとともに、地方公共団体へのアドバイザー制度の創設や地方公共団体が情報共有等を行うための会議の開催のほか、各都道府県において共生社会の実現に向けた会議を設置することを促進すること等を通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進を図る。〔総務省、法務省〕《施策番号 18》

在留外国人の増加と国内での転出入の増加等を踏まえ、市区町村が外国人住民について正確な情報を把握し、各種行政サービスを適切に提供できるよう、住民基本台帳制度の適正な運用を図る。〔総務省〕《施策番号 19》

(2) 生活サービス環境の改善等

医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

【現状認識・課題】

医療機関を受診する外国人の増加を踏まえ、外国人にとっての医療機関の利便性の向上など、外国人が安心して医療サービス等を受けることができる環境の整備を図ることが必要である。他方、外国人に医療費の支払能力がないため医療機関が負担している場合もあることから、外国人が就労する事業所における民間保険及び訪日外国人旅行者を対象とする旅行保険への加入も促進する必要があるほか、予防接種や入国前の健康状態の確認等の感染症対策も進める必要がある。

あわせて、外国人が生活に困窮した際の相談等の福祉サービスに係る環境の整備を進めることも必要である。

【具体的施策】

電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの整備、都道府県内の多様な関係者が連携し地域固有の事情を共有し解決するための対策協議会の設置等を通じて、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進める。〔厚生労働省〕《施策番号 20》

地域の基幹的医療機関における医療通訳や医療コーディネーターの配置、院内案内図の多言語化を支援するなど、外国人受入れ体制の整備を進める。また、各都道府県において外国人患者を受け入れる医療機関を明確化できるようその基準について検討を行う。〔厚生労働省〕《施策番号 21》

医療機関における多言語対応のため、外国人患者の適切な費用負担の観点も踏まえつつ、電話通訳の利用促進を図り、全ての医療機関における外国語対応を推

進する。通訳・翻訳に係る費用を患者に請求できることを知らない医療機関も多いことから、これらの費用を請求することも可能であることを周知する。〔厚生労働省〕《施策番号 22》

「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」を作成し、医療通訳の養成を促進するとともに、「医療通訳認証の実用化に関する研究」により、医療通訳の質の向上を図る。〔厚生労働省〕《施策番号 23》

都道府県が公表する薬局に関する情報について、厚生労働省において全国統一の検索サイトを構築し、外国語対応やスマートフォンでの検索への対応を含め、情報提供の充実を図る。〔厚生労働省〕《施策番号 24》

高額な医療費に係る未収金の発生等を踏まえ、キャッシュレス決済等による医療費の円滑な支払確保等を推進する。特に、新たな在留資格による外国人材の受入れに当たっては、法務省が作成するガイドライン等を周知することにより、特定技能 1 号外国人を雇用する事業所に対し、医療通訳雇入費用等をカバーする民間保険への加入を推奨する。【施策番号 20、21、22 と合わせて平成 31 年度予算 17 億円】〔厚生労働省（経済産業省） 法務省〕《施策番号 25》

外国人についても予防接種法に基づく定期接種の接種率の向上を図るとともに、国内の 39 歳から 56 歳までの男性を対象に 3 年間無料で定期接種を行うなどの風しんに関する追加的な対策について、同様に対象とするほか、我が国に中長期滞在することとなる外国人に対し、我が国への入国前に自国において結核スクリーニングを受けるとともに、麻しん・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を多言語（8 か国語）で周知するなど、感染症対策の取組を進める。〔厚生労働省、法務省、外務省〕《施策番号 26》

訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。〔観光庁、金融庁、法務省、外務省〕《施策番号 27》

外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市町村が実施する「利用者支援事業」における多言語対応を促進し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。また、保育施設における外国人乳幼児の円滑な受入れ支援に引き続き取り組む。〔内閣府（子ども・子育て） 厚生労働省〕《施策番号 28》

災害発生時の情報発信・支援等の充実

【現状認識・課題】

在留外国人の増加に伴い、災害発生時における外国人に対する災害そのものや被災者の生活支援、気象に関する情報提供等が重要性を増している。

また、大規模災害が発生した際には、在留外国人の安否確認等に困難が伴うことから、在京大使館、関係省庁、地方公共団体等の間における円滑な情報連絡体制の構築も必要となる。

【具体的施策】

外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう、防災・気象情報に関する「多言語辞書」を充実し（11 か国語）平成 31 年度において、気象庁ホームページの多言語化（11 か国語）緊急地震速報や「Jアラート」の国民保護情報等の緊急情報を発信するプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の多言語化（11 か国語）を実施するとともに、民間事業者のウェブサイトやアプリ等を通じた防災・気象情報の多言語化を推進する。

加えて、気象庁ホームページについては、直観的に事態の危険性を認識できるよう、地図・色・数字で所在地の危険度を示す「危険度分布」について、アプリ等への積極展開を図るとともに、「Jアラート」等の音声伝達について、日本語が分からない外国人にも事態の識別が可能となるよう、アラーム音の在り方等の検討を行う。

また、地方公共団体が出す避難指示・避難勧告等を「Safety tips」等のプッシュ型情報発信アプリで発信できるよう、「避難勧告等に関するガイドライン」を改訂し、多言語化・定型化を図る。

こうした対応等について、地方入国管理官署、地方公共団体の各種窓口、新たな在留資格に基づく外国人材の受入れ機関、登録支援機関を通じて、周知・普及促進を図る。〔内閣府（防災担当）法務省、総務省、国土交通省〕《施策番号 29》

災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」について、平成 32 年を目途に都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、養成研修を平成 30 年度から実施する。〔総務省〕《施策番号 30》

災害発生時の在日大使館等との連携強化を図るため、在日大使館等を対象とする防災施策説明会を実施する。また、災害時における関係省庁の情報提供ウェブサイト等を自国民に対して周知するよう要請する。〔外務省〕《施策番号 31》

外国人からの 119 番通報や外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、電話通訳センターを介した同時通訳の体制整備を進めるとともに、救急現場における外国人傷病者とのコミュニケーションを支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入の促進を図る。〔総務省〕《施策番号 32》

交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

【現状認識・課題】

在留外国人の増加を踏まえ、外国人が関係する交通事故を防止する等の観点から、外国人が日本の交通ルール・マナーを的確に理解できるようにするための取組を推進していくこと等が必要である。

また、在留外国人の増加に伴い、外国人が犯罪に巻き込まれたり、外国人コミュニティ等が犯罪組織等に悪用されたりすることも懸念されることから、外国人に対する防犯対策を通じて外国人の防犯意識の醸成等を図る必要がある。

さらに、在留外国人や訪日外国人旅行者の増加に対応し、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題等にも適切に対処する必要がある。

【具体的施策】

交通安全教育や交通安全についての広報啓発活動等を通じて、外国人の間にも日本の交通ルールに関する知識を普及させることにより、交通事故の防止を図る。また、外国人の居住実態や要望等の各都道府県の実情に応じ、運転免許学科試験や75歳以上の運転者を対象とした認知機能検査において多言語化の取組を進める。〔警察庁〕《施策番号33》

外国人からの110番通報に迅速・的確に対応できるよう、全都道府県警察において整備している三者通話システムの活用を推進するとともに、事件・事故等の現場における外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機能を有する装備資機材の導入を図る。また、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、引き続き、適切な通訳の確保を図る。【平成31年度予算5億円】〔警察庁、法務省〕《施策番号34》

民間通訳人を同行した巡回連絡の実施、外国人に対する110番通報講習や防犯教室の開催、自主防犯団体との合同パトロールの実施など防犯対策の充実を図り、外国人が犯罪被害者となることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止等を図る。〔警察庁〕《施策番号35》

消費者トラブルについて、外国人が安全・安心な利用・契約等を行うことができるよう、「地方消費者行政強化交付金」による支援を通じて、消費者ホットライン188を通じた全国の消費生活センター等における消費生活相談について、地域の実情に応じて多言語対応の充実を図るほか、国民生活センターが設置した電話相談窓口「訪日観光客消費者ホットライン」において多言語対応を推進し、8か国語を目途に対応の拡大を目指す。〔消費者庁〕《施策番号36》

法律トラブルについては、日本司法支援センター（法テラス）における通訳業者を介した三者間通話により法制度や相談窓口等の情報提供を行う「多言語情報

提供サービス」(8 か国語) について、より一層外国人利用者への適切な対応に努めるとともに、利用件数の増加に対応した通話回線数の確保など更なる利便性の向上を図るほか、民事法律扶助を含めた法テラスの多言語での法的支援について、適切な実施と積極的な周知・広報を行う。〔法務省〕《施策番号 37》

法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、8 か国語を目途に多言語対応を進めていくとともに、外国人が多く利用するコミュニティサイト等の媒体に広告を多言語で展開するなどして、人権問題が生じた場合に外国人が幅広く安心して利用できるよう更なる周知を図る。〈再掲〉〔法務省〕《施策番号 38》

失業等による経済的困窮や言語・習慣等の違いによる地域社会からの孤立等に対する支援ニーズに対応するため、地域の実情に応じて、生活困窮者に対する相談窓口への通訳の配置や、外国人をサポートする団体等との連携を図るなど、外国人の状態に応じたきめ細かな支援を行う。〔厚生労働省〕《施策番号 39》

住宅確保のための環境整備・支援

【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくためには、住宅の確保が極めて重要であり、公営住宅や民間賃貸住宅等について、外国人であることのみを理由として入居を断ることのないよう、受入れ企業が、自ら住宅確保を行うほか保証人として入居をサポートするなど、責任をもって住宅の確保を確実に実施するとともに、外国人が円滑に入居できるようにするための取組を進めていく必要がある。さらに、公営住宅等において、日本人と同様の入居を推進し、共生社会を実現していく必要がある。

【具体的施策】

新たな在留資格に基づく外国人材や技能実習生の受入れ企業は、自ら適切な住宅確保を行うほか、保証人として入居をサポートするなど、責任をもって住宅の確保が確実に実施されるよう、環境整備を行う。

これと併せて、不動産関係団体において、新たな在留資格や技能実習生に係る制度及びそれに基づいて入居する外国人材の入居受入れの実務に係る賃貸人向けのガイドブックを新たに作成するとともに、登録支援機関、不動産所有者等に対して広く周知、普及を図る。〔国土交通省〕《施策番号 40》

住宅確保要配慮者への支援を行っている全国の居住支援協議会に対して、外国人が支障なく住宅を探し住むことのできるよう要請を行い、在留外国人への支援活動を促すとともに、不動産関係団体において、外国人の住宅確保のための多言語による情報提供や物件紹介等の取組など、共生社会の実現に向けた施策を積極的に推進する。

このため、外国人から住まい探しの相談を受け、その入居を受け入れる賃貸人

や仲介事業者向けの実務対応マニュアルや外国語版の賃貸住宅標準契約書等を内容とする「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」を不動産関係団体と連携してホームページで公表するほか、関係事業者への研修会等において、共生社会の重要性について併せて周知徹底する。また、同ガイドラインにおいては、外国語版の賃貸住宅標準契約書等に関して多言語対応（8か国語）の充実を図ってきており、不動産関係団体との連携の下、更なる普及を図る。あわせて、外国人も日本人と同様に家賃債務保証サービスを利用し、不当な差別なく契約ができるよう、家賃債務保証関連団体に要請する。

さらに、不動産関係団体において、賃貸人の懸念等に対応するため、外国人の入居受入れに関する無料相談窓口の充実を図る。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や住宅情報の提供、居住支援等を促進する。

特に、外国人の就労や生活を支援する機関や相談窓口に対し、外国人を対象としたサービスを提供する居住支援協議会、居住支援法人、登録家賃債務保証業者、登録住宅等に関する情報を積極的に提供することにより、外国人への居住支援の更なる充実を図る。〔国土交通省〕《施策番号 41》

公営住宅に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様に入居を認めるよう、地方公共団体に要請を行っているところ、このような地方公共団体における取組を更に推進する。

都市再生機構の賃貸住宅について、外国人の居住者が多い団地で実施されている外国人との共生の取組（外国語版の居住者向けリーフレットの配布、管理サービス事務所等における通訳の配置、居住者間の交流イベントの開催等）を推進する。〔国土交通省〕《施策番号 42》

金融・通信サービスの利便性の向上

【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくに当たっては、家賃や公共料金の支払、賃金の受領等の様々な場面において、金融機関の口座を利用することが必要となることから、外国人が円滑に銀行口座を開設できるようにするための取組を進めていく必要がある。

また、外国人が我が国で生活していくには、携帯電話をはじめとする通信サービスを利用することが必要となることから、携帯電話等の外国人が日常的に利用する通信サービスを円滑に契約し、利用できるようにするための取組を進めていく必要がある。

【具体的施策】

全ての金融機関において、新たな在留資格を有する者及び技能実習生が円滑に口座を開設できるよう、要請する。また、多言語対応の充実や、口座開設に当た

っての在留カードによる本人確認等の手続の明確化など、銀行取引における外国人の利便性向上に向けた取組を行う。〔金融庁、法務省、厚生労働省、農林水産省〕《施策番号 43》

こうした取組について、金融機関において、パンフレットの配布等を通じてその内容を積極的に周知するとともに、ガイドラインや規定の整備に取り組む。〔金融庁、法務省、厚生労働省、農林水産省〕《施策番号 44》

受入れ企業は新たな在留資格を有する者及び技能実習生が金融機関において円滑に口座を開設できるように必要なサポートを行う。〔法務省〕《施策番号 45》

外国人材の受入れ環境整備の観点から、賃金の支払方法として、労働者本人の同意が得られた場合に、資金移動業者が開設する口座への支払を可能とすることについて、資金の確実な保全がなされるか、換金性があるかなどの労働者保護の観点に十分留意しつつ、できるだけ早期の制度改革を目指し、関係者との協議・検討を引き続き行い、結論が得られ次第制度化する。〔内閣府（地方創生）厚生労働省〕《施策番号 46》

在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化等の観点から、携帯電話事業者等に対し、日本語の話せない外国人が一律に契約を阻害されることのないよう、多言語対応に向けた取組を一層推進するよう業界団体を通じて要請するとともに、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底に取り組む。〔総務省〕《施策番号 47》

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

日本語教育の充実

【現状認識・課題】

外国人が我が国において生活していく中で、日本語能力が不十分な場合、円滑な意思疎通が図れず、様々な場面において支障が生じ得る。外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から排除されること等のないようにするためには、より円滑な意思疎通の実現に向け、いわゆる第二言語としての日本語を習得できるようにすることが極めて重要であり、そのような観点から、外国人に対する日本語教育の取組を大幅に拡充し、外国人と円滑にコミュニケーションできる環境を整備する必要がある。

【具体的施策】

就労者も含めた地域で生活する外国人に対し生活に必要な日本語教育を行うため、その教育内容・方法の標準を定めた「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」や、これに準拠した「教材例集」等の周知や活用促進を更に実施し、地域の日本語教育の水準向上を図る。

また、「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」等を活用した、一定の水準を満たした日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指し、地域住民との交流の場としての公民館等の公的施設の活用にも留意しつつ、地方公共団体の総合的な体制づくりのための取組の支援や先進的な取組を行うNPO等への支援を実施するほか、日本語教室空白地域の解消のため、空白地域の地方公共団体に対する教室開設のためのアドバイザー派遣等の支援を行う。【平成31年度予算6億円】〔文部科学省〕《施策番号48》

日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人のため、自学自習が可能で多言語（8か国語）に対応した、ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供等を実施する。【平成31年度予算1億円】〔文部科学省〕《施策番号49》

放送大学において、外国人向けの基礎的な日本語講座のオンライン配信やアーカイブ放送を全国的に行い、日本語学習の機会を提供する。〔文部科学省〕《施策番号50》

我が国を訪れる外国人が日本語を学習できるよう、日本放送協会（NHK）が、提供する日本語教育コンテンツについて、対象言語の拡大や過去のコンテンツの有効利用の促進、ウェブサイトの充実等を進める。また、関係機関（在外公館、地方公共団体、教育機関等）において、必要に応じ当該コンテンツの利用拡大に向けた周知を実施する。〔総務省等関係省庁〕《施策番号51》

夜間中学は、義務教育未修了者や入学希望既卒者等の義務教育を受ける機会を実質的に保障する公立学校であり、平成30年11月現在、全国8都府県25市区に31校が設置され、平成31年4月には埼玉県と千葉県に1校ずつ計2校が新設される予定である。生徒の約8割は外国籍の者が占めており、自国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。

このため、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）や第3期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、日本語教育を含む夜間中学の教育活動の充実等の教育機会の確保等に関する施策を推進する。〔文部科学省〕《施策番号52》

日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「言語のためのヨーロッパ共通参照枠（CEFR）」を参考にした日本語教育の標準や、日本語能力の判定基準について検討・作成する。〔文部科学省〕《施策番号53》

国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の育成が急務とな

っていることから、日本語教育を担う人材の養成・研修プログラムの改善・充実を図るとともに、日本語教師のスキルを証明する新たな資格を整備すること等により、日本語教育全体の質の向上を図る。〔文部科学省〕《施策番号 54》

関係省庁・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進していくための会議の開催や、日本語教育に関するポータルサイト（NEWS）の運用等、日本語教育の基盤的取組の更なる推進を図る。〔文部科学省〕《施策番号 55》

日本語教育機関の質の向上・適正な管理

【現状認識・課題】

我が国の社会や文化への関心の高まり等を受け、我が国への留学生、特に日本語教育機関への留学生が急増しているが、日本語教育機関については、日本語教育機関の告示基準（以下「告示基準」という。）に適合し、留学生を受け入れることができる日本語教育機関として法務大臣が留学告示をもって定めた後の告示基準への適合性に係る継続的な確認・評価を行う仕組みがないこと、我が国の日本語教育機関への留学に関して不当に高額な手数料等を徴収する悪質な仲介事業者が存在すること等の課題が存することから、これらの課題に適切に対処し、適切な学習環境を確保していく必要がある。

【具体的施策】

留学生を受け入れることができる日本語教育機関を法務大臣が指定する告示である留学告示からの抹消の基準について、従前から告示基準に存在する抹消の基準である全生徒の出席率、全生徒に占める不法残留者等の割合等の基準を厳格化するとともに、新たな抹消の基準として、留学生の日本語能力に係る試験の合格率等による厳格な数値基準を導入する。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 56》

現状では、日本語教育機関は、留学告示に定められた後は、地方入国管理局から求められた場合等に限って告示基準への適合性等について点検・報告することとされるにとどまっているところ、法務省は速やかに告示基準を改正し、告示された時点での日本語教育機関の計画を踏まえ、告示基準適合性に係る定期的な点検及び地方入国管理局に対する報告を日本語教育機関に義務付ける。法務省は、引き続き告示しておくことが適当でないと判断した場合は、必要な指導を行い、なおも改善がみられない場合等において、告示から抹消することとする。法務省は、必要に応じ、文部科学省と協議した上で日本語教育機関に対する指導を行う。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 57》

教育の質の確保及び留学生の在籍管理の徹底のため、平成 31 年 3 月を目途に告示基準を改正し、日本語教育機関に対し、留学生の日本語能力に係る試験の結果等の地方入国管理局に対する報告及び公表を義務付ける。あわせて、在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の際の提出資料の見直しを図ること

により地方入国管理局における審査を厳格化するほか、地方入国管理局における日本語教育機関の適正性判断に係る選定基準を見直す。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 58》

告示基準における日本語教育機関の抹消の基準等の適用に当たっては、出席率をICTによる記録に基づき審査するなどし、その適正性についての確な判断を行う。〔法務省〕《施策番号 59》

検挙された留学生について、その通っている日本語教育機関が判明した場合に、警察庁が法務省及び外務省に対して当該日本語教育機関の情報を提供し、法務省において当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用するとともに、外務省において査証審査に活用する取組を更に推進する。外務省は、査証審査等により判明した、要件を満たさない留学生に係る日本語教育機関の情報を法務省等に提供し、法務省は、当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用する。〔警察庁、法務省、外務省〕《施策番号 60》

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

【現状認識・課題】

外国人児童生徒に対する教育は、外国人児童生徒の日本における生活の基礎となるものであり、その一人ひとりの日本語能力を的確に把握しつつ、きめ細かな指導を行うことにより、外国人児童生徒が、必要な学力等を身に付けて、自信や誇りを持って学校生活において自己実現を図ることができるようにしなければならない。

しかし、公立学校においては、日本語能力を十分に有していないにもかかわらず、特別の配慮に基づく指導を受けられていない外国人児童生徒が2割以上に上るという実態があり、外国人児童生徒の人数に応じた教員等の数を確保するとともに、教員等の資質・能力の向上を図ることが必要不可欠となっている。

また、外国人の高校生等について、学校生活への不適応や学習意欲の低下、生徒が問題を相談できる体制が不十分であること、生徒自身が将来のビジョンを持っていないこと等による中退等の課題も存在している。

【具体的施策】

公立学校において、2026年度には日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）の規定に基づいた改善を着実に推進する。また、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築や、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施等、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。その際、各地方公共団体におけるNPOや企業等を含む幅広い主体との連携も促進する。【平成31年度予算3億円】〔文部科学省〕《施策番号 61》

地方公共団体において、教師と外国人児童生徒や保護者とのスムーズな意思疎通を図り、きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施することができるよう、多言語翻訳システム等のICTの整備を支援する。〔文部科学省〕《施策番号 62》

教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」の開発・普及を通じて、外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図る。また、各地方公共団体における教員等の研修の促進に資するよう、独立行政法人教職員支援機構における「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」により研修指導者を養成するほか、これを受けて各地方公共団体が実施する研修への指導者派遣、同機構が提供する校内研修向けの講義動画の周知等を行う。〔文部科学省〕《施策番号 63》

高等学校等が企業、NPO法人やボランティア等の地域の関係団体等と連携して、外国人の高校生等に対してキャリア教育をはじめとした包括的な支援を行う取組を支援する。【平成 31 年度予算 1 億円】〔文部科学省〕《施策番号 64》

外国人児童生徒の就学機会が適切に確保されるよう、地方公共団体における就学案内の徹底や就学ガイドブックの作成・配布等による就学促進のための取組や、学校外での就学状況も含めた外国人児童生徒等の就学実態の把握に係る取組の促進を図る。

さらに、近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引き」を平成 30 年度中に改訂する。〔文部科学省〕《施策番号 65》

NPO、外国人学校等の学校外での就学促進に向けた取組について、現状の把握に努めつつ、活動環境・内容の質が担保されるよう地方公共団体を通じた取組を進める。

また、公立学校への編入時の円滑な接続を図るため、取り出し授業等による能力に応じたきめ細かな支援ができるよう、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築等の各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。〔文部科学省〕《施策番号 66》

補導の対象となった外国人少年について、非行を防止するため継続補導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、学習支援活動や居場所づくり活動等に取り組み、外国人少年の健全育成を図る。〔警察庁〕《施策番号 67》

(5) 留学生の就職等の支援

【現状認識・課題】

留学生は、我が国の教育機関における教育を通じて高度な専門性や日本語能力を身に付けるのみならず、その留学期間中、日本人学生や地域住民と様々な形で交流することを通じて我が国を深く理解してくれる貴重な人材である。こうした留学生が、就職できず失意の下に帰国するというようなことはできる限り避けるべきであるところ、既に平成 28 年 6 月の「日本再興戦略」において留学生の日本国内での就職率を現状の 3 割から 5 割に向上させることを目指すこととされたが、実際の就職率は 36%にとどまっており、抜本的な対策が必要な状況にある。

このため、留学生の就職を容易にするための在留資格の見直しを行うとともに、各大学における留学生の取扱い、各企業における就職活動の在り方やその後の育成を含めて、幅広い対策を講ずることが必要である。

また、今後、介護分野の留学生や介護分野で働く外国人が増加することが見込まれることから、それらの外国人に対してより適切な支援を図る必要がある。

【具体的施策】

平成 30 年度中に大学を卒業する留学生が就職できる業種の幅を広げるため、平成 31 年 3 月を目途として在留資格に係る告示改正を行う。また、平成 30 年度中にクールジャパン分野等の専門学校等を卒業する留学生が就職できる業務の幅を広げるため、関係省庁との協議を踏まえ、同年度中に所要の措置を講ずる。〔法務省〕《施策番号 68》

平成 30 年中に、留学生を含む外国人起業家の起業等の促進を目的として、起業準備のため最長 1 年間の在留期間を付与する等の在留資格手続上の措置を講ずるとともに、起業活動を支援する地方公共団体を認定するための所要の措置を講ずる。〔法務省、経済産業省〕《施策番号 69》

一定の条件を満たす中小企業等への留学生の就職を支援するため、留学生が在留資格変更許可申請を行う際に必要となる各種提出書類について、大企業と同様の簡素化を図ることについて検討し、平成 30 年度中に所要の措置を講ずる。〔法務省〕《施策番号 70》

大学が企業等と連携し、留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、これを「留学生就職促進履修証明プログラム（仮称）」として文部科学省が認定し、留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。認定大学には、留学生の就職率についての達成目標の設定を求める一方で、奨学金の優先配分等の支援を検討する。スーパーグローバル大学創成支援事業の採択大学についても、同プログラムに原則として参加することとする。

また、優秀な留学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチング等、総合的な受入れモデルを構築する専修学校における取組を支援しているところ、これらの取組によって得られた教育プログラム等に関する成果を公表して広く情

報共有する。

これらの取組により、大学・専修学校、企業、地方公共団体等の連携の下、留学生を国内企業への就職につなげる仕組みの構築を推進する。【平成 31 年度予算 6 億円】〔文部科学省〕《施策番号 71》

各大学院、大学、専修学校等に対し、進路相談等の外国人留学生への就職支援を促すため、各学校に対して、留学生数及び留学生の就職率を開示・公表するよう要請するとともに、就職支援の取組や就職状況に応じて教育機関に対する奨学金の優先配分を行う。〔文部科学省〕《施策番号 72》

留学生の国内就職の促進のため、留学の在留資格から就労関係の在留資格変更手続の簡素化等を行うことを踏まえ、大学等の進路相談等において留学生の在留資格の変更に対する支援が効果的に行えるよう、法務省、文部科学省と大学等が定期的な研修会（意見交換）を行う。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 73》

留学生の採用時に高い日本語能力（例えば、日本語能力試験 N 1 相当以上）を求める企業もみられるが、業務に必要な日本語能力のレベルは企業ごとに様々であり、採用時に求める日本語能力水準には多様性があること等を踏まえ、その多様性に応じた採用プロセス及び採用後の待遇の多様化を推進する。そのため、関係省庁、産業界、就職支援事業者、大学等が連携し、採用後の多様な人材育成・待遇等のベストプラクティスを構築し横展開する。また、先進的な留学生向けの取組を行っている企業や大学等からの情報発信を促すため、関係省庁からの周知を徹底していく。〔経済産業省（厚生労働省、文部科学省等関係省庁）〕《施策番号 74》

留学生を含む高度な知識・技能を有する外国人材の我が国での就職の促進に向け、関係省庁の連携の下、企業や高度外国人材・留学生に分かりやすい施策の情報発信・ワンストップサービスを提供する「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を日本貿易振興機構（JETRO）に立ち上げる。

プラットフォームには、関係省庁が保有する出入国管理制度、雇用、我が国での就労を希望する留学生の在籍大学の情報、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業の情報とともに、関係省庁等が実施しているインターンシップ、セミナー、留学生と企業のマッチングイベント等の各種就職促進施策をきめ細かく、常時アップデートされた最新の形で掲載する。

また、プラットフォームの下で、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業に対し、専門家による採用から定着までのきめ細かな伴走型支援を提供する。伴走型支援を通じ、高度外国人材の活躍を海外の新規顧客の獲得等の新たなビジネスチャンスにつなげる中堅・中小企業の成功事例を創出し、他の成功事例と合わせて広く紹介することで、中堅・中小企業における留学生を含む高度外国人材の採用を促していく。〔経済産業省〕《施策番号 75》

外国人雇用サービスセンター及び一部のハローワークに設置している留学生コーナーを留学生に対する就職支援の拠点として位置付け、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、インターンシップやセミナー、説明会の開催等により、留学生と企業とのマッチング支援を行うとともに、外国人雇用サービスセンター等の増設を含めた支援体制の強化等を図り、更なるマッチングの推進を図る。【平成 31 年度予算 8 億円】〔厚生労働省、経済産業省〕《施策番号 76》

入学を志願する留学生向けの情報提供を促し、国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するため、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。【平成 31 年度予算 5 億円】〔文部科学省〕《施策番号 77》

アジアの優秀な人材の環流促進を目指すイノベティブ・アジア事業では、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」の活用やインターンシップの実施状況の調査を含め、関係機関との連携強化を図りつつ、改善が必要な点について対応することで、留学生の卒業後の就職につなげていく。〔外務省、法務省、経済産業省、文部科学省〕《施策番号 78》

留学生が我が国で就職して活躍するための前提として、留学生が学業に専念し、高度な専門性・技術や日本語能力を身に付けて適正に課程を修了することができるよう、高等教育機関の質の確保と留学生の適正な管理が求められる。このため、関係機関と情報共有を図りつつ、各大学、高等専門学校、専修学校に対し、留学生の適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を求める。〔文部科学省〕《施策番号 79》

介護施設等が行う外国人介護人材等の日本語や専門知識の学習支援等の受入れ環境の整備を支援するほか、留学生を含む介護福祉士養成施設に在学する学生に対し、資格取得後に一定期間介護業務に従事した場合に返済免除となる修学資金の貸付けを行う事業を更に推進する。

また、我が国の大学等に在籍する留学生で、学業・人物ともに優れ、経済的理由により修学継続が困難な学生等を対象とした給付型の奨学金事業において、今後の介護分野における推薦状況を踏まえつつ、支援を更に推進する。【平成 30 年度補正（2号）予算 5 億円、平成 31 年度予算 9 億円】〔厚生労働省、文部科学省〕《施策番号 80》

特定活動の在留資格により認められるインターンシップが、留学生自らのスキルアップのほか、国際的な文化交流に資するとの観点を踏まえ、その対象となる留学生の範囲や活動内容について、更なる周知を図るなど、より一層の利用促進を図る。〔法務省〕《施策番号 81》

(6) 適正な労働環境等の確保

適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

【現状認識・課題】

外国人労働者についても、日本人労働者の場合と同様、適正な労働条件等の確保が極めて重要であるが、外国人労働者は、日本の労働関係法令等に関する知識が十分でない場合も少なくなく、そのこともあって、労働条件等に関する問題が生じやすいといえる。

そのため、労働基準監督署等の関係機関において、外国人を雇用する事業主に対する指導や相談支援を更に推進するなど、適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保に努めていく必要がある。

【具体的施策】

労働基準監督署において、体制を強化し、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知を行うとともに、法令違反が認められた場合には厳正な対処を徹底する。また、ハローワークにおいても、事業主に対し、外国人の雇用状況届出制度や雇用管理指針の周知・啓発、適正な雇用管理のための相談・指導等に取り組む。さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図る。【平成 31 年度予算 9 億円】〔厚生労働省〕《施策番号 82》

とりわけ、技能実習制度における管理監督体制を強化し、技能実習生のより一層適正な労働条件と雇用管理の確保のため、外国人技能実習機構の体制強化を図る。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 83》

我が国の安全衛生対策に関する知識が乏しく、あるいは日本語に不慣れな外国人労働者が少なくないことに鑑み、外国人労働者向けの外国語による安全衛生教材や外国人労働者を雇用する事業主向けの教材の開発を進めるとともに、関係省庁、業界団体等に対してその活用方法等を周知するほか、視聴覚教材等を用いて外国人労働者に理解できる安全衛生教育を実施するよう事業主を指導・支援するなど、外国人労働者の労働災害の防止対策を充実・強化する。また、外国人労働者についても、労働災害が発生した場合には迅速・公正な保険給付を行う。【平成 31 年度予算 6 億円】〔厚生労働省〕《施策番号 84》

外国人労働者からの相談については、都道府県労働局及び労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」を、増加する外国人労働者のニーズを踏まえ、外国人の多い地方公共団体を管轄する労働局及び監督署を中心に、増設する。また、対応する言語についても、現行の 6 か国語から 8 か国語に増やす。「外国人労働者向け相談ダイヤル」についても、同様の充実を図る。

また、労働基準監督署閉庁後の相談に対応している「労働条件相談ほっとライン」(平日 17 時～22 時、土日 9 時～21 時)において、外国人労働者からの相談

の多言語対応(8か国語)を進める。【平成31年度予算6億円】〔厚生労働省〕《施策番号85》

地域での安定した就労の支援

【現状認識・課題】

在留外国人の増加やその多国籍化・多言語化に伴い、ハローワークにおける相談対応の多言語化を図ることが求められているとともに、それらの外国人について、円滑な就職活動を可能とし、その就労の安定を図ることが必要とされている。

また、前記のとおり我が国での就職を希望する留学生に対し、より一層の就職支援が必要であるほか、新たな在留資格に基づく外国人の受入れに当たっては、その制度の趣旨に鑑み、人材が不足している地域の状況に配慮し、当該外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中することとならないようにする必要がある。

【具体的施策】

電話通訳を行う多言語コンタクトセンターの運用により、全国のハローワークで多言語対応が可能な相談体制を整備(11か国語)するとともに、外国人の集住地域を中心に通訳員の効率的な配置を進める。電話通訳サービスについては、我が国に在留する外国人労働者の実態や、ハローワークにおける活用状況等を踏まえ、対応言語の追加の検討を行うなど、ハローワークの窓口における通訳機能の利便性向上を図る。【平成31年度予算4億円】〔厚生労働省〕《施策番号86》

新たな在留資格による外国人材等の地域での安定した就労が確保されるよう、身近な地域での転職を希望する場合には、地域のハローワークにおいて、多言語対応(11か国語)により、地元企業の情報提供や外国人が応募しやすい求人確保を行うなど、できる限り本人の希望に沿った転職が可能となるよう支援を行う。〔厚生労働省〕《施策番号87》

外国人雇用サービスセンター等の増設を含めた支援体制の強化等を図り、在留外国人と地域の中小企業等との更なるマッチングの推進を図る。〔厚生労働省、経済産業省〕《施策番号88》

定住外国人を対象に、日本語や労働関係法令・雇用慣行等の基本的知識等を習得するための研修事業の実施地域の拡充等を図るとともに、日本語能力に配慮した職業訓練を実施するほか、都道府県等の実情に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置を進める。【平成31年度予算9億円】〔厚生労働省〕《施策番号89》

人材開発支援助成金制度の周知・広報を図り、外国人を含む労働者の職業訓練等に取り組む事業主等を支援することにより、その労働者のキャリア形成を促進する。〔厚生労働省〕《施策番号90》

(7) 社会保険への加入促進等

【現状認識・課題】

外国人が生活する上で、社会保険は重要なセーフティネットであるが、外国人を雇用している事業所の中には、外国人について社会保険への加入手続を行っていないものが一定程度存在していることから、関係機関が連携してその加入促進を進めていく必要がある。

他方、在留外国人による医療保険の利用については、不適切な利用がなされているケースが存在するとの指摘もあることから、その適正な利用の確保に向けた取組を進めていく必要がある。

【具体的施策】

社会保険への加入手続に関し、事業主の呼出し、訪問指導、立入検査等による計画的な事業所指導を実施するなど、外国人を雇用する事業所や雇用されている外国人に対する社会保険への加入促進の取組を重点的に推進する。あわせて、国民健康保険について、市町村において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組を推進する。〔厚生労働省〕《施策番号 91》

外国人に対する国民健康保険制度の周知広報に要した費用に対し、特別調整交付金の仕組みにより財政支援を行うなど、地方公共団体における外国人の国民健康保険制度への加入促進のための取組を支援する。〔厚生労働省〕《施策番号 92》

地方入国管理官署における外国人の在留資格変更・在留期間更新時や、ハローワークにおける求人受理時等において、関係行政機関が連携を図ることにより、外国人雇用事業所や外国人の社会保険への加入促進に取り組む。

このため、新たな在留資格による外国人について、特定技能外国人の受入れに関する審査に当たり、社会保険制度上の義務の履行状況などを確認することとし、過去にその納付すべき社会保険料を一定程度滞納するなどした受入れ機関については受入れを認めないこととする。また、上陸許可や在留資格変更許可等をした外国人の身分事項や所属機関の情報及びその帯同家族の情報を法務省から厚生労働省等に提供し、関係機関において、当該情報を活用しながら所要の確認や適用、必要に応じた加入指導等を行うことにより、社会保険の加入促進に取り組む。加えて、国民健康保険・国民年金については、保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする等の対策を講ずる。上記の新たな在留資格における法務省から厚生労働省等への情報提供等や在留期間更新許可申請等に係る取組については、その他の在留資格を有する外国人についても、今後、同様の措置を講ずることを検討する。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 93》

医療保険の適正な利用の確保のため、健康保険の被扶養者や国民年金第3号被保

険者の認定において、原則として国内に居住しているという要件を導入する。ただし、留学生や海外赴任に同行する家族など一時的に国外に居住し、国内に生活の本拠がないとまではいえないケースなど、一定の例外を設ける。その際、いわゆる「医療滞在ビザ」で来日して国内に居住する者については、国民健康保険と同様に健康保険の対象としないこととする。なお、制度改正が実施されるまでの間については、平成 30 年 3 月から実施している被扶養者の認定方法を公的書類等による認定に統一化する取組のフォローアップを行いつつ、引き続き厳格な認定を行う。

また、国民健康保険については、市町村において、在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に法務省に通知する枠組みを試行的に創設したが、高額療養費の現物支給化に必要な限度額認定証の申請時においてのみ通知する仕組みであることから、更なる連携強化を図るため、海外療養費や出産育児一時金の支給申請時など、通知対象を拡大する。また、市町村が関係者に報告を求めること等ができる対象として、被保険者の資格の得喪に関する情報を追加し、市町村における調査対象として明確化する。

さらに、海外での出産の事実自体を偽装した出産育児一時金の不正受給を防止する観点から、これまでに実施した海外療養費における対策を踏まえ、出産育児一時金の請求に必要となる書類の統一化を図り、審査の厳格化を行う。なお、海外療養費における不正受給対策についても、引き続きその周知や実施の促進を図る。

加えて、他人の被保険者証を流用するいわゆる「なりすまし」に対しては、医療機関が必要と判断する場合には、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めることができるよう、必要な対応を行う。その際、本人確認書類が提示されないことのみをもって保険給付を否定する取扱いとはしないこととする。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 94》

地方入国管理官署における特定技能外国人の受入れに関する審査に当たっては、受入れ機関における納税義務の履行状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関については特定技能外国人の受入れを認めないこととするとともに、その受入れ後において、特定技能外国人からの在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請の際に、受入れ機関の源泉所得税等の滞納状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関に対しては適切な指導等を行う。

また、納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うこととするほか、その他の在留資格を有する外国人についても、今後、同様の措置を講ずることを検討する。〔法務省（国税庁、総務省）〕《施策番号 95》

受入れ機関は、特定技能 1 号外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援、特に、在留期間満了時まで、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援措置を講ずることとし、出入国在留管理庁（平成 31 年 4 月発足）は、受入れ機関が納税に係る支援を的確

に実施できるよう受入れ機関に対する周知を図り、適正な履行が確保されていない受入れ機関に対しては、適切な指導等を行う。〔法務省〕《施策番号 96》

個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。

地方税に関しては、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度を「生活・就労ガイドブック(仮)」に記載すること等を通じて、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る。〔総務省〕《施策番号 97》

国外居住親族に係る扶養控除等の適用については、所得要件の判定において国内源泉所得が用いられており、国外で一定以上の所得を稼得している親族でも控除の対象とされているとの課題があることを踏まえ、所得の少ない親族の扶養による担税力の低下を調整するという扶養控除等の制度趣旨や執行可能性、諸外国の制度とのバランス等に留意しつつ、更なる適正化について検討を行う。〔財務省〕《施策番号 98》

3 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 悪質な仲介事業者等の排除

【現状認識・課題】

有為な外国人材が安心して我が国を訪れて生活・就労することができるようにするためには、来日しようとする外国人から保証金や違約金を徴収する等の悪質な仲介事業者(ブローカー)等の介在を防止するための措置を講ずることが必要である。

また、職業紹介事業者が外国人に転職を繰り返させることにより、転職先の雇用主からの謝礼金を繰り返し受け取ることも懸念されることから、適切な国内対策を進める必要がある。

【具体的施策】

技能実習の在留資格について、不適切な送出し機関の関与の排除等を目的とした二国間取決めの作成に至っていない送出し国のうち中国・インドネシア・タイについて、平成 31 年 4 月を目途として同取決めを作成することを目指す。〔法務省、厚生労働省、外務省〕《施策番号 99》

新たな在留資格について、平成 31 年から外国人材の送出しが想定される日本語試験を実施する 9 か国(ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル)との間で、同年 3 月までに、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書の作成を目指すとともに、同年 4 月以降の制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行うほか、上記国以

外の国であって送出しが想定されるものとの間で、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を進める。〔外務省、法務省、厚生労働省、警察庁〕《施策番号 100》

技能実習及び特定技能以外の在留資格に基づく外国人の受入れについても、既に政府間文書を交わしている国との間では、相手国において悪質な仲介事業者等に対して厳正な対処がなされるよう、相手国政府への積極的な申入れや平素からの情報交換等を行うほか、文書を交わしていない国との間では、必要に応じてその作成に努める。〔外務省、法務省、厚生労働省、文部科学省〕《施策番号 101》

留学生について、国内外の悪質な仲介事業者等を排除するため、我が国において把握した外国の悪質な仲介事業者等を当該国の政府に通知するとともに、外国政府において帰国した学生等から悪質な日本語教育機関の存在を把握した場合には我が国においてその通知を受ける仕組みの構築に向けた取組等を進める。さらに、在留資格認定証明書交付申請書に新たに「仲介事業者名」に係る欄を設け、悪質な仲介事業者等の把握・通知に活用する。〔法務省〕《施策番号 102》

法務省、厚生労働省、警察、文部科学省及び外務省は、必要に応じ、技能実習生・特定技能外国人等からの聴取、関係団体からの報告、実習実施者・受入れ機関等に対する立入検査、送出し国政府からの情報提供等を通じて国内外の悪質な仲介事業者等の存在を把握したときは、その情報を相互に提供するとともに、外国人技能実習機構に提供する。〔法務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省、外務省〕《施策番号 103》

法務省、厚生労働省、警察、文部科学省、外務省及び外国人技能実習機構は、技能実習生、特定技能外国人、留学生等の受入れに係る外国の悪質な仲介事業者等に関する情報を把握したときは、必要に応じ、当該国の政府に対し、その情報を提供し、当該仲介事業者等に対し厳正な処分がなされるべきことについて申入れ等を行うとともに、その情報を相互に提供する。

法務省、厚生労働省及び外務省は、国内外の悪質な仲介事業者等に関する情報提供を得たときは、当該仲介事業者等を排除するため、当該情報を所管法令に基づく調査や査証審査に活用する。また、法務省及び厚生労働省において、技能実習生については関係する監理団体等に対し、特定技能外国人等については国内にいる当該仲介事業者等又はその関係者に対し、それぞれ、悪質な場合は法令に基づいて適正に行政処分を行う。さらに、必要に応じ、捜査機関において犯罪捜査を行うなど適切に対処するとともに、これらの取組の状況等を白書等により定期的に公表する。〔外務省、法務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省〕《施策番号 104》

法務省においては、技能実習生・特定技能外国人等の入国前に、在留資格認定証明書について厳格な審査を実施し、悪質な仲介事業者等の関与が認められた場

合には当該技能実習生・特定技能外国人等の入国を許可しないなどの措置を講ずる。〔法務省〕《施策番号 105》

職業紹介事業者がその職業紹介により就職した外国人に対して早期の転職を勧奨する等の不適切な行為を防止するため、職業安定法に基づく指針の周知・啓発を行うとともに、違反が認められた場合には厳正に指導する。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 106》

(2) 海外における日本語教育基盤の充実等

【現状認識・課題】

外国人材に対する需要が高まる中、各国において日本語能力を有する有為な人材が持続的に輩出されるようにするためには、現地における日本語教育の充実を図ることが必要であり、日本語能力を適切に測ることのできる試験の導入、適切なカリキュラムと教材の開発、日本語教師の育成と現地への専門家派遣等を通じた体制整備を進める必要がある。

また、外国人材の受入れを拡大するための新たな在留資格の創設について、適切な情報を国外において広報する必要がある。

【具体的施策】

日本国内での生活・就労に必要な日本語能力を、外国語能力判定の国際標準を踏まえつつ確認することのできる能力判定テストを導入する。また、国際交流基金において、日本語能力試験の開発・実施で培った知見を活用して、外国人の日本語能力（特に、日本での生活・就労の場面におけるコミュニケーションに必要な能力）を、生活・就労に必要なレベルに応じて適切に、かつ頻度を高めて測ることができるよう C B T (Computer Based Testing) 形式を導入し、人材受入れのニーズが高い国（平成 31 年度は 9 か国。ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル）で実施する。〔外務省〕《施策番号 107》

新たな在留資格に基づく外国人材の受入れに当たって必要となる日本語教育を現地で効果的に行えるようにするため、国際交流基金が作成した、言語教育・評価の国際標準に準拠した「JF 日本語教育スタンダード」を活用しつつ、成人教育を念頭においたカリキュラムと教材の開発及び普及を進める。〔外務省〕《施策番号 108》

現地語を使いながら日本語を教えることができる現地教師の確保・拡大が不可欠であることから、日本からの日本語教育の専門家の派遣を拡大し、前記のカリキュラムと教材を活用しつつ、その国から受け入れる外国人材の規模に見合うだけの現地語による日本語教育が可能な現地教師の育成を進める。〔外務省〕《施策番号 109》

各国において外国人が日本語を学べる場を増やすことを目的として、現地の日本語教育機関の活動に対する支援（教材調達、教師の確保等）を拡充するとともに、現地教師の日本語の会話能力の向上をサポートし、日本語教育の質を上げるため、日本人支援要員を養成し教育機関に派遣する。〔外務省〕《施策番号 110》

日本への入国・在留者が増加している東南アジア諸国に加え、他の国々においても、将来にわたって、我が国における生活・就労を希望する外国人材が輩出されるよう、国際交流基金の日本語教育事業を通じて、より多くの国で日本語教育基盤の強化を図る。【平成 30 年度補正（2 号）予算につき施策番号 107 から 110 までの合計 24 億円、平成 31 年度予算につき施策番号 107 から 111 までの合計 10 億円】〔外務省〕《施策番号 111》

新たな在留資格による外国人材の受入れ制度の円滑な運用のため、平成 31 年度に外国人材の送出しが想定される 9 か国（ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル）を対象に在外公館のホームページのコンテンツ、パンフレット及び広報用動画を作成するなどし、送出し国の政府及び関係機関、本件制度利用希望者に対し、正確かつ効果的な広報を行う。〔外務省、厚生労働省〕《施策番号 112》

4 新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

【現状認識・課題】

我が国における中長期在留者の増加に伴い、地方入国管理官署の窓口が混雑し、在留諸申請のための待ち時間が長時間に及んでいる。また、在留諸申請の増加に伴い、地方入国管理官署においては各種問合せへの対応や申請書類の管理等の業務が増加し、円滑かつ迅速な在留資格手続に支障を来している上、新たな在留資格の創設に伴い、我が国での就労を希望する外国人が増加することも見込まれる。

こうしたことから、在留外国人が地方入国管理官署の窓口において在留諸申請の受付のために長時間待つことのないよう、外国人の負担軽減を図るとともに、在留資格手続の円滑化・迅速化を図るため、申請手続の合理化を進める必要がある。

【具体的施策】

外国人を適正に雇用し、かつ、外国人雇用状況届出を履行している等の一定の要件を満たす所属機関を対象として、外国人本人に代わって手続を行うことを可能とする在留資格手続上のオンライン申請手続の一部を平成 30 年度中に開始する。また、電子政府を推進する中で、新たな在留資格による外国人を対象として、その在留状況（就職・離職の状況等）を正確に把握するとともに届出手続上の負担軽減を図るため、新たな在留資格による外国人の所属機関が行う雇用契約の終了等に関する出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシ

システムの整備について検討を行うなど、在留管理の電子化を進める。【平成 31 年度予算 12 億円】〔法務省〕《施策番号 113》

在留カード番号等の各種識別番号の活用を通じた行政機関相互の情報連携により、外国人の在留状況（就労状況、身分の変動等）を正確かつ確実に把握することによって、在留資格手続の際に提出を求めている各種証明書等の提出を不要とするなど、申請手続上の更なる負担軽減を図る。〔法務省（関係省庁）〕《施策番号 114》

地方入国管理官署における在留諸申請について、出入国在留管理庁の創設による在留管理体制の強化等を踏まえ、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請の標準処理期間（2 週間から 1 か月）内の処理を励行する。特に、新たな在留資格により我が国に在留する外国人の転職については、当該受入れが、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化に対応するためのものであり、地域における人材不足への対応が課題となっている中で、速やかに地域において次の稼働先での就労を開始できることが望ましいこと等に鑑み、外国人が転職しようとする場合に円滑な転職が可能となるよう、在留できる期間の上限が設けられている特定技能 1 号外国人の転職について迅速な処理を行う。〔法務省〕《施策番号 115》

(2) 在留管理基盤の強化

【現状認識・課題】

今後、外国人材の受入れはますます拡大し、その活動も多岐にわたっていくと考えられることから、外国人の在留状況・就労状況等を正確かつ確実に把握し、的確な在留管理を行うことがこれまで以上に重要になると考えられる。

また、現状では、いずれの省庁の統計においても、どの業種・職種に外国人がどの程度受け入れられているかを正確に把握することができない状況にあるが、外国人材の受入れの効果測定等を的確に行うためには、それらを統計上把握できるようにする仕組みが必要である。

あわせて、きめ細かく、かつ、機能的な在留管理等を実施するため、法務省の体制を整備することも求められている。

【具体的施策】

法務省が把握する外国人に関する情報と厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報が突合できない事案等について、両省間で情報共有を行い、雇用主に対して届出義務を着実に履行させるための取組を推進する。また、外国人雇用状況届出事項として在留カード番号を追加し、同番号を含めた外国人雇用状況届出情報を両省間で情報共有し、法務省の有する情報と突合を行うこと等により、より一層適切な雇用管理、在留管理を図ることとし、平成 31 年度中に所要の措置を講ずることを目指す。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 116》

在留資格変更許可申請書・在留期間更新許可申請書等の記載事項を見直すなど、在留外国人について業種別・職種別・在留資格別・地域別等の就労状況を正確に把握する仕組みを構築し、外国人雇用状況届出情報とともに、外国人の就職状況をシームレスに把握し外国人の就労に関する統計の充実・活用を図る。〔法務省〕《施策番号 117》

就労目的の外国人の雇用形態、賃金等を把握することができるよう統計の見直し等を行い、平成 31 年度中の実施を目指す。【平成 31 年度予算 2 億円】〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 118》

円滑な入国審査と厳格な入国管理を高度な次元で両立させ、併せて機能的な在留管理等を実施するため、出入国在留管理庁を創設するとともに、外国人の円滑な受入れやその受入れ環境の整備に関する業務を適切に遂行することができるようにするため、その職員に対する研修の充実や必要な出入国管理システムの改修を含め人的・物的体制の整備を図ることとする。【システム改修経費等関連予算として平成 30 年度補正（2号）予算 14 億円、平成 31 年度予算 4 億円。施策番号 7 及び 113 と合わせて 50 億円】〔法務省〕《施策番号 119》

(3) 不法滞在者等への対策強化

【現状認識・課題】

我が国には依然として多数の不法滞在者が存在し、その多くが不法就労に及んでいるとみられる上、近年、その手口は悪質・巧妙化し、悪質な仲介事業者等が関与する事案も後を断たない状況にある。さらに、主たる在留目的が就労にあるにもかかわらず、留学目的と偽って就労をする者も少なからず見受けられるとの指摘もなされている。今後、外国人の受入れがますます拡大していく見込みであることも踏まえ、不法滞在・不法就労等の撲滅に向けた取締り等の一層の強化を図る必要がある。

また、技能実習制度については、低賃金等の劣悪な実習環境の問題が指摘されているところ、平成 29 年 11 月から、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の下で新たな制度が施行され、適正化に向けた取組が進められていることから、その運用も見守りつつ、技能実習制度における不正な行為に対して厳正に対処していく必要がある。

【具体的施策】

不法滞在事犯、偽装滞在事犯等の取締りの推進のため、地方入国管理官署が警察等の関係機関との協力関係を強化し、緊密な情報共有を行うとともに、収集した情報の分析を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発の推進に努める。また、不法滞在事犯、偽装滞在事犯及び不法就労助長事犯に関与する仲介事業者及び雇用主を積極的に摘発するなど、悪質な仲介事業者及び雇用主に対して厳格

な対応を行う。さらに、不法就労等の防止、不法滞在者の地方入国管理官署への自主的な出頭の促進等に向けた広報・啓発活動及び指導を積極的に実施する。【平成 31 年度予算 5 億円】〔法務省、警察庁、厚生労働省〕《施策番号 120》

退去強制令書が発付されているものの、送還を忌避し、あるいは諸般の事情により仮放免されている外国人については、その動静を適切に把握するほか、帰国用臨時旅券の職権発給を拒み、送還対象者の身柄の引取りを行わない国については、外務省を通じるなどして、帰国用臨時旅券又はこれに代わる身分証を発給するとともに身柄の引取りに協力するよう交渉を進めていくなど、送還の支障となっている事由の解決・解消に努め、可能な限り早期に退去強制令書を執行する。〔法務省、外務省〕《施策番号 121》

技能実習に関し、外国人技能実習機構における実地検査要員の拡充及び実地検査に関するマニュアル等の整備による実地検査能力の強化を進めるとともに、外国人技能実習機構が行う実習実施者等に対する検査に関し、その結果を必要に応じ的確に法務省に通報させ、法務省において追加調査・外国人技能実習機構との合同調査等を行い、技能実習生の保護等を図る。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 122》

法務省による技能実習における失踪者に係る情報等の収集・分析の結果、実習実施者について賃金不払等の労働関係法令違反が認められた場合には、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構が連携の上、更なる調査を進め、実習実施者・監理団体等に対する指導助言、立入検査、改善命令等の措置を講ずるほか、悪質な場合は、実習実施者及び監理団体に対し、許可の取消し等の処分を行う。労働関係法令違反の疑いについては、法務省から厚生労働省への通報により、労働基準法等に基づく監督指導等を行い、賃金の不払等の違反があれば是正を図らせる。加えて、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構は、必要に応じ、関係行政機関に対して情報提供や告発等を行い、関係行政機関においては、法令に基づいて適切に対処する。こうした取組の状況等については、白書等を通じて定期的に公表する。〔法務省、厚生労働省、警察庁〕《施策番号 123》

法務省に設置した「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」において、平成 29 年及び平成 30 年に行った失踪した技能実習生からの聴取結果について、聴取票の記載から明らかに違法又は不正な行為を行っていないと認められる場合を除き、全ての実習実施者等及び調査可能な技能実習生に対して調査を行い、その調査結果について平成 31 年 3 月末までに公表する。〔法務省〕《施策番号 124》

矯正施設等において、更に通訳・翻訳体制の充実を進めるなど、外国人被収容者処遇等の充実を図る。【平成 31 年度予算 4 億円】〔法務省〕《施策番号 125》

平成 30 年 1 月から実施している「難民認定制度の運用の更なる見直し」の実施状況を踏まえて、就労等を目的とする濫用・誤用的な難民認定申請への更なる対策を講じ、真の難民の迅速な保護を図る。〔法務省〕《施策番号 126》

総合的対応策関連予算

○	生活者としての外国人に対する支援		
	・ 暮らしやすい地域社会づくり		30億円
	(「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」の整備等)		
	・ 生活サービス環境の改善等		25億円
	(医療通訳の配置・院内案内図の多言語化支援等)		
	・ 円滑なコミュニケーションの実現		8億円
	(日本語教育の充実等)		
	・ 外国人児童生徒の教育等の充実		5億円
	(地方公共団体が行う体制整備への支援等)		
	・ 留学生の就職等の支援		32億円
	(就職支援プログラム認定、介護人材確保のための支援等)		
	・ 適正な労働環境等の確保		34億円
	(労働基準監督署・ハローワークの機能強化等)		
○	外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組		35億円
	(日本語能力判定テストの実施、海外における日本語教育基盤強化等)		
○	新たな在留管理体制の構築		42億円
	(在留資格手続のオンライン申請導入、在留管理基盤強化等)		

合計 211億円

(うち平成30年度補正(2号)予算 61億円)

(うち平成31年度予算 150億円)

(内数を除く。)

※ 以上のほか、関連予算として以下のものなどがある。

・ 地方創生推進交付金	1,000億円の内数
・ 独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金 (留学生の就職等支援関連)	131億円の内数
・ 人材開発支援助成金 (地域での安定した就労の支援関連)	571億円の内数
・ 不法滞在者対策等	157億円 等

以上

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（案）」に係る意見について

法務省入国管理局参事官室 殿

平成 31 年 4 月 9 日
公益社団法人東京都専修学校各種学校協会
会長 山 中 祥 弘

1 我が国の教育機関を通じて高度な専門性や日本語能力を身に着けた外国人留学生は我が国のよき理解者として貴重な人材であり、平成 30 年 12 月に取りまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の方向性に基づき、今回、大学や大学院を卒業又は修了した外国人留学生の日本国内における就職機会の拡大が速やかに具体的に図られることは大変意義のあることである。

しかしながら、同様に総合的対応策として示されているクールジャパン分野等の専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）を卒業する外国人留学生の就職機会拡大に向けた具体的な措置がなされていないことは遺憾なことである。

クールジャパン外国人材の受入れはクールジャパン戦略に位置付けられ、国家戦略特区における特例措置としての取扱いが認められ、これらの措置により外国人留学生全体の就職先の職域等が拡大していくことも望まれるが、アニメ、デザイン、CG・ゲーム、ファッション、理美容、食など、多くのクールジャパン分野等の専門領域を有し、実践的な職業教育を受け、専門職としての知識・技術、技能を身に着けた専門学校の外国人留学生に対する就職支援策を早急に講じることが何よりも必要であり、また、在留資格については、統一した取扱いがなされるよう明確な基準等の早急な策定を求めるものである。

2 我が国の産業社会及び地域経済の活力を支え、インバウンド戦略およびクールジャパン戦略の中核となっているのは中小企業である。また、専門学校に学ぶ外国人留学生が身に着けた実践的な職業教育を活かせる就職先となっているのも多くの中小企業である。

今回、上記 1 と同様に施策の方向性として示された「一定の条件を満たす中小企業への留学生の就職を支援するため、留学生が在留資格変更許可申請を行う際に必要となる各種提出書類について、大企業と同様の簡素化を図ることについて検討し、平成 30 年度中に所要の措置を講ずる。」ことについても具体策をもって在留許可手続きが円滑進めることができるよう早急に措置を講ずることを求めるものである。

3 実践的な職業教育を行い高等教育機関に位置づけられている専門学校を卒業する外国人留学生も、今回対象となっている大学等を卒業、修了する外国人留学生もみな等しく我が国の文化に触れながら学んだ我が国の良さ理解者であり、在学中に修得した知識・技術、技能や、日本語を含む語学力を活用する業務を遂行する能力を有している。

さらに、専門学校への入学資格には出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の五「申請人が専修学校又は各種学校において教育を受けようとする場合…」のイに日本語能力について規定されており、（大学については規定なし）専門学校の外国人留学生は、日本語能力についても一定の保証がなされていると考えている。このことから同じ要件を満たしていれば同等に取扱うことは当然であり、専門学校を卒業し専門士の称号を付与された外国人留学生に対しては同様の取扱いとするよう規定することを強く求めるものである。